

令和3年第1回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和3年3月5日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (12名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	江田豊寿君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	高野喜寛君	住民課長	我妻美幸君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	生田目源寿君	社会教育課長	岡部真君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐川建治 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、11人で33項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、佐川建治君。

○議会事務局長（佐川建治君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

別紙の一般質問同趣旨扱いをご覧ください。

まず1つ目です。

質問順1、8番、須藤浩二議員の（2）新型コロナウイルスについてと、質問順2、1番、菅野朝興議員の（1）町内におけるコロナ感染症の傾向とこれからの対応はと、質問順3、5番、岡部宗寿議員の（1）新型コロナウイルス感染症の町民へのワクチン接種についてと、質問順5、11番、水野秀一議員の（1）新型コロナウイルスワクチン接種についてと、質問順6、4番、木田治喜議員の（1）新型コロナウイルスワクチン接種についてと、質問順7、3番、会田哲男議員の（1）新型コロナワクチン接種に係る現在の体制等、準備状況はと、質問順9、7番、金成英起議員の（1）新型コロナウイルスワクチンの接種についてと、質問順10、9番、上野信直議員の（1）我が町の新型コロナウイルスワクチン接種の流れや時期はと、質問順11、10番、角田勝議員の（1）新型コロナウイルス感染を防ぐために、検査（PCR）の拡充等取組を強めることについての9項

目が同趣旨扱い。

2つ目です。

次に、質問順2、1番、菅野朝興議員の(2)旧里小、旧山小の跡地利用の推進をと、質問順6、4番、木田治喜議員の(3)山小・里小の跡地利用についての2項目が同趣旨扱い。

3つ目です。

質問順8、6番、渡辺幸雄議員の(1)浅川中学校校舎建設についてと、質問順11、10番、角田勝議員の(6)浅中校舎の改築は設計前に多くの町民の声を聞き十分な検討をの2項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長(円谷忠吉君) あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方々から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な会議運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、8番、須藤浩二君、(1)令和3年新規職員採用についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

[8番 須藤浩二君起立]

○8番(須藤浩二君) 令和3年新規職員採用についてお伺いいたします。

まず1点目、募集人数に対して何名の採用、または採用予定となったのか。

2点目、令和3年度の嘱託、臨時職員の採用数は。お伺いいたします。

3点目、社会福祉協議会で何名かの退職があったと聞いております。補充はきちっとできたのか、また運営に支障はないのか。

以上3点お伺いいたします。

○議長(円谷忠吉君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

1点目につきましては、募集予定人員は3名程度でした。採用は、行政報告のとおり3名の採用を決定しております。

2点目につきましては、4月1日からの予定する会計年度任用職員は、フルタイム職員で32名、パートタイム職員48名の合計80名を予定しております。

3点目につきましては、社会福祉協議会における人員の管理及び運営内容は、町が直接関与しているものではないのでご報告できる状況にはありません。ご理解願います。

以上です。

○議長(円谷忠吉君) 8番、須藤浩二君。

○8番(須藤浩二君) まず、1点目の質問に対しての報告は先日の行政報告でお伺いいたしましたので理解しているところですが、募集人数が3名、何名の方がその試験に応募されたのかを再度お伺いしたいなと思います。

2点目の嘱託、臨時職員数の数、合わせて80名と。令和2年度の正職員数が72名、また令和3年度の正職員

数も32名で令和3年度の当初予算が組まれておりますが、フルタイム、パートタイムの人員に関してのその80名というのは、令和2年度と変更はあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

3点目、社会福祉協議会の件ですが、町長答弁理解できます。ただ、浅川町から多額のお金を社会福祉協議会に支出して運営しているのも事実でございます。ある程度町が事業をお願いしていた部分ありますよね、町長ね。それが突如として町に返されてきてしまった。例を挙げれば、敬老会の事業も今までは社会福祉協議会で行っていた。それを突如として浅川町に返されてしまった。生きがいデイサービス等いろいろ、そのデイサービス事業に関しても令和2年度はいろいろ問題があったと議会のたびに質問がありましたね。

その点を考えると、やはりお金だけを出して口は出せないというような逃げるような答弁をするのではなくて、しっかりとした答弁をしていただきたい。運営に支障が出ていると思うんですよね。3名もの方が辞めている。その事実を町長は知っている。ですから、そのような答弁ではなく、もうちょっと前向きな紳士的な答弁をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1番と2番は担当課より説明させていただきます。

あと、町から社協に補助金が出ているのは、これは当然皆さんもご存じだと思います。これは、そのお金の使い方は町の監査もしっかり見ていると思いますので、私はこの補助金に関しては何ら問題はないと思っております。

そしてまた、職員が辞めたから必要はないのかということですが、お話聞いておりますが、辞めて1年ぐらい採用になったと思いますが、今のところ大きな支障はないと聞いております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目でご質問の募集関係の件でございますが、大卒程度と高卒程度に分かれております。

まず、大卒程度については1名程度の募集ということで募集をかけました。申込者については3名の申込みがございました。そのうち1名については棄権をされております。1次試験、2次試験については2名の方が試験を受験されまして、最終的には大卒程度で1名の採用という状況でございます。

次に、高卒程度でございますが、募集定員は2名程度ということで募集をしました。申込者については5名の申込みがございました。1次試験については5名の方が受験されたということで、2次試験に進んだのは3名でございます。そのうち採用になったのが2名でございます。結果として、募集定員の3名程度に対して、町長答弁のとおり3名の職員を採用決定したという内容でございます。

次に、2点目につきまして、臨時嘱託職員の採用数ということで、前年度に引き続き変更あるのかということですが、先日の当初予算の中で説明を申し上げましたが、前年度については会計年度任用職員におけるパート、フルタイムの合計が73名でした。これはあくまでも4月1日現時点における職員数であります。本年度の4月1日の予定する職員数は80名ということで、昨年度に比較すれば7名程度の増ということで、予算編成もしている状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点目に関しましては、高卒の方が5名、試験に挑んだということで、かなり高卒の方からも関心度が高くなってきたのかなど。かなり評価できるなと思います。ぜひとも、期待に胸を膨らませて入ってくる3名でございます。一日も早く浅川町の職員となることを願います。また、残念なことではございますが、現職の職員が様々な理由で退職される方もおりますので、その点も町長、気遣っていただいて、できるだけその3名の方を即戦力となるような方に育ててあげていただきたいなと思います。

2点目の嘱託と臨時職員の件でございますが、令和2年度は73名、令和3年度はプラス7名、増えて80名と。プラス7名となる内容をちょっと、最後お聞かせいただきたいと思います。

3点目の社協の件でございますが、町長、お金の話じゃないんです。多額のお金を支出して運営していただいているのであるから、町はしっかり関与をして社会福祉協議会の運営に携わっていただきたいということです。支援職員が辞めて1年じゃないです。職員が辞めたのは僅か数か月前です。ですから補充はできていないと思います。こういうものも考えて、しっかりした運営をしていただきたい。

そして、所長もおりません、現在。不在でございます。その辺も令和3年度には前進してほしいなと思いますが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 職員が辞職した、それは県職員あるいはほかの市町村もかなりの職員は辞めているのはご存じだと思いますよ。これは本町だけではありません。一生懸命、職員、先輩方が手を取り足を取り今やっております。そういう中でも辞職するというのは、私も本当に胸が痛い思いでございます。今回も3名入りますが、一生懸命地元のためにやっていただけたらうれしいなと思っています。研修を一生懸命頑張っていただきたいと思っております。

それと、しっかり運用、これは当然なんです。というのは、私12月のときに9番議員にこう答えたんです。もう少しの間、しばらくお待ちくださいと。私のほうから職員をお送りさせていただきますということをお話ししたと思っております。ですから、一気に全てのものは解決しないんです。今まで何十年とやってきたのを一気にできますか。できるわけないんです。ですから、今回職員を送って、少しでも改善していけば私はいい職場ができると思いますよ。

というのは、社協がしっかりしていなかったら高齢者とかそういう福祉関係が衰退しちゃうんですよ。知っていますか。そうでしょう。ですから私は、今少しずつ改善しようと思っているんですよ。4月以降職員を送りますので、明日以降いろいろと改善をしていきますので、どうぞ長い目で、お力をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 2番の会計年度任用職員に対しての7名の増の内訳ということでございますが、手元に正確な資料ございませんので、概数ではございますけれども説明を申し上げたいと思います。

会計年度任用職員におけるパートタイム職員は3名、昨年度45名に対して今年度48名で3名の増の予定でございます。フルタイム職員については、昨年度28名に対して本年度32名で4名の増というふうなことで、合計7名でございます。主にこども園における幼稚部の申込者数が増えているという状況で、こども園の幼稚部

に關係する會計年度任用職員が主な増の内容となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）新型コロナウイルスについての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 9名の方が多く同趣旨に入っておりますので、表題と質問、端的にお伺いいたします。

新型コロナウイルスについて、まず1点目。ワクチンの接種時期はいつになるのか。

2点目、コロナウイルスに関する専門部署（担当課）を設置すべきと思いますが。

3点目、令和3年度の町事業（主催・共催）開催についての考えをお伺いいたしたいと思ひます。

以上、3点です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順に、1番、菅野朝興君、（1）町内におけるコロナ感染症の傾向とこれからの対応はの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 2点お伺いします。

1点目、町内での感染者はどのような経路で感染したのか、何かしらの傾向はあったのか、お伺いします。

2点目、現状の対策とこれから新たな取組はあるのかどうかということをお伺いします。

お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、5番、岡部宗寿君、（1）新型コロナ感染症の町民へのワクチン接種についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 私も趣旨だけ説明させていただきます。

今現在、コロナで入院している人は何人なのかを伺います。また、濃厚接触者対象者は今現在何人なのかも伺います。

2番、我が町には病院、医者は1人しかおりません。その医者を守るためによそからの応援などはあるのかも伺います。

3番、ワクチン接種をするのに混乱を避けるためのシミュレーションなどは予定されているのか。また、この先、優先順位などはどうなっているのか伺います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、11番、水野秀一君、（1）新型コロナウイルスワクチン接種についての質問を許します。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） 私も簡単に3点ほどお伺いいたします。

この前の全員協議会では、町民体育館で集団接種を行うとのことでしたが、接種人数も多く、日数などもかかると思いますが、実施方法についてお伺いいたします。

2点目、会場に行けない高齢者や車の運転のできない独り世帯などの対応についてお伺いいたします。

3点目、接種は本人の同意に基づいて行うものですが、町民の接種が少ない場合も考えられますので、対応についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、4番、木田治喜議員、（1）新型コロナウイルスワクチン接種についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 新型コロナウイルス感染症は町民に大分影響しているというふうに考えています。当町におきましても2月10日、10例目、県内1,799例目、そして3月2日に11例目、県内1,985例目というふうに確認されました。町一丸で対応されているということは承知していますが、国は発生条件に対する予防接種の実施体制、整備を行うとともに、2月17日より安全調査のために医療従事者への先行接種が開始され、福島県でも昨日から始まったという報道がなされています。

その意味でも予防接種、県や市町村に準備態勢の確保を促しています。2月12日の全員協議会で国の接種体制の基本設計については説明を受けたところですが、町の接種体制を何点か伺います。

また、同僚議員と重複するかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

その前に、新型ウイルスに感染した人や家族の人たち、また医療従事者を差別や誹謗中傷から守るため、差別禁止を盛り込んだ条例を制定する自治体が増えています。令和2年12月時点で約33自治体ですか、制定して、少なくとも9自治体が審議中というふうになっています。白河市でも令和2年10月7日に条例が制定されました、当町でも近隣の町村の中でも発生が多いという中で、制定する意向があるかどうか、1点目に伺います。

次に、今回の予防接種を可能にしている法律改正があると思うんですが、12月9日に改正されているというふうに聞いています。その内容を簡単でいいので説明願えればと思います。

それから、ワクチン接種の具体的なスケジュールということで、4項目だけお願いしたいと思うんですが、庁内の人員体制、それから医療機関との調整契約、それから接種会場の決定及び医師以外の会場での保健師、事務職の人員の見込み数、その確保状況を併せてお願いします。

4点目に、相談体制の確保の4項目だけお願いしたいと思います。

また、町の接種人員の基本的な考え方、こちらも伺います。

それから、併せて接種費用について、予算は全員協議会で説明をいただいたところですが、新型コロナウイルス感染症対策事業の中の幾らぐらいと見積もっているか、改めてお伺いしたいと思います。あくまでも接種費用の金額だけお知らせ願えればと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、3番、会田哲男君、（1）新型コロナワクチン接種に係る現在の体制等、準備状況はの質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 町民から4月の接種に向けて大変な関心あるいは心配を持っていると思います。

そこでお伺いいたします。

現時点での接種会場、医師・看護師等の人員確保状況と接種の開始予定はいつか。

2番目としまして、対象者の把握、接種通知、予約等はどのようにするのか。

3点目としまして、3週間後に2回目の接種ということでございますが、1回目の接種者、非接種者の管理はどのようにされるのか。また、接種等の周知はどのようにされるお考えなのか。

4点目としまして、高齢者等、移動手段に問題があり、接種会場等に行けない方への対応はどのようにされる考えか。

5点目としまして、総じて、ワクチン接種に係る今後のスケジュールをお示しいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、7番、金成英起君、（1）新型コロナウイルスワクチンの接種についての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） 新型コロナウイルスの接種について、ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンは、早ければ4月から65歳以上の高齢者への接種が始まります。その後、一般の人へと順次対応が広がる予定のようですが、本町においてのワクチンを受ける手順をお伺いします。

3点ほど。

1、いつ。

2、どこで。

3、どうやって受けるのか。

併せて注意点などありましたら、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順10、9番、上野信直君、（1）我が町の新型コロナウイルスワクチン接種の流れや時期はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） ワクチン接種について、簡潔に6点お尋ねをしたいと思います。

1点目ですが、接種の準備段階から対象者全員の接種が終わるまでの全体の流れを伺いたしたいと思います。

2点目です。接種は医療関係者が最初のものですけれども、その後はどういう順番で進められるのか。浅川町ではそれぞれの該当者は何人なのかも併せて伺います。

3点目ですが、それぞれの接種時期はいつ頃になるのか、また対象者が全て終了するのはいつ頃になるのか、見通しを伺います。

4点目ですが、接種に必要な医師や看護師の確保はできるのかどうか伺います。

5点目です。町民の中には、副作用を心配して、「ほかの人が受けてから」と考えている人がいます。そういう人にはどう対応するのか伺います。

最後の6点目ですが、浅川町では、本番でスムーズにいくように、町民への接種を始める前に予行練習は実施するのかどうか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 質問順11、10番、角田勝君、（1）新型コロナウイルス感染を防ぐために、検査（PCR）の拡充と取組を強めることについての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

ワクチン接種が今進められております。それに伴って、このワクチン接種がいわゆる全てとは言っていませんけれども、とにかくそれさえやれば大丈夫なんだというような、そういう誤った考え方が今広がっているわけでありまして。

しかし、ワクチンは感染を防ぐという点では非常に弱いんだそうであります。重症化を防ぐという、そういう役割が最大のものだ、こういうふうに言われております。ですから、ワクチンの接種によって、いわゆる検査の状況が、いわゆるPCR検査、その他の抗体検査がありますけれども、その検査がおろそかになっては感染が止まらないというような状況が生まれるのではないかということが専門家の中でも危惧されております。

そこで浅川町も、大きくは北海道の札幌市のように関係する施設、学校、それとクラスターが今まで出てきているような、そういう全国の実例を参考にしながら、福祉施設、例えばさぎそう、あるいは生きがいセンターですか、社会福祉協議会等のデイサービスの方々や職員、あるいは給食の関係の方々、あるいはそのほかの方々々にぜひ町が公費で負担をする、それは国が第3次補正とかいろいろな形で予算を手当てしているわけでありまして、その辺も含めながら、全て国に対して、全て無料にするようにという要請を一方ではしながら、しかし感染をこれ以上浅川町でも、10人という2桁でありますけれども、これより増やさない、という決意を込めて検査の拡充をすべきであるということが一つであります。

そして、2番は今言われた中にあるんでありますけれども、やっぱり国や県に対しても、これらの検査の経費について、希望する者と、先ほど言った方々への費用、こういうものをきちんと出すべきだと、こういう要請を強く町村会や県にも挙げて実施する、そういう手だてにするべきだ。

3つ目には、いわゆる緊急指定の宣言された都市、あるいは県、そういうところから浅川町にどうしてもやっぱりいろいろな面で来なくてはならないと、例えば両親の病の件で、あるいは様々な今試験の時期でありますから、就職試験なんかも含めてそういう試験とか、あるいは緊急なことで来なければならないというような方々に対しては、やはり町が費用を出すということが私は必要だと思うんです。

この一部は、今年度の予算の中で成人式に出る方々については町が償還払いというようなことで、例えば東京なら東京で検査を受けてくる、そういう費用、あるいはこっちに来て自分で率先して検査をしたと、こういうような方々には償還払いまでしてきちんとお金は出すということが決まりまして、これはよかったかと、5月2日にやるんだという回覧板が回ってございましたけれども、ぜひとも、きちんと成人の人たちが安心して、

しかも家族も安心して迎えることができる、そういうことになってほしいという願いを、そういうことに大きな役割を果たすのではないのかなというふうを考えまして、そういう方々の費用を町が出すと、こういうことによって感染を防いでいくという、いわゆる検査の体制を拡充するという、その面からの質問であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 初めに、8番、須藤浩二君の質問への答弁を願います。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症関係の同趣旨のご質問として、それぞれにお答えします。

新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等のご質問につきましては、その情報の変化が著しく、最新情報で答弁したいと考えておりますので、以下、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 新型コロナウイルス感染症に関するご質問がかなり出ておりますので、重複する可能性もあります。ちょっとメモは取りましたが、書き損じているところもありますので、項目確認のほうはよろしいでしょうか。

それでは、一番初めに8番議員のワクチン接種時期についてのご質問にお答えしたいと思います。

これは新聞で皆さんご承知だと思いますが、先行接種として昨日から県内の医療機関の接種が始まりました。これにつきましては、国がワクチンの配給というか、この状況に従って行った形で、医療従事者をはじめ行った後に高齢者の接種ということで、町民に関する部分は65歳の接種からなんですけれども、このワクチンのいわゆる供給がはっきりしたところは見えておりませんが、国では暫定的に各県に対してワクチンの供給をするという、今のところ約束をしていますが、それが実際浅川町に届くかどうかは今のところ未定であって、非常にスケジュール的に困惑しているところであります。

実際に国のほうで、最終的な日時を6月末日というふうに言っていますので、それがこういった地方の浅川町とかが末日になってしまうのかどうか。あるいは先行的に配布されるワクチンの中で一部接種が可能なのかどうかは、今のところちょっと不透明なところがありますが、国では65歳への接種を着手したいという意味で、4月の2週目だと思いますが、ワクチンの配布を県のほうにするとということで、その中から平等にそれを、均等に配布するのか、あるいは先行してどこかの市町村を代表してやるのかは今のところ未定なんですけれども、県が決定する形によってスケジュールが決まってくるというような形に現在のところなっております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 8番、須藤議員に対する2点目、3点目についての答弁でございますけれども、2点目のコロナウイルスに対する専門部署を設置すべきというご質問でございますが、現在の担当課につきましては保健福祉課であります。庁議におきまして、ワクチン接種の形態によっては職員への協力を周知しております。進捗の状況を見極めるなどしまして、長期的な業務になる場合は検討すべき事案と受け止めております。

3点目の町事業の開催についてということでございまして、これについては、基本的には開催する予定を確認しております。ただし、各種行事の開催に向けて事前の周知時期において、感染の状況及びワクチン接種の推移、これらを見極めまして判断することとしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず1点目の答弁で、未定であるということですね。なかなかこれは予定が立っていないというのは新聞報道等で承知しておりますが、町民の方は今話題はこのワクチン接種のことばかりです。私も聞かれるのは、浅川はいつになったらやれるのかなという内容でございます。やはり町民の一番の関心事である接種時期、2日の河野大臣の発言を聞いて私はがっかりしました。国では各自治体に全てお任せすると。国は県に任せる、県は各市町村で判断してやってくれという。マスコミもそのとき何と言ったかという、丸投げだと。国は責任を一切指導も何もしない。自治体で勝手に判断してやってくれと。ただ、何の指針も国から示されない、県から示されない、それで末端のこういう町の担当課では、町民から、私議員から、いつやるの、いつやるのと攻め立てられる。非常にづらい立場というのを十分私も感じております。

できるだけ、やはり早い時期に安心を得るためにもワクチンの接種をしてほしいというのは、どの町民からの願いでもあります。そのことについては、やはり最新の情報を捉えながら担当課で頑張っていただきたいと思っております。

1に関しては理解できました。答弁は必要ありません。

2点目のコロナウイルスに対する専門部署を設置すべきということは、私は強く希望いたします。というのは、先ほど1点目の職員数の問題で聞きましたが、フルタイム、パートタイムの任用職員のプラス7名の中に、こういう担当する方を採用するのかな、準備するのかなという期待はありましたが、全くそうではなかったというのはがっかりしました。できれば担当部署をつくって、これからもっともっと仕事量、ボリュームが増えてくると思うんですね。担当課だけで補える量で済むのか心配するところでございます。

また、2月専決で業務委託先と金額等が出ました。集団接種のウェブ予約受付業務の委託料が110万円、設置会場、設置業務委託が125万円、送迎料が12万円。委託先とかはもうある程度決まっているのか、また、どこの会場でやるのか、その辺ももし決まっているのであれば教えていただきたいなど。

3点目、3年度の事業に関しましては開催すると。やはり状況を見ながらの開催だというのは十分理解するわけでございますが、令和2年度のように、間際になってやらないとか、そういうことのないように、できるだけ計画的に。やるのであればやる方向の計画を立てて準備していただきたいと思っております。

以上、2点に関して答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 2点目の担当部署をつくって体制を整備すべきでないかということのおたただしですが、確かにそのような今後の状況、推移を見極めまして、まずは職員に対して、それぞれの業務を担っているわけですが、それらを踏まえて職員に対する協力をお願いすると。それでもどうしても非常に厳しいということであれば、検討は当然しなければならぬとは思いますが、今お話ありましたように、委託等も予算上検討していますので、あらゆる方向でワクチン接種ができる体制を、これを判断して決めていきたいというふうに考えております。

3点目の各種行事ですが、最初に説明申し上げましたとおり、各種行事は開催する予定と。ただ、開催に当たっては、早い段階での方向性を注視するというおたただしの方針に立ちまして、ワクチン接種の状

況等を見極めて判断したいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

〔「議長、答弁漏れ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂本高志君） 予算関連だと思いますが、専決予算で議決された予算の一部の内容ですけれども、ウェブ予約につきましては、接種券の発行業者と連携するような形を取りたいということで、既に決定しております。予約につきましてはコールセンターを設けて専用回線、それからウェブシステムを併用するような形で考えております。

それから、委託先、会場設営並びに会場につきましては、町民体育館を65歳の初めの接種は考えておりました。この会場設営の委託先も既に決定しております。会場のいわゆるシミュレーションと申しますか、設定ももう既に考慮しておるところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） コールセンターを使う、ウェブ予約をする、果たして課長、この田舎町の高齢者を相手にするときに、ウェブ予約、コールセンター予約がスムーズに予約に結びつくのかということをお聞きしたい。できれば地区の担当の方が専任して、その地区の老人のそういう接種状況とかも確認するのも必要じゃないかなと思うんですね。

確かに、効率とかそういうものを考えると、ある年齢のところまででは対応できるかと思えます。ただ、そういうのに慣れていない方々の接種予約とか、そういうものに関してはもうちょっとアイデアを出していただきたいなと思います。会場の設置に関しても、もう既に町体育館を会場としてシミュレーションして会場設置を業者さんと打合せをしているということですね。分かりました。

それで、再度質問の内容は、令和3年度の一般会計予算にワクチン接種の医師の委託料2,608万2,000円というのが計上されております。これはコロナウイルスも含みなのか、それとも今までやっていた一般のやつも含んで、相対的な3年度の予防接種のものなのか、ちょっとお伺いいたします。コロナでやるのであれば、何人の医師で何日ぐらいを想定しているのか、その辺を再度お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まずウェブシステム、コールセンターによる予約ということなんですけれども、実際に各地区にそういった集約をしていただいている方がいて、事前の問診含めて事前の確認ができれば一番望ましいことなんですけれども、現実的に同時にこの事業を進めていくというのは、一般の検診よりかなり難しい状況がありまして、今後、保健協力員、それから民生委員さんとかの協力とかを得て事前にそういった予約が難しい方への対応というのは個々に考えていきたいというふうに思っています。

ウェブにつきましては、やはり今後65歳以下の方の接種がありますので、年齢的にはなかなか判断はつきませんが、若い年齢層ですとウェブでスマートフォンによって予約できる方が多いと踏んでおまして、先行してそれも含めて行うという形でご理解いただきたいと思います。

それから、当初予算にあります医師の委託料ということなんですけれども、これ、まずワクチンそのものは

国から供給されるもので、これは金銭がかからない。ただし、各自治体で行う接種に関しましては、いわゆる簡単に言うと注射器とかそれに関するものというのは各医療機関、これ個別接種と集団接種も同じなんですけれども、実際にそういった費用がかかる。その費用の単価というのは、医療機関に支払うという単価が定められておりまして、全ての方を受けられる予算を当初予算で見ているということで、医療機関に支払う、いわゆる個別の経費というふうに考えていただきたいなと思います。

あと、何人で行うのかということなんですけれども、取りあえず、これ先行するのが65歳の接種で、この後の質問にもあるんですけれども、今のところ、町内の医療機関である角田先生のほうでは、全面協力するというので一般の診療時間も削って、午後の対応をお願いしております。これは5日間平日行う。それから、石川医師会での協議が調べば、石川からの医師を派遣した場合には、その週の同じ週に土日を使って1日フルに稼働するという計画で、今のところ65歳の接種はできるというふうに踏んで思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、1番、菅野朝興君の質問への答弁をお願いします。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1番議員の質問にお答えしたいと思います。

町内での感染者はどのような経路で感染したかと、何らかの傾向があったのかということですが、現在と申しますと、3月3日に公表になった1名が新たに感染者として報告されております。全部で11名の陽性患者が発生したわけなんですけれども、大きく分けると5グループに分かれていまして、いわゆる家庭内感染で11名に広がったというような感じであります。

県のほうでは、その感染経路というのは詳しくは伝えてきませんで、いわゆる感染元となった方が、いわゆる濃厚接触者あるいは接触者であったかどうか、つまり感染元があった場合にはそういった形で表現をしてうちのほうに報告をいただいています。具体的な感染経路は、例えば、ある病院で感染したとかという細かな情報は与えられないんですけれども、その方が陽性者と濃厚接触したという位置づけでの連絡を受けて確認しております。

それから傾向については、浅川町で11人、大きく分けると家族形態ごとに5グループに分かれているんですけれども、その家族での濃厚接触で広がったという形で、既に、1名を除いてはもう既に病状回復して退院をしているということで了解いただきたいなと思います。

現状の対策とこれからの新たな取組ということなんですけれども、やはりその可能性がある濃厚接触者、感染者に関わった方のPCR検査という体制ですと、一応石川管内で各医療機関、今9の医療機関が検査できるような形にはなりました。ちょっと価格の問題はありますけれども。症状がなくて心配される方は医療機関のほうに問い合わせいただければ、そこでできるということになっておりますので、できる限りそういった、早めにそれを確認するという対策も必要かなというふうに思っております。

町としては、新たな取組として県が示しているような形で、特に今般、現在クラスターの発生が多いということで、県の指示では高齢者施設に自分自身関わっているかどうか、これを非常に見極めて注意していただ

きたい。それから、学校関係、教育現場ではなくて保護者として、父兄として学校に関わる際に十分、くれぐれも注意していただきたいということで、そういった点を各関係機関を通じて徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1番の、1つ目の質問で、町内での感染者はどのような経路で感染したかということで、感染した人が家庭内で濃厚接触で家庭の中で増えていったということで、家庭の中で増えないように、それを何か取組みたいなことをどうしたらいいのかということをお伺いしたいと思います。

そして、2つ目の質問しまして、この感染が増えないように、そしてまた何か感染したんじゃないかということでPCR検査を受けたいとき、これは9つの機関でできるということをお伺いしていただきましたが、この価格、値段みたいなことで、幾らぐらいかかるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 家庭内での感染が多いということで、町でも徹底して保健センター中心に感染予防対策、当然5つの感染予防対策を実施しながら、また個々の対応、結構問合せ、感染予防などの問合せとかがありますので、そういった点は細かな点を含めて指導していきたいということで、やはり基本的なマスク、それから密を避けるための会食、家庭内で密を避けるための会食はできないんですけれども、日頃やはり自分が感染しているかもしれないということで、家族内でもそういった気持ちで家庭で過ごすことの重要性も今後周知していきたいというふうに思っております。

それから、価格の問題なんですけれども、これは実際にPCR検査の検査自体をできる場所というのはひらた中央病院だけなので、結局外部委託、今は民間委託が可能になりましたので、そういった関係で1万5,000円か2万5,000円くらいのちょっと価格差があります。それは医療機関の諸々の事情によるものです。ただ、事前にその価格とか確認できますので、問合せをしていただいて、症状がなければこういう形でPCR検査をしたいということであれば、検査を受ける体制にあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1つ目の家庭内感染という部分なんですけれども、何かしらいろいろな情報が最近出ているかと思うんですけれども、食事をするとき、食事をした後に、みんなで囲んで食事をしたときの机をそのままにしておくとかよくない、なんかそこから感染するみたいなことも聞いたりしているんですけれども、そこを何か食事をした後に消毒をするということをやると効果があるみたいなこともありますので、何かそのような情報をもし何かあったら町のほうでも発信していただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 今おっしゃられたような形で、机とかトイレのノブとか感染源としてそういうのが高いということで情報をいただいています、県からも。町では、会議のたびに一応机を全部消毒して、それは内部の会議でも必ず行っていますので、そういった形で家庭でも極力努力していただけるような回覧、周

知等を行っていききたいなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、5番、岡部宗寿君の質問の答弁をお願いします。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 5番議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず一番初めの、現在コロナで入院している人は何人か、また濃厚接触者は何人なのかということですが、一番新しい情報ということで、そうお考えいただきたいなと。現在3月3日に1名の方が陽性者になりました。この方は今一番大きくなった病院でのクラスターということで、ご本人が入院された中で残念ながら感染してしまったという状況であります。この入院の際にご家族の付添いとかがあったんですけども、感染する前の形だったということで院内での感染で濃厚接触者はいないということで、単独1名で、症状的には大丈夫みたいなんですけれども、今のところ入院しているという状況になっております。

それから、2番目の浅川町に医者、医療機関ですね、1名しかいないのでよそからの応援はどうかという件ですが、先ほどお答えしましたように、町の角田先生のほうでは医者としてできる限りのことはやるつもりだというふうにご回答いただいて、私も非常に安心しているところなんですけれども、普通の日中の土日を除いた午後を対象にしても、接種を1人でもやるということで、今のところは協力を頂いております。

今後、町村側を通じまして石川医師会のほうへの協力はお願いしているところで、土日あるいはシフトによって派遣の日程は難しいんですけども、医師及び看護師の派遣については協力をいただけるという回答で、まだ実際に国のワクチンの、要するに供給が明確にならないとスケジュールが立てられないということで、先生方それぞれ病院で自分の病院を持っていらっしゃる方、お勤めの方もいらっしゃるんですけども、そのスケジュールに従って今後応援をお願いするという形で確認は取れておりますので、一応はよそからの応援はあるというふうに考えております。

それから、ワクチン接種をするのに、混乱を避けるためのシミュレーションなどは予定されているのかということ、また優先順位はどうなっているのかということですが、まずそのシミュレーションにつきましては、もう既に会場の設営、会場の設計は既に行っております。実際にそれを、混乱を招く状況というのは、どれだけ多くの方が来るかという点にも関わってきまして、そういった中でも会場を設営したときにもう一度そのシミュレーション、机上でのシミュレーションは行っておりますけれども、会場での実地訓練も行いたいというふうに考えております。

それから、優先順位ですけれども、これは何度も申し上げていますが、まず全国同じように医療従事者、それから高齢者、基礎疾患を持っている方がそこに併用するような形で行うということで、浅川町でも65歳以上の高齢者、それから基礎疾患を持っている方、それから高齢者施設ですね、その従事者という形で優先順位を決めております。それ以降の65歳以下の接種につきましては、ワクチンの供給量に応じて、もしかすると細分類して細かに年代別に分ける可能性と、それから、一気にワクチンが来た場合には64歳以下という形での接種になるかと思うんですけども、ちょっとこの辺は流動的な部分があるかなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 質問の1番では、1名が現在入院していると、家族には濃厚接触者は病院だったからいなかったということを今お伺いしました。それと、2番の我が町には医者が1人しかいないという問題は、1軒のお医者さんが暇を見てやってくれれば。そこに医師会のほうで応援に来るかもしれないという、応援に来るということでお伺いしました。それと3番目のワクチン接種、これは今、町民体育館のほうで設営をしてやるんだということでお伺いしました。それで医療関係がやって、65歳以上とそのほか疾患を持っている方々、それも分かりました。

思い起こせば昨年3月の議会で、私はこの新型コロナウイルスの問題を出しました。そのとき、質問は8番と私の2人だけだったんですが、それで私は確かにコロナでオリンピックも延期になるかもしれないという話をしました。実際にそのとおりになりました。あれから1年が過ぎ、やっとワクチンができました。しかし、日本に入るのは医療関係の接種から始まるということで、まさかあのときにコロナが世界中に蔓延し、今も1年以上も続くとは誰も思わなかったのではないのでしょうか。全ての医療、我が国に多大な損害を出しました。やっとワクチンが入り、明るい兆しが見えてきたんですが、残念ながら国からのワクチンは医療関係者、全体ですよ、全体の20%分しかいまだ供給されない。我が町でもできるだけ接種ができるように。ただ、国からのワクチンが来るのを指をくわえて待つしかないのが今、現状だと思います。保健課とか町も大変だと思いますが、これに懲りずに医者との連携をともにして、これから全部の町民に接種できるようにひとつ、できるだけ早く、来たらスムーズをお願いすることを祈って、私の質問を終えます。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○5番（岡部宗寿君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、11番、水野秀一君の質問への答弁をお願いします。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 11番議員のご質問にお答えしたいと思います。

前回の全員協議会で、町の体育館での集団接種を行うことであったが、日数もかかると思うので、その実施方法ということであります。

実施方法につきましては、既に第1段階の接種券のほうは、既に準備しておきまして、発送はできる状況にはなっております。これは、接種時期に合わせてちょっと送付しないと、あまり早めに送付するとなくされる方、高齢者なのでそういう心配もありまして、ワクチンの供給が整い次第、スケジュールが確認し次第、各該当者に、対象者に発送したいという考えであります。

段取りにつきましては、お手元に届いた接種券の中で予約という形で町が予約を受付いたします。ほぼ電話でのもの、直接来られる方もいらっしゃると思いますけれども、ウェブシステムを含めて町で予約をして、日程を決めた間に割り振るような形で予約を受付いたします。

当日につきましては、その予約券、接種券を持ってきて順序どおり医師の問診を行い、何事もなければ接種を行い、副作用の反応を見て、さらに接種のための証明書、1回目の証明書を交付するような形で2回目に備えるというような形の段取りになっております。

それから、2番目の会場に行けない独り世帯の高齢者、車の運転のできない人たちの対応ということですが、確かにそういった方がいらっしゃるということで、各自治体でも農村部でのやっぱりそういった実情があるということでも伺っております。どういった対応をすればいいのかということでもいろんなやり取りをしておりますが、浅川町では予約された方のところにデマンド方式で一応迎えに行く、職員がそれに同乗して迎えに行き送迎をするような形、一番密接型でちょっと考えておまして、初めは巡回型のバスも考えておりましたが、できる限り直接ご自宅、ドア・ツー・ドアで対応できるような形での対応をしていきたいということで、今、委託業者さん、バスですか、マイクロバスのようなワゴン車、そういったものの対応を今、詰めているところではあります。

それから、接種については、同意に基づいて本人が希望する場合、希望しない場合があるということで、少ない場合も考えられるということで、この最少人員の判定というのは非常に難しいところで、ワクチン自体が1箱という形で来るんですけども、この1箱というのは小さな瓶が中にありまして、これ195本なんですけれども、一旦取り出すと、何というんですかね、使用しなくちゃならない状況になりますので、ある程度ワクチンの供給量に従って、その上限の枠というのを定める考えではありますけれども、一応最少でも実施する考えはありますので、最少人員でも実施したいというふう考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 第1点目についてはいいですが、その集団検診の流れというようなことで、この前の全員協議会の中でもイメージ的なことも示されたのである程度納得いたしました。まだ、その点については角田医院一人というような体制でございますので、できるだけ無駄のない運用をしていただきたいと思います。

続きまして、2点目、3点目についてなんですが、2点目の、予約された方には迎えに行くというような体制を取るということでございますので、ぜひそのような方法で多くの人に接種させていただきたいと思っております。

それから、3点目の、同意に基づいて行うものでございますが、世論調査などでは2割から3割の人が接種をしないというような体制というか話も出ております。そうなりますと、このコロナを終息するための社会的な停滞の観点から言うと、接種をしない人、する人ができると、いつまでたってもこの社会的免疫性ができないというような観点から長引く可能性がますます増えてくるのではないかと思うんですが、この辺の少しでも多くやるというふうな考えについて、もう一度お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目、2点目については、できる限り住民の方が接種できるような体制で進めてまいりたいというふうに思います。

3点目につきましては、やはりこれ接種率が問題になってくるということで、11番議員がおっしゃったように全国でもアンケート調査によって、やらないという方の意思もかなりあります。地方、中央と、要するに感染の広がっている地域と広がっていない府県ですね、そういった温度差がかなりあって、もしかするとかなり感染者が出ていないところでは接種率が下がるのではないかというような懸念もあるようです。

ただ、基本的には抗体を持って、日本国民が全体抗体を持って予防できるような体制をつくるというのが目

的ですので、国ではできる限り対象者全員の予算枠、それからワクチンの数量を自治体に配布するということなので、できる限り町のほうで啓発して接種できるような形で対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 大変努力しているのは分かります。やはりこれはなかなか長期戦の構えをしていかないと、やはりこの注射を一番頼りにするしかない、私も思うんです。そういうことで、町全体からコロナを出さないような努力をして、早く終わらせたいと思うんですが、その点について町長の考え、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そうですね、コロナに関しては、全て初めてのことで、何をやるのにも初めてのことであります。それで、そういう中でも全職員が今全力を挙げて、そしてまた皆様方のご協力をいただいて、町民に安心して接種、あるいはコロナにかからないよう対応していきたいと思っています。全力挙げてやらさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、4番、木田治喜君の質問の答弁を願います。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 4番議員のご質問にお答えしたいと思います。

すみません、3番の内容なんですけど、ちょっともう一度内容を、ちょっとメモ忘れたんですけども、まず対象人員が1件、それからうちのほうの看護師、それから医師、保健師等の人数、それから見込み数、それから相談の体制ということでよろしいでしょうか。はい、すみません。

それでは、1件目についてお答えいたします。

感染した人の医療従事者の差別、誹謗中傷から守るための条例制定に関してですが、私のほうでも条例制定している自治体のほうは確認しております。内容を見ますと、最終的に客観的ではありますが、そういった形で誹謗中傷を防ぐための条例が制定されて、現在、今のところ石川郡でも協議しましたが、まだその制定には至っていませんが、今後コロナが続いて、このような社会的な問題が生じる場合には、条例の制定については考えていくということで、その辺は足並みをそろえながら石川管内でも考えているということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、2点目の令和2年12月9日に公布された予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律についてですが、この内容については町のほうにも示されておまして、概要であります。まずはこの新型コロナウイルスに関しては臨時的な予防接種をできるようなものであり、その臨時的な予防接種というのを位置づけるという、予防接種法には多分その臨時的な予防接種という形で行う形が明記されていなかったのかなと思いますので、そういった形で臨時的な予防接種を行うものであると。

それから、その予防接種を行うための、要するに要する費用、これは国が全部負担しますよというような形の改正。それから、この予防接種に関する有効性とか安全性について政令で定めるもので、この接種に関するワクチン製造者に関するその補償的な部分で、ワクチンを接種した後に死亡とか、そういったことがあった場

合には、国がその損失補償するというようなことが明記されております。

それから、検疫法につきましては、検疫法に定める期間について、この新型コロナウイルスの関連につきましては1年以内の適用をするという、ちょっとこの辺は私は詳しくないんですけども、そういった検疫法に基づく期間の特例を認めたものであるというふうに理解しております。

それから、3点目の、町民に対するワクチン接種までのスケジュール及び現在までの物品確保を含めた進捗状況ということではありますが、まずその人員につきましては、65歳以上の対象者は今のところは2,200名で考えております。それから、施設関連の高齢者福祉施設の職員関連で160名、それから64歳以下の対象者で3,300名ということで今のところ考えております。

それから、医師、それから看護師、保健師等の確保ですが、医師につきましては、先ほどお答えしたとおり、町内の医療機関の先生、それから石川医師会の医師の協力ということで、1人の医師について3名の看護師が理想で、それを今目指しているところなんですけれども、協力に来られる医療機関ではその派遣はなかなか難しくそうで、独自に資格を持った方の協力ができるように今、その調整を図っているところであります。

それから、保健師に関しましては、この職種の取得者で何もない方というのはいらっしゃるんで、現在の保健師の対応で行っていきたくないなということで考えております。現在は5名の保健師がおります。

それから、見込み数ですが、対象者が2,200名の3,300名なんですけれども、この見込み数が非常に各市町村でもばらつきがありまして、浅川町では一応7割ぐらいを想定しております。この数が多くなれば会場が、要するにスケジュールがかなり密になると、少なくなれば閑散した形での接種になるということで、見込み数については理想は7割、目標は8割のような形で設定しております。

それから、相談体制につきましては、現在も問合せがございまして、住所があるんですけども、その期間入院をして町内にはいない方とか、あるいは実際に転居をする方とかということで、個別の対応はしておりますが、今後はコールセンター早めに立ち上げて、そこで一括した相談を行っていきたくないなというふうに考えております。

それから、4番目の優先順位の基本的な考え方ということで、先ほどの答弁にもちょっと重複しますが、基本的にはまず65歳の高齢者を実施してみて、その中で反省点が、いろんなことが多分生まれると思いますので、それを踏まえて64歳以下の接種に当たっていきたくないなということで、国が考えるように、まずは65歳の2回目までの接種を優先に考えております。

それから、接種料金等の町の予算立てにつきましては、2月の専決予算、これにつきましては、国が示した今年度中に取りあえず準備できる予算枠ということで、約450万ぐらいの予算を計上いたしました。この事業に関しましては年度を区切るわけにはいかないんで、さらに来年度、この予算を繰り越しながら国の総枠の予算というのが示されまして、昨日示された中では、一応国が考える総枠というのが3,100万円ということで、これはワクチンの費用を除いた各自治体が準備すべき施設の経費、それから医師への委託料ということで示されております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今、質問の内容が若干違っていたので、今確認はいただいたんですが、ちょっと言って

いる内容が、ちょっと違ったので改めてなんですけれども、これは先ほど須藤議員のほうからもありました町内の人員体制ということでご質問、まず4項目のうち町内の体制のことを質問させていただきました。接種人員が何人いるかという話ではないんです。このワクチン接種に当たって、国のほうも去年の10月ぐらいからもう庁内の人員体制を整えなさいという話がなされていると思うんですが、その体制がなされていますかという話で質問させていただきました。

これがまず1つと、それから、4項目のうちの3番目の接種会場、これは医師とか何かの問題じゃなくて、医師以外の、会場には保健師なり事務の人だとか配置が必要だと思うんですね。それを何名ぐらい見込んでいるかということをお聞きしたんです。そして、今その確保がどうなっているかということをお聞きしたんで、再度お願いしたいと思います。

それで、それからもう一つ、接種費用については、国のほうでは多分接種費用に関わるものを、多分1回目と2回目で平均で2,070円という数字を出してきていると思うんですが、その元の2,070円というのに合わせてこちらで、浅川町のほうでは予算立てしているのかどうか、これの確認でした、先ほどの接種費用は。

ですから、1回目と2回目では費用がちょっと違うんですけれども、1回目だと2,870円、2回目だと1,260円ぐらい、当然ワクチン代は国持ちですから、それについてはかかっていないということなので、それで平均すると2,070円になると。そういう元の金額から予算立てしていますかということをお尋ねしております。これも再度お答えをお願いしたいと思います。

それで、いろんな意味でワクチン接種大切だと思いますし、その中でも先ほど来から出ていますように、国からの話も大分日替わりで、国会答弁等を見ても日によって変わるというようなことがありますので、そのご苦労は十分承知しているところなんです。先ほどの人員確保という点については、令和3年1月29日、特措法と感染症法の改正の代表質問がありました。そのときに国のほうとしても、接種体制の構築のための人員確保についてはあらゆる面で支援しますよということを明言していますので、その辺の費用云々のことよりも、その体制をいち早く確保するということが必要じゃないかなということを思っています。

それから、先ほど接種会場については町民体育館ということで、会場も含めて、会場とそれから会場の中で使う物品、こちらもそろえておこなきゃならないものが何点かあると思うんですが、それらの準備はできていますかと、それからどんなものを想定していますかということをお聞きしたいと思います。準備自体がどの辺まで進んでいるかということですね。

それから参考まで、これは本当の参考までなんです。令和3年1月25日、オンラインで国が地方自治の施設支援についての説明、いわゆるワクチン接種円滑化システムV-SYSの説明会があったと思います。こちらのほう、聴講したかどうか、この確認を、これ通告していないんで、していなければいけないで結構なんですけれども、しているかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

先ほど、同僚議員からもありましたように、チームをつくるのがマストかなというふうに思っていたんですけども、こういう基本的なことをやるときに、あなたの課に任せ切り、課だけがやればよいということじゃなくて、いろんなことが出てきます。世帯の台帳だとか何とかも全部といったら、福祉課とか住民課にも関係するだろうし、いろんな面で関係すると思います。

それから、先ほどウェブという話も出ましたんで、そちらのIT関係のことの得意な人や得意じゃない人が

いると思う。そういったチームを集めてやっているのかなというふうに考えていたんですが、先ほどの同僚議員の回答からすると、保健福祉課で全部それをやっているんだということをお聞きしましたので、私はもうチームはつくってあるものだというふうな考えでいましたから、何月に結成されたんですかということをお聞きしようと思ったんですけども、そちらのチームというのは本当にできていないのかどうか、再度ご確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 接種のための庁内の人事体制ということのご質問ですけれども、集団接種時の人員配置につきましては、それぞれの役割分担の中で一応検討して、今のところは設定をしております。当日の人員としては15名の職員だけですけれども、職員だけの15名の配置を予定しております。職員4名、保健センターの保健師関係、それから看護師、それから一般職、これに加えて、会場整備とかの部分で外注する部分もありますけれども、基本的には15名の体制を職員だけで考えております。

接種会場の確認ということで、いろんな準備品は考えているのかということですが、これも既に会場で使うもの、例えば非接触型の体温計、当たり前ですけれども、それからゴーグル、グローブ、それから非常用の応急処置の関連の器具、それから清掃用の各薬品関係、それから国で示されている、何ていうんですか、注射器に関する細かな医薬品、それから応急セットはもちろん必要でありますし、そういったものは既に洗い出して確認しておりますので、準備は整っております。

それから、費用負担につきましては2,070円ということで、これは国が示している単価ということで、基本的に1人当たりの接種委託料ということで国が示しております。この中には、先ほど言いましたように医師が持ってくるシリンジという注射器ですね、針以外のもの、それから各接種のための医薬品と、それから会場の設営とか、若干そういうのも含んでいるんですけれども、平均的な価格として2,070円が示されておまして、これは各医療機関も承知の上で、予算についてはこの基本額を基本として、その総額を医師の委託料として今のところ計上しております。

ただ、医療機関の状況によっては様々でありまして、その協力できる期間、接種できる期間に応じて個々の対応の費用というのはかかるかもしれないということで、看護師の数、医師の数によって若干の地域に合った契約というの考えられるかなというふうな今のところ考えています。

それから、オンラインでの説明会ということでV-SYSについて、これは各自治体で行ったZoom会議でありましたが、これについては2月17日、14時から16時にうちのほうで担当を含めて5人で聴取しております。V-SYSシステムにつきましては、今後導入について今進めておるところでありますので、ちょっと明確なお話はできませんが、その準備は進めている状況であります。

チーム編成につきましては、町のほうで何度も庁議等で各担当課の協力を依頼ということで、その調整を行って、実際に保健福祉課の担当のほうで実人員、それから当日のシミュレーションが可能な時点になれば、チームという形ではないですけれども、協力人数を把握して全体で取り組む姿勢は検討いたしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） この中で言うと、先ほどから言った庁内の人員、これはまた後でちょっとお話しさせてもらうんですけども。

それから、費用については確かに今のお話のとおり、いろんなこれから予想もしないような費用も発生するかと思いますが、基本線は基本線ですので、いわゆる国がどれだけ出すのかという話になりますので、その辺の把握をきちっとして、それを土台にして予算を積み立てていかないと、いわゆる最終的には相当その持ち出しがありましたよという話になってはこれ困ることなので、どこまで国が見てくれるのか、先ほどの人員体制もそうなんですけれども、国は見ると言っているんですから、それに合わせた、先ほども任用職員の採用等々の話がありましたけれども、その辺にかみ合わせてパートでも、いわゆるパート期間になると思うんですけども、そういった採用もしっかり考えていただくためには、先ほど1つ最後にありました、チーム云々の話ありましたけれども、ここで今後については検討しますよという話になっているみたいなんです、こういったことも含めて、今予算立てがどうのだから何かという話も含めて、そういったものを一括でものを考える部署、これ当然、このワクチン接種という今まで経験したことのないような形なので、それをやるためにはそれなりの体制が必要だろうと当然思いますので、これは再度検討していただきたいなというふうに思っています。

それで、先ほどのV-SYSなんですけれども、これ私でも分かっていた情報なので、当然役場の中ではタイムリーに見ているのかと、ライブで見ているのかなと思ったら、2月17日に見たという話なんですけれども、これ2回目ですか。これ何回か行われています。私、特に2回目が大切なんで2回目ということでお聞きしたんですけども、何回目のやつを見たのか、最後にもう一度聞いてから、これV-SYSそのものが今変更しつつあります。新しいシステムに変わるやもしれないということで、今河野大臣なんかも相当数そういったものを見直しをしていますんで、このV-SYSについては相当前から計画されていたものですから、その変更がどんどん今行われています。

そういった意味では、V-SYSを見たからいいんだという話じゃないんですけども、ただ、国がやっているやつにタイムリーについていくためには、こういったものをタイムリーに見ていくということが必要かと思えますんで、その辺をお願いしたいと思います。

それから、先ほど当町も、我が町も11例目があるということで、支援の一環としてよく言われていますが、パルスオキシメーターなんていうのをそろえたり、それから自宅療養している方に貸し出す準備をしていたり、そういったことができているかどうか最後に伺いたいと思います。

それから、町長はじめ職員全員が日夜ご苦労なさっているのは重々、先ほど来の同僚議員からの質問でも重々分かりますので、町民の不安をなくして命を守り、地域経済を守るために、時機を逸することなく対策をやっていただきたいというふうに思っていますんで、最後に、先ほど質問の2点かな、それだけはちょっともう一度お知らせ願えればというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） このコロナウイルスの、V-SYS関係の説明会につきましては、県の健康保健健康課の予防接種室というところが段取りを打って、各自治体でその質問が行われるような形でやっている経過があります。この2月17日水曜日は県が統一して行った説明会のものでありまして、最新のものが一番これ

であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

物資については既に、導入を含めて内部では検討というか、導入に向けて準備を進めているところであります。

それから、在宅の発生した陽性者への支援も含めて、予防のための対策、それから既往症を持っている方への対応ということで、できる限り町のほうとしても個別の対応のための準備は進めたいと思っておりますが、この発生の状況、それから予防接種、今並行して行っております、なかなかその細かなところまでは行き届かない面がありますが、今後重症化、少なくともそういった最終的な形で死に至るような結果につながらないよう、重症化予防のための施策は町で講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、3番、会田哲男君の質問への答弁をお願いします。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 3番議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1番目の、現時点での接種会場、医師、看護師等の人員確保等、接種の開始予定はについてですが、今までの答弁に重複しますが、改めて現時点では接種会場は町民体育館、それから医師、看護師等の人員確保については、町内の医師の確認はしておりまして、協力体制が得られるということで、人員確保については考えております。

接種の予定開始なんです、先ほどからワクチンの供給に応じてということなんですけれども、町ではできる限り5月中には接種のクーポン券を発行したいという考えなんですけれども、これは町の想定でありまして、国の状況に応じてワクチンが来次第、体制を整えば準備に入りたいというふうに思います。

それから、2番目の対象者の把握及び接種通知、予約等はどのようにするのかということで、この把握につきましては、令和3年度中に65歳を迎える方ということで既に把握をして、接種券の準備は既に個別の通知は整っております。この通知の発送時期は、今のような形で整い次第ということで行いたいと思います。この予約に関しては先ほどご指摘があって、ウェブはなかなか難しいのではないか、それから電話での予約も高齢者は難しいのではないかということですが、基本的に広報、それからホームページとか周知をしながら、予約ができる体制になったときには細かな情報を住民にお伝えしたいというふうに考えております。

それから、3番目の3週間後に2回目の接種ということだが、1回目の接種者、非接種者の管理はどのようにされるのか、接種等の周知はどのようにされるのかということですが、基本的に今のファイザー製のワクチンですと2回の接種は必要になります。1回目接種した後に3週間置いて接種をするような形になりますが、この3週間の間にワクチンが届いて、64歳までの人を重複してやるというのはかなり難しい状況を招く可能性がありまして、町としては2,200人の対象である65歳を先に接種を行うという考えで今のところ進めております。

1回目の接種をしますと、そこに接種証明書が発行されますので、その接種証明書によって2回目を接種していない方、また一度も接種していない方は区別ができるような形になっております。

接種等の通知は小まめに、あらゆる手段を取って、防災無線、各種回覧、ホームページ、それから各種行政区長様を通じて、周知できるような形で行いたいなというふうに思っております。

4番目の高齢者移動手段等につきましては、会場に行けない方への対応ということで、先ほど11番議員にもご答弁しましたとおり、個別の対応が一番だということで、可能かどうかは、どのぐらいの数があるかは問題ですけれども、そこに職員が同行すれば個別のデマンド的な対応はできるのかということで、できる限り対応するような方向で今検討いたしております。

それから、5番の総じて今後のスケジュールはどのようなものかということですが、先行接種として医療機関の接種が始まりました。ただ、これをワクチンが供給されているのは2回目分で、県の7万人の医療従事者のうちの2割程度と言われているので、一般の住民の各市長村の65歳への供給が開始される時期というのはちょっと微妙な状況で、不透明な状況になっておるといってご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 大体のことは分かりました。

それで周知徹底、あれは先ほど話あったんですが、保健協力員あるいは民生委員等にいろいろ協力いただくというようなことも答弁ございましたが、保健協力員は大分人数が減って18人くらいになるんですね。こういうような状況で、このコロナの対応は周知あるいは勧奨も含めまして、このような状況で大丈夫なのかと思うんですが、その辺を1件お伺いしたいと思います。

それで、接種者、未接種者、これの対応ですね、特別に対応が必要かなと思うんですね。この辺をどういうふうに、接種率を上げるための対応ですね、先ほど目標8割ということでしたが、それ以上に上げていく必要があると思っています。接種者、非接種者、受けない方への啓蒙などはどのように働きかけていくか、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 啓蒙、情報周知のための保健協力員の関係ですけれども、保健協力員につきましては、今年度新たな体制を見直して、今まで形式的な問診票の配布とか回収のみだった形ですが、個人情報の問題等がありまして、今年コロナの影響で郵送による通知を行って、それができるといって、もっと身近に民生委員とかと協力して、地域の主たる情報員としての役割を務めていただきたいということで、これから今選出しているところです。

そういった方を中心に周知を図っていくことと、現在でも大まかな内容は広報のほうに周知しておりますが、まだ日程的なもののスケジュール、それから体制、箇所、場所ですね、設置場所、そういった情報についてはまだ詳細な情報を伝えておりませんので、確定し次第、広報、一番効果的だと思われる各戸配布の回覧等で行っていきなというふうに考えております。

それから、非接種者の、要するに受けない人への接種率向上の対策ということで、これは全国でも65歳の接種始まっていないために、どのぐらいの接種率になるのかというのが非常に不透明な状況でありまして、この間石川管内でウェブ会議の中で会議を持ちましたところ、各5町村についても全く違った見込み数というか、

浅川町が70と言えば、平田では80だということで、これによって非常に接種体制が問題になりますけれども、ただ、国が何度も言っているように、安全性、それから安心して受けられるということが理解できれば接種率も上がるのではないかと思いますので、受けない方への再度の勧奨通知で、集団接種でまた同じ日程を組むのかという問題は今後の問題になりますが、予備日的なもの、64歳接種のときの予備日的な日程とかに含めて、勧奨的な通知を行って個々に呼びかけていくという体制は取りたいというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） これは世界的な流行で、特に地方自治体にとっても初めての対応だと思いますので、大変容易でないとは思っております。ぜひ町内一体となって、この新型コロナワクチンの接種にご努力をいただきたいと思っております。

最後に1つお聞きしたいんですが、さきの新聞報道によりますと、2月23日の新聞なんですが、浅川町は個別と集団、これを両方接種を実施するというのでアンケートなんですが、市町村アンケートに出ているんですが、この個別接種ということは考えているのでしょうか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 集団接種と個別接種の違いですが、集団接種は1か所に集まって接種を行う形で、個別接種の場合ですと、各医療機関で行う形になります。浅川町の場合は、接種できる医療機関というのは1医療機関しかないものですから、そこで受けるような形になるんですけれども、これも単発的に1人、2人というような形で接種ができるのかというと、ワクチンの性質上非常に難しいもので、その辺は医療機関と連携をして、必要なときに必要なワクチンを提供できるような体制を取っていきたいというのと、それから基本的には住所地で行うのを原則としておりますが、国では基本的にどこでも、最終的に個人の意思で受けられるようなシステムというのを考えておるようで、これはまだ分かりませんが、全国の自治体、浅川でいえば石川町の医療機関で受けられるような体制ができるのかなというふうに私のほうでは考えておりますので、そういった対応で今後、取りあえずは集団接種を行っていくという形で進めております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、7番、金成英起君の質問の答弁を願います。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 7番議員のご質問にお答えしたいと思います。

このワクチンの接種についての、いつ、どこで、どうやって受けるのかと、併せて注意点などということでご質問がありますが、この時期につきましては、今までの経過のとおり国のワクチン供給があり次第、対応していくということでありまして、それから、どこでということなんですけれども、3番議員のご質問とも重複するんですけれども、基本的に、まずは浅川町の町民体育館、2次的には保健センター等、個別接種の状況が生まれる可能性もあります。ですから、集団接種が終わって、2次的には保健センターの併用という形でも考えております。

どうやって受けるかにつきましては、今までの答弁のとおり、予約を取りまして、予約の中で予約日に会場

に来ていただいて、そこで受けるような形を取っていきたいということですので、浅川町の対象者が5,500名ということなので、小さい自治体であるがゆえに、個々の対応というのもある程度柔軟にできるのかなというふうには考えております。

注意点としましては、やはり接種率の向上ということで、各住民の方に安全で安心して受けられるものであるというようなことを、今後とも周知していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 答弁いただきまして、これ時期なんですけれども、町では6月末の頃でないかと言われていますが、県内のワクチンは昨日から医療従事者優先に始まったわけでありましたが、4月以降は医療従事者向けと高齢者向けを並行して接種を進めるという予定の、県の、今朝の新聞に出ていました。だから、その方向で進めればですよ、4月下旬か5月初めには接種、高齢者ですね、65歳以上が優先されるんじゃないかと思われませんが、町のほうの対応はね、ワクチンが入ってこなければできないですからね。それは分かります。

あと、会場ですね。会場は町民体育館で予定していると。第2次予定するところは保健センターでありますということであります。ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

その中で、ワクチンは原則として住民票がある市町村で接種すると。受けるかどうかは個人の判断で、全額公費で賄うということでもありますね。その中で、今コロナの中で、大学生なんていうのは実家に帰っていますよね、里帰りして。あと、出産とか単身赴任など、やむを得ない事情がある場合、例外的にほかの自治体でも受けられるということなんですけど、町ではどうなっているんですか。

あと、長期入院や老人ホームなどに入居している人は、その施設で接種することができるということでもあります。

あと、これ集団接種、大きく分けると2つになっていますね。集団接種と個人接種。個人接種の場合はかかりつけの、ここは浅川町では1軒しかありませんが、診療所に直接電話の予約を入れて接種ができるのか。それもちょっと伺いたいと思います。

あとは、どうやって受けるのかと、これ住民に接種券、はっきり言うとクーポン券ですね、が届くと。これは3月中旬頃郵送されるという予定でありますけど、65歳以上の高齢者には早めに接種券を送付するようにお願いしたいと思います。

あとは、接種前に体調を確認する予診票が恐らく受付のところでは自分の体調を届けるという運びになるんでしょうけれども。

あと、接種後副反応があった場合、これはどういう処置をするのか、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 接種時期に関しましてですが、大前提としてのワクチンの供給ということなんですけれども、その重複した期間ということで3か月という期間があるんですけれども、重複して、もしワクチンが全てその対象者、65歳以上、64歳以下対象のワクチンが届けば、そういった方法も考えられるんですけれども、混乱をしないために、まずは先行的に65歳を優先的に接種していくというのが今のところの方針です。人

口の多い都市部なんかでは、それを行き進めるために並行して行うことができるかもしれませんが、町としては今のところは65歳を先行して行うという考えで進めております。

それから、基本的に住所地でやるということなんですけれども、住所地以外の例外もございません。例えば出産のために里帰りしている方、それから単身で赴任している単身赴任者、それから遠隔地、学生とかでほかに住んでいる方、この方については市町村への申請が必要になりますが、その申請をすれば接種ができるような形になっております。

それ以外では、入院とか基礎疾患を持っている方、災害に遭った方などは申請なしで、その施設側で対処できるような形にはなっております。

それから、個別接種の個人がかかりつけ医に連絡すれば受けられるのかということですが、集団接種が終わって個別接種になれば、電話での連絡予約がまず基本になって、医療機関の日程、都合によって、その状況というのは変わるとは思います。恐らく医療機関へ電話をして、この日にやりたいということであって、それが整えば接種はできるようになるのかなというふうには考えております。

それから、クーポン券についてですが、クーポン券につきましては、今現在準備はできているんですけれども、国では3月中にクーポン券を配布しろということを指示しておりましたが、最近の情報になりまして、接種の情報に合わせて配布しろと。要するに、早めに配布すると、ワクチンの供給が遅れた場合に長期間それを保存しておくような形になるので、接種券自体が重要なものなので、そのタイミングを合わせて今度は配布しなさいというふうに変更になっております。

初めは3月中の配布を目標にしておりましたので準備はしておりましたが、やはり65歳の高齢者ということを考えれば、接種の時期に合わせて、できれば2週間前とか、そんな形で届くような形が一番いいのかなということで、今のところタイミングは計っておるところであります。

それから、接種時の体調不良があった場合ということなんですけれども、今まで接種した中でごく僅かではありますが、このファイザー製のワクチンについてもこういった副反応が表れたというデータがあります。会場でももちろん約15分、普通であれば15分から20分の間、この状況を確認するために待機していただくスペース、それからそれを監視するための医師というような形で体制は取りますが、万が一副反応が出た場合には、救急搬送とかも考えまして、日程が決まり次第、広域消防との連携を取るという約束になっておりますので、受け入れ態勢の病院の関連もありますが、万が一に備えた万全の対応はしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） できれば、大学生の場合はほとんどオンラインで自宅に対応してやっていると思います。そういう面もありますので、ここ浅川町で接種できれば幸いなんですから、そのように取り計らっていただきたいと思います。できれば早く、これはワクチンが入らないと事業は進まない事業でありますので、ぜひ早めに町民に知らせていただいて、事業が進むようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

○7番（金成英起君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ここで、11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

コロナ関係の答弁を続けます。

9番、上野信直君の質問の答弁をお願いします。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

1番目の、準備段階から対象者全員に接種が終わるまでの流れはということで、流れにつきましては、先ほど説明したような形になりますが、町で考えておるタイムスケジュールというのを仮にご報告をしておきたいなというふうに思います。

高齢者への接種につきましては、4月下旬からクーポンを配布して、6月の初旬というのが目標でありました。ここの5月中旬になりましてからは基礎疾患を有する方への接種、それから高齢者施設等の従事者への接種ということで、この2件については並行して行うような予定で考えてはありましたが、日程につきましては、今までの答弁のとおり速やかに行うということでご理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、2番目の、接種は医療機関関係者が最初で、その後の順番はそれぞれの該当者ということなんですけれども、ワクチンの供給状況によりまして細分化する場合には60から64歳、50代から40代、30代、20代、16歳以上というような、ちょっとこういう区分で今のところは予定しておりまして、細分化ができるかどうかは別なんですけれども、ワクチンの流れが断片的になる場合にはそういった分割の想定もしております。

それぞれの該当者数ということなんですけれども、先ほど説明したとおり高齢者が2,200人、それから16歳以上64歳が3,300人と。施設の入所者及び施設の職員ということで160名ということをお話ししました。接種の人数につきましては、体制を含めると1日1時間に約40人を想定しています。1人の医師でやりますと、午後半日だとすると160名。これを5日で行って土日以外、土日に関しましては2人体制を見込んで、6時間行って40人、240人掛ける2というような形で、この体制であれば計算上、高齢者への接種は可能なかなというふうに考えております。

それから、それぞれの接種時期、全て終了するのはいつかということなんですけれども、この間も内部での協議を、課内での協議を行いました。そのディープフリーザーという冷蔵庫、特殊な超低温冷蔵庫に保管する薬品の性質上、夏場にこれを行うことは極めてちょっと問題があるだろうと。国のほうでも1日開けるのは3回だけにしなさいというような指示がありまして、ディープフリーザーの配備につきましては、おととい連絡がありまして、先行して3月15、16日に町のほうに配備するというような連絡があった次第です。

それから、医師、看護師の確保はできているのかということで、今の体制ですと、平日医師1名、看護師3名、それから土日は医師2人の看護師6名の確保を目指して、町内の有資格者等にも当たっておる次第であります。

それから、5番目の他人が受けてからという対応につきましては、基本的に先ほど申し上げましたように、集団接種と個別接種になりますが、集団接種の予備日等は設けるような形で考えておりますが、これも医師の派遣ができるかどうか非常に難しい状況であります。個別で受けるような形の場合には、それぞれ申込みの仕方とか、また改めて通知するような形を取っていききたいなというふうに考えております。

それから、6番目の事前に実施前に予行練習はやるのかということで、これは机上のシミュレーション、それから想定した備品、それから、いわゆる接触を避けるための間仕切りとか、この設定は今のところ設計はしておりますが、実際にその間仕切り等全ての備品を設置した上でのシミュレーションも自主的には行いたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。

再質問なんですけれども、今後ワクチンが届いたらその接種券を対象者に、一番最初は65歳以上の高齢者ということになるかと思えますけれども、その方に郵送すると、こういうことなんですか。それとも、ワクチンの確保のめどが立ったら郵送するということなんでしょうか。その点を再度伺いたいと思います。

それから、その接種券を郵送された方が、いついつから予約を開始しますという連絡が当然町からありますよね。そうすると、希望者は先着順で予約ができるということになるんですか。それとも地域割りをして、この地域の方がまず最初という形でやるのか。これ先着順でやるというふうになると、かなり混乱するのではないかというふうに思うんですけれども、その点はどのようにお考えなのか伺いたいというふうに思います。

それから、1日に何人できるかというのは今ご説明がありました。これ、かなりお医者さんにとっては過酷な仕事になるだろうというふうに思うんですね。しかも、これ1日で終わる話ではないので、本当に大変な仕事になるだろうというふうに思います。それでも何とかやってもらってという計画なんですけれども、全体で5,600人、対象者、浅川町の場合ですね。それで、目標とするのは7割ということは、約4,000人ぐらいになると思うんですけれども、1人2回接種するので8,000人分の接種を行うということになります。これは本当に大変なことなんですけれども、まず平日の午後は角田先生が担当してくださると。それで土日については医師会の協力で医師2人を派遣してもらって、それに対応したいということなんですけれども、この医師2人を派遣してもらおうというのは、これは町は要望しているんでしょうけれども、それに対してきちんと派遣しますよという形になっているんでしょうか。1日何時間と言いましたっけ、土日4時間でしたっけか。ということで、その時間もきちんとその医師会から派遣してもらった、角田先生以外の先生がきちんとやってくれるということになっているんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

それから、人材の点では、看護師さん、これ医師1人に対して3人が望ましいというお話でありましたけれども、この看護師さんの確保、これについても手当てができる見通しなのか、それともこれから努力するという状況なのか伺いたいというふうに思います。

取りあえず、以上、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず1点目の、ワクチンが届いてから接種券を送付するののかということで、このワクチンの確約の日というのが問題になってきまして、今のところ県の情報の伝達を見ると、もう県に確実に届くのが見込まれてから各自治体に通知をしている傾向、状況のようです。今先行している医師の接種も指定した日に、1日、2日はずれますけれども、その期間に届いているということなので、県が示した日をまず確定すれば、次には医師の割当てが必要になってきます。そのスケジュールの日程に伴って医師のスケジュールを管理して、その期間に可能なかどうかを確認する形を取ります。

その後に速やかにワクチンの接種の日程を含めた、ワクチンの接種券には連絡、予約の仕方、それから日程、そういったものも含めて通知しようというふうには考えておりますので、その中で接種券プラスその情報に基づいて住民の方が予約できるような形を今のところ考えております。

2番目の、予約を開始する方法なんですけれども、地区割りも検討はしました。集団検診のように地区割りを行って、その地区で日程を合わせようという計画で、今大まかな地区割りはしてありますが、ちょっとこれにつきましては、簡単に集団検診というような形でも同じような形にはいかないの、ちょっと検討はしたいと思っておりますが、地区割りの想定もしております。地区割りになりますと、その地区しかできないこと、それから地区外で来た場合の対応とかの問題もありまして、ちょっとこれがスムーズにできるかどうかをちょっと検討しながら地区割りも検討していきたい。優先になりますと、かなりの電話での予約、混雑するという形も想定しております、専用回線で専門の方が当たる想定はしていますけれども、なるべく公平にできるような形では考えております。

それから、医師会への協力ということなんですけれども、これは石川管内の町村会長を通じて、石川の医師会のほうには要望書とかを持って提案して、その回答の中では、単体でしか医療機関を持たない浅川町、古殿町には協力をするというような形でご回答をいただいております。基本的にはこのスケジュールの、要するにシフト体制は今のところ確立していますが、実際の日程に合わせるというのは今のところまだできていない状況なので、そのときに予定している協力していただく医師会の医師が派遣できるかも、これ、また医師会との調整が必要になってくるという現実がありますので、日程が決まり次第、逐次その医師の日程、それから接種券の配布等、速やかに行っていくという形で今準備を進めているところであります。

それから、接種体制につきましては、平日については平日の午後、医師1人の看護師3人で、土日については町内の医師1名含んで2名、医師2名の看護師6名みたいな形を考えて、1時間当たり40人を接種するとすると、平時4時間、土日6時間で、1週間の日程で終わるというような計算にはなっておりますが、この医師の確約も医師会を通じて、できる限り調整していただくということでお願いはしているんですけれども、実際には実際の日付というのはなかなか調整が難しいということで、決まり次第派遣医師を決定するような形で今のところ調整をいただいているところであります。

それから、看護師の確保なんですけれども、看護師については医師会のほうでも状況に応じて1人の医師で3人つけられるところと、1人しかつけられないところが事情によってあるみたいなんですよね。予備の看護師の必要性もあるので、町内在住、それから今まで保健事業に関わっていただいた中で有資格者である

看護師の確保を今個別に進めて、必ず予備的な看護師、もちろん接種に関する対応も含めて、今探しているというか、数名は既に確保しているんですけども、接種に向かっては安全に行えるような体制を整えるための看護師の確保はこれからも努力していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） あらかた分かりました。

ただ、一番心配なのは、やっぱり接種をしてくださる医者と看護師の確保という点だと思います。私がちょっと誤解していたようですけども、平日は角田先生、それで土日は角田先生プラス医師会からの派遣の医師ということなんですね。角田先生は1週間休みなしでずっと何か月もこの業務に当たると、こういうことになってしまうわけですね。かえって健康を害されでもしたら大変なことになってしまいます。そういう不安はあります。

それから、医師会から土日に派遣してもらうということなんですけども、その派遣してもらう先生だって、通常は自分の担当の診療をされている方だというふうに思うんですけども、そうしたら本当は土日は休みたいという方だと思うんですけども、それでも押して来てくれるという方を要望しているということなんですよ。まだその土日、何時間派遣しますという確約までには至っていないということで、今努力中だということと理解してよろしいでしょうか、伺います。

それから、いろいろ話を聞いていると本当に大変な仕事です。職員の皆さんは通常の業務に加えてこの仕事、大仕事ですから本当に大変だと思いますが、まず町長、この大変な業務に当たる職員の皆さんの健康を管理するというのは町長の責任だというふうに思いますので、ぜひこの職員の皆さんの健康管理にはこれまで以上に目を配っていただきたい、相当な長期戦になるんだろうというふうに思いますので、お願いをしたいと思えます。

それから、町民の皆さんは、一体どういうふうになっていくんだろう、このワクチン接種はというふうに思っていますので、不安に思っていますので、極力町民の皆さんには、今の時点の情報で結構だというふうに思うんですけども、随時情報提供をしていただきたいというふうに思うんですが、その考えを伺いたいです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 医師の負担ということではありますが、本当、角田先生は2回ほど個別に交渉を持っております。浅川町で自分一人しか医師がいないということの責任感の中で、結局、平日午後、それから土日となると、この1週間のサイクルを少なくとも高齢者に対しても2度のサイクルを持つようになって、非常に大きな負担になるというのは本人もちょっと心配、自分自身の健康も危惧しておりました。

ただ、医師の責任として、この町のやっぱり町民の生命等を守るのは医師の役割であるし、できる限りそれに近づけるように頑張りたいということで、本当にありがとうございますというような形で町のほうでは感謝を申し上げて、できる限り石川医師会からの派遣があれば、間を置いて休息できるような体制は考えております。

それから、同じように医師の派遣ですけども、これは医師会のほうで医師会長さんが、今のところシフト

を組んでいるようなんです。何曜日に、何日に出られるということではないんですけれども、何人の方がほかでの作業を対応できるかと。もちろん石川町自体でもこの接種を行いますので、他町村への協力というのは非常に難しいと思うんですけれども、その中でも協力ができる規模の医師、看護師の人数とその日程が決まり次第、その中で協力できる医師を派遣するというような調整をいただいて、石川の会長の田畑先生には非常にお骨折りをいただいている中ですが、必ず医師会としてもやっぱり石川管内全住民が接種できるような体制を確立していきたいということだったものですから、その協力に甘えるような形になるんですけれども、ぜひお願いしたいなということでお話をしているところです。

それから、町民の情報提供ですが、先般、こんな形で行いますという大まかな流れは広報で周知しましたが、なお、細かに情報が入り次第、逐次、特別な情報ですので、あらゆる広報、ホームページ、戸別回覧通じて周知してしきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、角田先生には医師魂には全く本当に感動いたします。あの言葉は私は本当に医師が持っている、町民あるいは県民、国民を守るんだというその医師魂には本当に私はびっくりしております。

あと、職員に関してはですが、この前もおっしゃいましたが、台風19号の災害から、そしてまたこのコロナ禍の1年数か月、昼夜問わず頑張っていたに本当に感謝、感謝です。去年の12月31日から今年の1月1日、元旦も職員たちは集まって、町民のためにやっております。私はただただ、町民のために職員が頑張っている姿はよく分かっていると思います。私も一生懸命やらさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、10番、角田勝君の質問への答弁、お願いします。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1番目のワクチン接種に伴ってPCR検査の拡充がおろそかになってしまうのではないかとということで、感染拡大のためにPCR検査を無料でできるような形の体制ということのご質問ですけれども、前段の答弁にもありましたように、まずPCR検査をできる機関が石川管内で9つの機関ができるというのは、これは医師会の協力の下に任意の検査、実施できるというのは非常によい傾向であったのかなというふうに考えております。

無料にするかどうかというのは、例えば成人式を予定していた中で、成人者については無料の対応をしました。これは予算に基づいて確保ができれば、その用途に合ったもの、特別町が招集すべきものだったり、その事業の価値があるものに関しては、個々の予算を確保して無料の対応をすることは可能ですけれども、全ての方に対して無料の対応をするということは、やはり受入れ側の医師、医療機関の問題、それから予算的なものも含めて、今後そういった形になるやもしれませんので、そういった状況が生まれたときには浅川町でも速やかにそういう対応を取っていきなというふうに思っております。

それから、2番目の町としても国・県など協議要請をするとともに施策を実施すべきということで、これは

本当に県知事はじめ、福島県知事は特にこのコロナに関しましては、個別な要請をするほど今回のクラスターの発生の原因等、その要因に基づいて国の支援を訴えているような情報はうちのほうにも届いております。

石川管内の各町村でも町村会として国のほうに要望書の提出、それから要求書、陳情などを行っておりますが、国としてもどの市町村に対しても同じ条件下で個別の対応はなかなか難しいのかと思いますけれども、引き続き国・県への要望は続けていきたいなというふうに考えております。

それから、3番目の町外指定宣言都市などから、町にどうしても来なくてはならない人、学校の試験、近親者の入院、葬儀、緊急な用務ということで、そういうものについては費用を負担すればいいのではないかというご質問ですが、1番目の質問と同じように、町内に住んでいる方を無料にするというのは、これは予算が許す限り対応ができればあってもいいのかなと私個人的には思うんですが、いわゆる町外の指定宣言都市、今日緊急事態宣言が延期された都府県がありますが、そこに住んでいらっしゃる方が町内に来た方を無料にするというのは、ちょっとなかなか難しいのではないかなと私個人的には考えております。

ただ、住所を持っている方で学校の生徒、そういった専門学生とか、そういった形の場合には例外としても、なかなか他県からの帰省者等に費用負担というのは今のところ難しいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私は特にこの検査に絞って質問したわけですが、ご存じのように、やっぱり感染を防ぐのにはやはり検査をして、その感染者をきちっとやっぱり治療をして、濃厚接触者や様々な検査をして未然に防ぐという、それが大原則なんですね。繰り返すようですけども、ワクチンというのは感染を予防する絶対的な効果、こういう点では今、専門者の中でもいろいろ疑問が出されております。重症化を防ぐという点ではワクチンは本当にもちろん大事であります。私はワクチンおろそかにしろなんていう、そういうことは申し上げませんが、我が党の上野議員が質問いたしましたけれども、本当に検査はワクチンの接種という、そういうものが今ずっと日本国中、総理の一挙手一動一口そういうものが注視されているぐらい関心があるんですけども、ややもするとこの検査がおろそかになってしまっているというのが専門家の考え方です。

私は、先ほどの答弁の中でも担当課長、本当によく一人で頑張っておるような状況で、ご苦労さんと申し上げたいんですが、その160人からの福祉施設、例えばさぎそう、ふれあいセンター、訪問ヘルパーさんを含めて、そういう関係者の方々およそ160人というふうに課長、答弁しましたけれども、そういう方にはやはりきちっと検査を、町のお金で検査をするということが今やはり急がれるべきではないのかなと。できれば学校の生徒や様々な保育所などにも広げていくことも必要であります。当面やっぱり施設関係の方々にぜひ検査を町が公費で、1万5,000円であれば、およそ160人で250万程度ですね。これは私はこの費用についてはかなり、1万5,000円から2万5,000円の幅があるというふうに課長おっしゃってございましたけれども、やっぱり集団でやるというふうになれば、いろいろそういう点で費用の面も1万5,000円以下になるような可能性だって私はあるのではないかと思います。そういうことも含めて関連した福祉施設、そういう方々にぜひ緊急にPCR検査をしていただきたいなというふうに再度、再質問いたします。

同時に、私もちょっとこのコロナのことで、家族は濃厚接触者ではない、必ずしもないというふうな、そう

いう捉え方を国や保健所なんかがしているんでしょうかね。ある方が私の息子は感染したんだけど、私ら家族は検査もしない、保健所の指導で検査もする必要はないという、必要ないという言い方はわざわざしないでしょうけれども、そういうことで検査はしていないんだと。こういうふうな話もじかに聞きまして、公の場所ですから、ああ、濃厚接触者の患者が家族の中で出れば、家族の方が全て濃厚接触者ということで、無料で検査をするというのが私は当たり前だと思っていたんですが、その辺の濃厚接触者、クラスターを出さないためのそういう努力というんですかね、そういう国の、県の指導ですね、そういうものはどういうふうになっているんですか、お伺いしたいと思います、それも。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の質問、再質問の中の重症化を防ぐためにPCR検査、特に施設職員、高齢者施設等の職員についてのPCR検査ですけれども、これは高齢者福祉施設の見分けというかその区分は難しいとは思いますが、国の調整交付金、特別交付金とかの対応でできないものではないので、今後検討材料ではあるなと思います。施設によっては、クラスター防ぐために全員の検査を、施設費用だと思うんですけれどもやっているところもありますので、そういった事前の検査ということで、国もこのワクチン接種について特別枠で高齢者施設の入所者及び職員を同時にやっというふうなようなことなものですから、これは今後ちょっと検討する必要があるということで、ちょっと課題とさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、濃厚接触者の考え方ではありますが、まず陽性者が出た場合には、その濃厚接触者の定義があるようです。これはうちのほうで大まかな定義しか分からないんですけれども、そのときマスクをしていた状況があるのか、日常生活は一緒にしているのか、そういったいろんな項目があるんですけれども、その中で通常は一緒に生活していれば濃厚接触者というくくりで行政検査を行う形で保健所が検査の場所を指定して、本人をそこに誘導するという形が取られておりました。これは当初の時点ですけれども、それから感染者が増えていくに従って、二次的感染を防ぐために接触者という形で濃厚接触じゃない方、いわゆる濃厚接触者の規定よりも若干その接触が少ない方に関しては、これも検査をするような形に変更になっております。

町に陽性者の報告があった場合には、こういう形で濃厚接触者がいますということでご連絡をいただくんですけれども、その方に陽性反応がなければ詳しい情報は得られないんですけれども、県自体が家庭内での感染拡大、施設でのクラスターの発生、そういったものに鑑みて、その幅を広げた形であるのは間違いないと思います。

ただ、家族であってもその行政検査を受けられないという方も私は確認しておりまして、多分その方のことを言っているのかなと思うんですけれども、これは県のほうで決定することであって、細かな情報収集、町のほうでも陽性者が出た場合には細かな情報をお互いにやり取りをします、その時点で、できる限りその濃厚接触者の把握に努めているのは県の業務でありまして、うちのほうは知っている情報、介護利用だったり、学童がいるかどうか、それから生活の範囲、お勤め先とか、そういうものの情報を相互に与えて共有を図っていくというのが今のやり方で、濃厚接触者以外の定めで接触者まではPCR検査を実施していますが、それ以外の方もいるというのは、今のところ町のほうでも認識しておる次第であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これからの課題としては、やはりそういう関連施設、福祉施設、高齢者が入所している施設とかを含めて無料でやるという、検査をしていくというのは今後の課題だと。これは国もそういう、今度の予算の中ではそういうことも想定しながら無料にしてやるということであれば、市町村のそういう自治体の範囲内にできるというふうに私も考えているんですが、課題としても緊急なものでありますから、十分な検討をお願いしたいというふうに、そして実施してほしいという要望をしておきたいと思います。

それから、濃厚接触者については、これは私が聞いたのは浅川町でなくて石川の方で、公的な場所で聞いたものですからちょっと驚いちゃってね、そういうことなのかなというふうに今の課長の答弁とはちょっと考え方としては濃厚という、そこら辺のことで、保健所もそういう対応をしないで済ませるといふようなことになったのかなと、こういうふうに思うんですが、十分その辺も、町の関係する、特に課長なんかは浅川町の感染者の方々への様々な配慮と同時に、町民のいろいろな声が寄せられていると思います。今後はやはり、その感染者の誹謗や中傷ではなくて、様々な建設的な町民の声なんかもきちっと捉えて、町長が言われたように、まさに災害続き、そういうかつてないコロナの問題に対して全職員が力を尽くしていただくように要望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、1番、菅野朝興君、（2）旧里小、旧山小の跡地利用の推進をの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 現在、旧里小、旧山小の跡地は校庭を多少使っているようですが、なかなか大口の利用者が現れない状態となっています。ですので、ただ待ち続けるのではもったいないかと思えます。町民の意見として、町内には行くところがないという意見も聞かれました。町民が町内で過ごしたくなる地域づくりとして小学校跡地を活用すべきだと思います。2点お伺いします。

1点目は、校舎内はフリースペースとして町内の住民や町外の方でも使用できるようにしたほうがよいのではないかということで、例としましては、音楽室や体育館を使用して音楽鑑賞、楽器の練習スタジオ、映画鑑賞、eスポーツ会場等や、多少使用料金、1部屋1時間500円とか1,000円とか取るなりして、予約制なり当日受付なりで運用してみてはどうかということをございます。

2点目は校庭についてですが、校庭がランニングやその他運動スペースとして、通常どなたでも使用ができるのかどうなのかということ。そして、また近年ではスリーオンスリーのバスケット競技がはやっております。校庭に屋外用のバスケットゴールを新設などすれば、子供から大人まで楽しむことができるかと思えます。私が小学生のときには校庭で芋煮会などをした思い出があります。また、たき火やバーベキューなど、これも最近はやっているということをお聞きしています。様々な活用できるかと思えます。

これを町から提案してみてもどうかということも思ったことをございまして、今のようなことを、どれかやってみたいことありますかみたいなことでアンケートでして、それかまた、書き込みたい意見があるのであれ

ば意見を書き込んでくださいということで、意見も書き込む欄もつくったりしてはどうかと思います。

以上、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（3）山小・里小の跡地利用についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） ただいまの同僚議員からの質問にも若干かぶるところはあるんですけども、そもそものところでちょっと私、不明確なところがありますので、若干もとのところをちょっとお教えいただきたいということで質問させていただきます。

まず、令和元年10月に議会議員となりましてから、各定例会等で山小・里小の浅川小学校の統合による跡地利用について何度か聞き及んでいるところではありますけれども、時系列的な流れで把握に欠けるところが多々ありますので、整理する意味で統合決定時期からを含めて確認させていただきたいというふうに思っています。

というのも、全国的に小中学校及び高校の統廃合が行われている状況下において、跡地の利活用はスピードを持って決定、及び結果的には負の遺産となることへの懸念が重要視されていますので、そういう質問をさせていただきたいなということと、また町長の交代時期もありましたということで、過渡期であることは十分理解していますので、その上でということをお願いいたします。

12月の定例会で、同僚議員2名の一般質問にて町の対応の一端は承知していますが、まず冒頭述べましたように、山小・里小閉校決定時期から現在に至るまでの経緯を時系列的に1点目として伺います。併せて、どの部署がその利活用に対して主導しているか、併せて伺います。

また、このような統合による跡地利活用は基本的に地域住民の声を聞き、議会の審議を踏まえ、社会経済状況の変動に的確に対応しつつ、町民各位の共通の財産である廃校跡地施設を有効に利用することが最も重要だというふうに考えています。

そこで2点目に、町の廃校に伴う両校の利活用に関する基本的姿勢、いわゆる方向性を伺いたいと思います。

それから、統合等により小中学校の廃校となるには3つの要素があるということはもう既に皆さんご存じだと思うんですが、過疎化による児童減少、それから都市化による児童減少、それから高齢化による児童生徒数の減少というような様々ありますけれども、これちょっとだけ紹介しておきたいんですが、全国的に見ると、30年の数値なんですけれども、14年から29年度で施設が現存している公立の廃校数、これが7,583校ございます。その中で利用されているのが4,905校。いわゆる74.5%が利活用されていると。

それから、活用されていない1,675校で25.5%になっていますけれども、ここからがちょっと重要なんですけども、活用されていない校数のうち、活用が決まっているのが1,295校で、取壊し予定が176校、残りの204校については活用の用途が決定していないというふうになっています。すなわち8割近くが利活用しているということになりますので、これは以前の議会等でもちょっと出てきましたけれども、平成22年度から文科省が廃校活用の推進のためのプロジェクト、「みんなの廃校」プロジェクトをやっている成果にちょっと表れているのかなというふうに考えています。

そのような状況で言えば、結果論で言えば、廃校後3年以内で利活用が決定するのは8割で、3年を過ぎるとそのまま未活用のままになりますよというふうな結果が出ています。山小と里小の跡地利用の決定を急がなきゃならない理由がそこにあるということですね。

そこで、3点目として、町としては今後どのような活動計画を立てているか、また前倒し等を含めて明確にその道筋をお知らせいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 旧里小・旧山小の跡地利用関係の同趣旨の質問として、それぞれお答えいたします。

初めに、1番、菅野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、町内外を含め、校舎内の利活用については、各団体等のご意見及び情報収集するなどで対処してまいります。現段階においては検討事項であります。

2点目につきましては、現在の旧里小については主に学童野球、旧山小ではグラウンドゴルフで活用しておりますが、これら以外にも利用したい場合は、公民館にて受付しておりますので、ほかの利用者でも利用できる状況となっております。

また、特定の競技種目に対しての施設設置は今後の利活用形態を踏まえ検討すべき事項であり、現在のところは予定しておりません。

次に、4番、木田議員にお答えいたします。

1点目につきましては担当課長より説明させます。

2点目につきましては、現状を長期にわたり維持管理することなく利活用される事業所、または地域活動等に生かされるなどの有効活用を図ることを基本的な姿勢としております。

3点目につきましては、現在は庁舎内に小学校跡地利用推進検討委員会が組織されておりますので、これらの委員会においてマイルストーンを含め跡地利用を推進し、早期の利活用が図られるよう計画することといたします。

4点目につきましては、活性化に向けた具体的な構想は現在持ち合わせておりませんが、情報の収集及び活用事例を基に活性化を目的とした検討作業を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 木田議員に対する1点目の答弁をしたいと思います。

平成31年3月29日の閉校後の経過についてのご説明でございます。

その前に今、町長答弁にありましたように、小学校跡地利用推進検討委員会につきましては、閉校前の平成30年7月9日に委員会を立ち上げているものでございます。閉校前に立ち上げた委員会でございます。

閉校後の経過でございますが、まず令和元年につきましては、12月25日に旧山白石小学校跡地利用の意見交換会、これを山白石小学校で行いまして、16名の方が参加しております。これらの時点においては現況の報告、また地域からの要望等について話し合いを、意見交換会をしたという状況でございます。

翌日12月26日には旧里白石小学校跡地利用の意見交換会を実施しております。場所は里白石小学校で行いま

した。参加者については12名でございます。山白石小学校と同じように現況報告をしまして、地域からの要望等を聞いた状況でございます。

翌令和2年につきましては、まず3月13日に県外の事業者から旧里白石、旧山白石を含め町内の総合計画についての提案を受けております。1度提案を受けましたけれども、その後は連絡等がございませんので、これらの事業者については、それ以降は取扱いがなしという状況です。

また、3月の中旬に県内事業者ですけれども、介護事業の計画のために資料の提供をいただきたいということで、旧里白石、旧山白石小学校の関係する資料を提供した経過がございます。また、3月25日には県外事業者にまたなりますけれども、里白石小学校跡地についてですが、グループホーム及び3階は宿泊施設として利用したいという協議がございました。その中において、学校関係の耐震診断書なり現場も視察をし、建築関係の有資格者も同席して現場を確認した状況でございます。これらについては、その後7月下旬になってのですが、改修事業費が多額となるということで事業断念の連絡を受けております。

次、5月21日には学法石川高校が来庁されまして、校長外2名、3名で来庁されました。この時点においては、山白石小学校跡地についてサッカー部の練習等に利用したいという申出を受けたものでございます。その後7月2日になりますけれども、学法石川高校で校長以下3名来庁しまして、跡地利用の計画、契約の形態、費用負担、地元への説明会、議会対応、スケジュール等について事前協議を行ったものでございます。

これらの事前協議を行った結果、9月23日に学法石川高校より正式に跡地利用計画書について、町としてその計画書を受理した次第でございます。それらをもちまして10月26日に庁舎内で協議及び報告ということで、第3回の小学校跡地利用推進検討委員会を開きまして、旧山白石小学校跡地の利用について報告、協議をしたものでございます。その後11月6日に学法石川高校より、これらの跡地利用計画について白紙撤回とする申出が、森校長及び事務局長が来庁されて申出がされたということでございました。本来ですと、利用計画に沿って地元説明会の予定でしたが、白紙撤回の申出があった関係上、11月10日に山白石地区での説明会を多目的研修センターで行いまして、白紙撤回に対する説明会を実施したものでございます。このときの出席者については、27名が参加されております。

以上が閉校後の跡地利用の経過でございます。現在に至っている状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 各団体などの意見などを聞いてからいろいろ検討していくということでございまして、1つ目の質問は分かりました。2つ目、いろいろあるんですけども、公民館が窓口となっているということで今言っていたんですが、公民館がオーケーを出せばいろいろ使うことができるということでしょうか。

これに使用料等はあるのか、何かルールといいますか、掃除をして返してくださいとか、そういうルールとかはあるのかどうかということですね。それで、あとどんなふうに使っていいのかわからない状態で、まず公民館に何かこういう形で使いたいんですけどもみたいなことで電話をする形になるんですかね。こういう形で使っていいですよと、逆に町のほうからある程度示すべきではないかと思いますが、その点について伺います。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） グラウンドとかそういう施設は、こういうふうに使ってくださいじゃなくて使う方が、私、まずは言うべきだと思います。私こういうふうに使ってくださいとかと言いますので、どういう目的で使うのか、まずはそういう方々が公民館に相談すれば、私よろしいと思います。

それで、あといろんな設置しますとか、何々しますというのは、私は中途半端にしたくないんですよ。必ず何かという中途半端になりますから、私はそういうのはやりません、中途半端は。

あと、その使用料は幾らかとか、そういうことは館長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部真君。

○社会教育課長（岡部 真君） ちょっと調べた資料のみでお答えいたしますが、現在、里白石のグラウンドにつきましても、学童野球等、無料で利用している状況です。それから里白石の体育館につきましても、同じく学童野球、それから県南自動車学校のドローンスクールで利用しておりまして、それにつきましても今年度は22日ぐらい利用してまして、これは契約に基づいて有料で使用しているというような状況です。

それから、山白石小学校につきましてもグラウンドゴルフ、それから野球チーム等が利用してまして、こちらは無料で利用している状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） グラウンドのほうは外を使っただけならばということなんですけれども、校舎内に入っていくと何か、電気とか何か、いろいろ水道とか何か使ったりして使用料かかるかなと思ったんですけれども、その点お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部真君。

○社会教育課長（岡部 真君） 校舎内の利用は今のところありませんので、また、ルール等が決められておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 先ほど、今まで時系列的にこういうふうな流れになっていますよということをお伺いしました。

スタートが30年の6月議会だったと思うんですが、検討委員会は設立していますよということから、令和元年12月25日からスタートしています。それで、それを踏まえてちょっと質問等もしたいんですけども、先ほど文科省で「みんなの廃校」プロジェクトがあるというふうに述べましたけれども、これが平成30年12月ですか、議会でもその話がちらっとだけ出ています。ここで、町長はじめ主導している課長さんですか、この廃校関係の、文科省のホームページご覧になったことあるかないかだけ、後で教えてください。

その中に、廃校の活用方法や利用者募集をしている廃校施設の情報を集約して一連で流しています。近隣で言いますと石川町の南山形小学校、それから古殿町の論田小学校などが掲載されています。特に論田小学校においては、福島県企業立地ガイドにも併せて掲載されています。それに対する進出企業の優遇措置ですか、そういったものも含めて掲示されています。それでも平成23年には廃校ですから、論田小学校は。現在まで利活

用ができていないということです。

私もちょっと2月の中旬ですかね、論田小学校見てまいりました。ロケーション的には里小、山小と比較しても非常に厳しい環境下にあると思うんですが、それでも利活用の手続等々については、あらゆる方向性を考慮しながら、どうにかならないかという努力の跡は見受けられました。

以前よりITの推進を図るべきとの提言はさせてもらっているんですけども、国の補助金等々、これは皆さん方にお知らせするのはちょっとはばかれるところもあるんですが、そんな情報はもう前から持っているよという話だと思うんですが、この廃校利用にはスポーツ庁で1事業ですか、それから文化庁1事業、それから厚労省で10事業、それから文科省で2事業、総務省で1事業、農林水産省で2事業、林野庁で1事業、国交省で3事業、内閣府で1事業と22の事業があると思われま。これは皆さんももう既に承知しているかと思うんですが、該当するか否かは使い方によりますから、これはその時々に変更されると思うんですが。

それで、先ほど時系列的にお知らせいただいたんですが、これは多分、前回のときもそういう話をされていますので、いわゆる町内の検討委員会かなというふうに考えています。私の、いわゆる検討会というのはまたそれと別で、統廃合協議会、ですから先ほど言いましたように、スタートが令和元年からスタートしていますんで、時系列で伺ったとき。これ、また後でちょっと紹介しますけれども、私は統廃合の協議会があって、その後に有識会議等の組織化をして事務局をきちっと決めて、プロジェクトチームをつくって、そして先進事例の視察を行ったり、町民アンケートを実施したり、これがいわゆる協議会、検討委員会、どっちでもいいんですけども、この設立を待つと。これをやらなくして廃校利用なんていうのはできないよということと私は思っています。

先ほど時系列のいろんなこと、こういうこともやって、こういうこともやったと言っていますが、その場その場という感じにしか受け取られませんか。それが逆に言えば、先ほど同僚議員からも出たんですが、非営利的な用途で使うのか、それとも営利的に使うのか、その方向性をきちっと分けなければ、どっちつかずということになるかと思うんです。非営利的な活用をするのであれば、先ほど同僚議員が言った内容もそうだと思いますし、例えばですが、公民館で陶芸教室等やっていますけれども、そういった教室に開放するだとか、それから校庭を整備して中学校の野球部がそこでやるんだと、移動手段その他もろもろあると思うんですが、問題もあると思うんですが、もしくは町内の図書館、今1つありますけれども、それを山小と里小に分室的にそこに設置して、いわゆる利便性を伴った小さな拠点づくり、これらをやすることも一つかというように思います。

それで、先ほど町長、一番先にお答えになっているんで、ちょっと私聞き逃したものですから、町活性化につながるような利用構想案がどういうものがあるのか、これを改めてちょっとお聞きしたいというふうに思いますので、2点ほど回答をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目の廃校プロジェクトは私は見ておりません。というのは、私は見ておりませんが、昨年11月12日、福島県の事務所がある東京事務所に行つてまいりました。所長、次長、課長といろいろこの廃校のことを相談したり、方向性を聞いてまいりました。それで今、木田議員が言ったその数字はある程度知つておりました。

ただ、それで今、本庁も浅川町も2校あって大変だということをお願いをしまして、パンフレット、あるい

はいろいろなことをお願いしてやってきましたが、とにかく今コロナの事態でなかなかそういう事業が進んでいないのが実態みたいです。それでも私は、さらに4月以降もう一度お伺いしますので、いろいろ情報、あるいは相談に乗っていただきたいということをお話しております。

あと、山小、里小も各業者あるいは利用したい方が3者も4者も見に来ております。というのは、私は何よりも私が営業に行くのが一番いい結果が出ておりますので、今後ともそういう営業をやっていききたいと思います。そしてまた、いろんな情報があれば、ぜひ私に教えていただければ、私はどんなことであっても、いつでもお伺いしたいと思っております。

あとは担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、廃校プロジェクトの活用事例と文科省で出しているもの、これについては平成29年8月の小学校統合推進委員会、この中においてこういった資料を活用して今後利活用について検討してはどうかということで、以前に委員会の中に配布をして、それぞれの課長クラスの方について周知されているということで確認をしております。

2点目の構想案ということでございますが、町長答弁にありましたように、基本的に利活用する方向で検討ということでございます。その中において、町全体、財政的なことから申し上げまして、今年度公共施設における個別管理計画ということの計画書をもって将来的な公共施設の在り方というものを現在検討を進めている状況でございまして、その中に旧里白石、山白石小学校についても当然今後の在り方についても、まず現状の調査をして検証が出る状況でございます。それを受けて、今後利活用とどういうふうな形態に構想的にしているかというものを含めて、財政的な部分もございまして、今後はそういう、町は総合管理計画ですか、これに基づいて併せて検討すべき事項ではないかということで、現段階においてはそういった方向で進めているということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 公の施設の総合管理ということは、同僚議員がまた後で一般質問するようになっていまして、実質このところはあれなんですけれども、今、町活性化につながるような利用構想はお持ちですかということで、それは活用する方向でいるんだと。これは当たり前なことだというふうに思っているんですよ。では、どちらの方向に行くんだということが大事であって、いや、来た者拒まず、何事も受け入れますよというんだったら、それだったらそれなりの対応を取らなきゃならないし、町としてはこの方向性でしか使わせないんだと、こういうふうなやり方でやるんだと、その体制を整えるんだというのであれば、そういうやり方だろうし。そういう意味の構想がありますかということをお聞きしたんですが、利活用する方向でいるということなので、それは大まかなところではそうなんだろうけれども、今の事例ではそれしかお答えできないということで、それはそれでいいと思うんですが。

それで、今、町長からもトップセールスではないですけども、そういった話があるありました。大学訪問、全国で764校大学があります、ですよ。764校あります。日本全国いろいろなところにあります。そこに全てにアポを取って、町長が大学、面会していくということは不可能です。それにトップには会えません、基本的

に。どんな、もう相当コネ、今もんでいる総務省とあれの関係とか、ああいう感じの中で相当のコネを持っていない限りはどこの大学も会いません、これは。

ですから、第一歩としてやるのは、大学は教務部長、その辺りをまずはアポイント取ってやると。ですから、そのためにはパンフレットを作成してダイレクトメールを、大学だけじゃなく県内のスポ小だったり、県内の中学校だったり高校だったり、全国のスポーツ団体をピックアップして送付する。また借り置き側、いわゆる借りたほうですね、借りたほうがカスタマイズできるんですよ。どういうふうにもこういうふうな直し方できるんですよ、そういったアピールするのも一つの方法だと考えています。

これはちょっと時間がなくて申し訳ないんですが、1つ例があります。玉川村の須釜中学校、これ皆さんもご存じだと思うんですが、令和2年3月に廃校になりました。それで今現在、令和2年11月よりコワーキングスペースとして、今モニタリングの期間ですかね、で運営されています。内容は、全館Wi-Fi設備を完備して、常時3人の職員が常駐して、テレワーク、個人学習、オンライン会議等々に利用されています。それは、個人でも会社機能でも受入れオーケー。コロナ禍における対応例として個室の和洋室も準備されています。

また、オープンキッチン、それからパソコン教室が開催できるように数十台のパソコンが完備されています。その中には、一角にはマルシェ設備、いわゆる浅川でいうところの直売所みたいな、ああいうところも設置されています。これは、先ほど時系列から私伺いましたけれども、この統合が決まると同時にそれが動かさなきゃならないんですよ、本来は。それを統合は統合でやっておいて、それから廃校利用の検討委員会を立ち上げたから遅いと。この玉川は廃校2年前から計画されました。それで廃校7か月で今の体制を取っています。これが、そのスピードこそが郡山の会社から、問合せがあるというふうに関き及んでいます。これが成功への道筋。これが先ほど言った3年以内になるかならないかの差だというふうには私は思っています。

ですから、私が言いたいのは、何事でもまずは委員会、それも内部じゃないんです、有識者会議です。これを含めて、それは町民の代表も入れる、大学の先生も入れる、いろんなことがあろうかと思えます。そういった中で検討委員会を開いて、それでちゃんと、先ほど言いましたけれども、きちっと日程を決めて、その中で運営をしていかないと、その場、その場、県外から3者の問合せがあったとか、それから学法から問合せがあったとか、そう言う、じゃ窓口はどこなんですかと言ったらはっきりしない。それも含めて、その体制で、この係のこの人がやるんですよというような体制づくりがまず1番目に必要なというふうには考えます。

これは町にとっても非常に重要な局面ですので、ぜひ今からでも遅くないで、積極果敢にやっていただきたいというふうに思います。ですから、先ほどから言っていますように、議事録でも私、平成28年から追いかけてきました。そうすると、急に統合が決まったりなんかしていますので、そこからの今スタートだというふうに聞いていますから、なかなか大変だというのは十分に分かります。たった1年ぐらいで統合しないから統合するというような話になったというふうにも議事録には書いてあります。ですから、その辺のご苦労も十分分かっているところではございますが、いわゆる構想、いわゆる検討会、協議会をまた、今からでも遅くないので、きっちり立ち上げて問題解決に取り組んでいただきたいなと思います。意義ある取組、町の財産ですので、ぜひともその必要性があると思いますから、その辺をお願いしたいと思います。

最後に町長の見解、お聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 様々な本当にご意見ありがとうございます。

いや、私はそういう意見が物すごく大事だと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひします。

それで、本当に町の財産ですから、私は何とか利用できる方向で検討委員会とか様々やっておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで、1時20分まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時22分

再開 午後 1時20分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、5番、岡部宗寿君、（2）災害用備蓄品の件についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 災害用備蓄品についてお伺ひします。

3・11東日本大震災が起きて間もなく10年を迎えます。多くの命が奪われ、多大な被害が出ました。

また、一昨年台風19号の水害でも大きな被害がありました。また、2月13日夜中には、震度5強の地震が発生いたしました。我が町では、大きな被害はなかったが、よその町では3・11の震災のときと同じような被害が出たところもあったようです。今朝方も、オーストラリアの辺りでマグニチュード8ぐらいの大きな地震があったそうです。東日本大震災が来たかなり前にも外国で大きな地震があつて、日本にも来なければいいなと思つたときに、忘れた頃に3・11の震災がありました。

そこで、いつ起きるか分からない地震や台風などに備えて、災害備蓄品についてお伺ひいたします。

1点だけです。備品の数は、前に教育委員会よりリストを頂きまして承知しております。それを見ると、食べ物でいいますと、アルファ米、あと缶入り乾パンなど2種類の賞味期限などがありまして、今年の8月で切れるはずで、このような備蓄品はどうするのかお伺ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、備蓄品につきましては、多種多様の備蓄品を保管しております。主に飲料水及び非常食ですが、飲料水は2リットル容器で1,452本、非常食としてアルファ米1,605食、備蓄パン1,452食、缶入り乾パン1,416食、食料関係で約6,000食を保管しております。

保存期限はそれぞれにありまして、最長で令和4年3月までとなっております。

また、2点目につきましては、他県における災害救助品として、応援物資で提供したこともあります。また、町内の学校に試供品として提供しております。このようなことで保存期限を過ぎる前に活用することで、廃棄

処分とならないように対応を図っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 学校で使っているということで、私も2つ目の質問にもちょっと考えていたんですが、学校教育の授業とか、そのほか幼稚園、小中学校、防災訓練が、そのほか給食なんかにも一応防災訓練の一部で出して、賞味期限間もなくのやつを出すとか。そしてそのほかに、あと議会なんかでも、議会の人らにもこういうものあるんだよと、試食会とかやったっていいんじゃないですか。それと、たまたま今日、もうちょっと帰られたんですが、議会に傍聴に来た方とかにも、こういう賞味期限があつてこういうものを震災のときにみんな食べてもらうんだよというような、そういうことあつたっていい、賞味期限が切れるやつですよ、切れないやつを、町長、言っているわけではないですから。そういうのもあつたっていいと思います。

あと、とにかく、試食会的に召し上がってもらえれば無駄にならないと思うんですが、町長それいかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、無駄にならないように、廃棄処分をしないように常に心がけております。それで、いろいろな今後対応を無駄にならないようにさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今の災害備蓄品というのは、皆さん知っているとおりに、物すごい数出ているんです。それで、牛井だろが今風の子供らが食う、全てのものが今備蓄品として長期間保存できるようなのがあります。そういう種類が出ているので、これからは浅川町でもあれほど立派な防災倉庫ができたんですから、ぜひ、例えば一遍にその賞味期限とかがなくなるんじゃなく、それを段階的に、毎年とか2年に1回とか変えて、そしていろんな。

町長、水さっきこうしていましたがけれども、浅川町、俺、立派だと思うのは、浅川町の水道というのは地下水からくんでいるものですから、電気だけあれば供給できるんですよ。よそは1か所のダムとかそういうところだと、なかなか提供が難しいというのがあります。浅川町は、前のときも3・11のときも、水は結構供給されていたと思います。ですから、今度倉庫ができたので、みんなでこういうものがあると、教育委員会のほうでしゃべって、あ、こういうものはあつたほうがいいなと、いろんなのがあると思いますんで、ぜひ備蓄用品を検討なされてください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁いいですか。

○5番（岡部宗寿君） いいでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）台風19号の水害で被害が出た農地・河川についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 先ほども言いましたが、一昨年の台風19号の水害が出た農地と河川についてお伺いしま

す。

一昨年の10月12日の台風19号で多大な被害が出て、今なお工事が続いています。我が町でも、まだまだいっぱい工事をやっている河川が多く見られるのは、皆さんご存じかと思います。しかしながら、まだ一向に手にもつかない手つかずのところも多く残っているところが現実です。なぜなのかと不安に思うのは私だけではないのかなと思います。昨年9月の議会では、県の工事は町では把握していないなんていう、そういう答弁もありました。工期も長めになっているのかななんていう答弁もあったんです。

そこで、2点ほど伺います。

1点目は、復旧していない農地はどのぐらいまだあるのか。また、これまでの進捗状況を伺います。

2点目、滝輪裏の茱萸ヶ沢から長戸間、特に木沢のところのビルふちのところは、入札は終わっているのに工事がなされていないのはなぜなのか、また、滝輪側に工事の看板があったんですが、今年1月18日までの工期となっておったんですが終わっておりません。その辺も伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町で発注した農地の復旧工事は、2月末現在で完了していないものがまだ数件ございますが、全て年度内に完了する予定です。

2点目の1級河川社川における茱萸ヶ沢から長戸付近の災害復旧の件でございますが、県が発注する工事となります。県に確認したところ、令和3年度の繰越工事として着工すると回答がありました。

なお、再度、早期完成に向けて要請してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長、実は私も最近、ちょっと漁協のことで石川の土木事務所のほうに伺ったんです。河川担当の女性の方と話をしましたら、あそこは個人所有の山林がありまして、その杉の木は町で処分すれば一番いいんですけども、そういう話し方もしておりました。そのほかに、あそこにはごみもあるんですね、ごみ。それがタイヤとか何か結構あるらしいですね。それなんかも町でできればお願いしたいなんていう話しぶりだったんです。今もその、何でじゃ、そういうことがあって工事できないのかと言っているんですけども、いや、実は工事を受けた会社では人が集まらなくて、それと資材も入らないと。そしてそのほかに何が取付道路ですか、あそこの工事現場に行くのに、取付道路の進入するところがないので工事が遅れているとのことなんです。え、と私言ったんです。でも、始まるのが4月以降になるかなという話だったんですが、私もそこで一つ言ったのは、4月以降になったら、あそこにビルふちというのは田んぼの揚げ水、水を揚げるポンプがあるんですね。去年はそのポンプで水揚げをするのに、えぐられた河川できちゃったところに土嚢袋を積んで、それで水が流れないようにそのポンプのほうに回るようにはやってもらった。でも、今、町長、去年のちょっとした大水のときは全部外されちゃったんですね。そしてそのままなんです。そういうことなんです。

ところが、揚げ水があるところで、5月よりこの取り水始まるんですが、それをまずどうするのかも聞く。でもそれで工事ができないんじゃないですか、実際。だからそれをもう一度、浅川町と何ですか、土木事務所ですか、まず話を。とくにかく山の、町長、前にも私質問したんですが、杉の木をまず先に何とかしない

と、4月、5月、6月、もう間もなくですよ、万が一これ大水なんか出たときに、前も言ったじゃないですか、その杉がまた流されたらまた同じ結果になりますよと。あれが今度橋に引っかかって、堰みたいになって、それで結局水が流れなくて、その水がまたあふれると。同じ結果になっちゃうじゃないですか。だから町長、そのときに言ったじゃないですか、町長、とにかく杉の木とにかく何とかしてくださいと。町長もそのときには、いや、何とか私もあれは見て何とかしますということ言ったじゃないですか。その辺のところ、とにかく、この工事を受けた人も確かに町でやったかもしれませんが、仕事が、例えば人がいなくてとか、そういうのは俺、へ理屈だと思うんですよ。そういう人だって町の仕事結構受けているんですよ、何か所も。仕事回らない、間に合わないと言っているところに仕事を回しているじゃないですか。これもちょっとおかしいし、町の仕事をやるのはちょっとおかしいということで、仕事ができない業者に町の工事を任せられるのかと。もう一度その町の考えをお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 個人の杉の木だということは、私は知っております。それで、そこにあるごみとか、結構ありますね、あそこは。タイヤとか物すごいですよ、私、現場確認しております。それで、このごみを町で片づければ工事が進むということで、今、私初めて聞きましたので、なおこの件に関してはお話をさせていただきます。かなりのお金がかかると思います、もしごみを片づけるとすれば。

あと、いろんな面で担当課といろいろ相談して、この土木事務所と再度お話をさせていただきます。とにかく工事ができるようにお願いをしていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長、いっぱい分かっている、本当はもうここで会津美里町の話もするかと思ったんですが、ここは押さえて、時間もないですから。町長の判断に任せて、とにかくあそこの杉の木だけをとにかく、工事云々よりも杉の木を何とか町として考えるのが第一かと思えますので、ぜひ町長よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○5番（岡部宗寿君） いいですよ。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）地元にある観光資源を利活用できないかについての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

[5番 岡部宗寿君起立]

○5番（岡部宗寿君） 地元にある観光資源を利活用できないかということで質問させていただきます。

12月議会において、9番議員より即身仏や城山の風景など、町おこしの材料をどう生かすかとの質問が出されました。町長は、県作成のポスターに起用させたこともあり、胸を張って「住んで」と言える町づくりに取り組んでいきたいと考えておりますと答弁されました。浅川町第5次振興計画には、令和3年度から5年度のあさかわスマイルプランの中身と申しますか、その中に、文化遺産と観光、レクリエーションとありますが、予算的にはまだちょっと幾らだか分かりませんでした。その中で即身仏の件なんですが、地元住民との意見交換など、考えていたのか、やったのか。それと、城山については商工会などと協議し、話などを聞いているの

か等踏まえて、2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、城山は山全体が埋蔵文化財包蔵地に指定されているため、調査目的以外の掘削や構造物の設置などが厳しく規制されております。そのため、キャンプ場などに整備することは大変難しいと思います。

2点目については、現在も地元保存会とは随時、連絡を取り合っておりますが、今後も連携を深め、町の大切な観光資源として、ますます盛り上げ、広く全国にPRしていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 城山は何もできない、厳しい答えでした。

町長、霧の濃い朝方ですよ、まだ日がやっと差すか差さないか頃のとときに、城山に登ったことありますか。そのときに浅川町は雲海なんです、わかりますか、職員の皆さん、見たことありますか。浅川町は雲海の中に沈むんです。それで遠く那須山が朝日に当たって真っ白くこう見えるんです。このすばらしい光景見たことありますか。これは城山なんです。晴れた日には、八溝山、那須山、安達太良山の山々が一望できます。町長、夕方には那須山のほうに沈む夕日まぶしく、私はロマンチックだから言うわけじゃないですが、ちょっと切なさを感じます。夜にはね、町長、空を見上げると満天の星空ですよ。鮫川辺りでは鹿角平って言っていますけれども、城山の星空も引けを取らないと思いますよ。そのときに、空を見上げると星空があつて星空が降ってくるような、幻想的な夜の、そこに人だけに届けてくれるんですよ、皆さん。すばらしい山なんです、あそこで見えたときに、見たことありますか。

それで、残念なことに浅川町には宿泊施設がないんです、1か所も、ないでしょう、皆さん。だれか親戚どこかに泊めるって言ったって、みんな隣近所で行くんじゃないですか。万が一、私が言ったの、これ本当は総務課長に言っていたんです。もし城山を1日何組かの限定のキャンプ場として、あそこは何にも、町長する必要ないですよ。何にもする必要がない、今キャンプする人というのは、自分で来て自分で勝手にやって自分で帰るんですから、きれいにして。そういうところ、今、私言いますけれども、一人キャンプというがはやっているんですよ。テレビ番組で皆さんヒロシというのをわかりますか、ヒロシ。あの番組で一人キャンプで1時間の番組持っているんですよ。たった一人で1時間しゃべっているんですよ、あのテントで。これがもし、その城山屋上で、上でも、どっか城山城の空き地、そういうところをちょっと町でやって、これはすごいことになりますよ。とにかく、ヒロシの影響で1年中全国回っているその人たちがいるそうです。私が感じた1日の城山を本当はたくさんの人に、町長見せてあげたいというのは、私だけでしょうかね、これ。キャンプ場にして、商工会とか、町、農協とかで、今マルシェってあるじゃないですか、マルシェなんかで食材提供してやればいいじゃないですか。あそこで予約来たときには、あそこで、じゃ食材はありますよと、石川牛もありますよと、何でもできますんで。

ただ、残念なのが町長、あそこで2点ほど、やればですよ、トイレなんです、トイレ。今の、町長、あのトイレはちょっと、あれだけの満天の星空の下のトイレはちょっと合わないんじゃないですか。

それと、あと洗い場ですね。昔は上の公園の脇には、町で水道あったんですよ、水道あったんです。でも今

はちょっと使っていないですけども、そういう洗い場だけ造れば、最高のロケーションというかになるんですね。

それが始まりでね、そこにキャンプした人が、昼になったらですよ、今度帰るじゃないですか、そのときにどうですかと。浅川町の小貫には即身仏というミイラがあるんです。これは、魔よけでなった僧が入ったやつだから、これは何とかコロナに負けないぐらいの勢いがあるんです。そういう町長、PRぐらいすれば全国からみんな集まっちゃいますから。アマビエだかなんていう、あんな漫画みたいな魚みたいなので今はやっているんでしょう。そうしたらうちのほうも、負けずにその小貫のその土産何とかということを考えていいんじゃないですか。それが観光の第一歩じゃないですか。それを見たらその足で七人坊主に行くんです。ここにこういう仏像があるんです。見たら、そうしたら今度は終わったら、今度吉田富三記念館じゃないですか。吉田富三、いやなんだ、浅川にこういう博士がいたのかと、こういう博士が、いやすごいわねこれ、町長なんだい、こういうのいたのかよなんて。実はこればかりじゃない、教育委員会に行けば、今度、浅川の75インチのテレビ、あのテレビ入れて浅川の花火、毎日そこで放送すればいいじゃないですか。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部君。

○5番（岡部宗寿君） 簡単にしゃべっています。

そういうことですから、町長。やっぱり駄目だとか、いいとかじゃなく、俺は観光というのは駄目なものをよくして観光になるんですよ、違いますか、町長、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 岡部議員に、私駄目だとは言っていないですよ。掘削やそういうものを壊すものは駄目、その代わり頂上に登って写真を撮るのも自由、いろんなことはできるんですよ。それで今民報にも、新聞に載ったじゃないですか、眺めのすばらしいところ住んでいる方。

それで、今、私別に岡部議員のまねしているわけではないけれども、観光行くのに、当然城山見て、即身仏見て、そして屯所のところにあるこの前雑誌に載った600年以上のある大杉、今、これちまたで有名になっているんですよ、あそこは。それを見て、そして記念館見て、七人坊主見て、これで観光地になるんですよ、これは間違いないんですよ。私はこれは構構がありますよ。ですから浅川町は、この小さな町が生き残るのには、日本一の地雷火、富三、そしてまたいろんな即身仏とかありますから、これPRしなくちゃいけないとは私去年から言っているとおりですから、4月以降いろいろな面でやらせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 全くそのとおりなんです。町長、やればできるじゃないですか。やんなくちゃ駄目なんです、ただこれ言っただけでは、やっぱり俺やって初めて何ぼだと思えます、ね、町長、お願いします。

それで、あそこ、キャンプの人らは、今時期は穴掘ったり何だりしないですから。たき火でも何でも、皆さん分かるんで、今はたき火はじかにやらないですからね、ちゃんと入れ物あるんですから、よそに火がつかないように、ちゃんとたき火専用のがあって、1人用のやつあります。これはきっと職員の方、何人か今私のことを見ている人は知っていると思いますが、本当にそういうことで。そして、下に今本物のそういうキャンプ場で危ないなと思ったところには下に防火マットまで敷いてあります。それは燃えないんですね、火事にならないようにとか、そういうことでやっていると思えます。

ただ、何回も言いますけれども、浅川町にはあれだけの品物があって、悪いのはトイレがあのとおりだと。あれを何とかみんなで考えて、町長。トイレは男の人というのは騒がないんですよ、自由に放出できますから。女の方に聞くとあれはちょっと無理がありますね。だから、そのほう何とか町長の検討材料にいたしまして、とにかく町の観光は町長にお任せしますので、ぜひ前向きに考えてよろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） キャンプできるかできないかは、再度調べさせてください。というのは、できない可能性も出てきますので、これ担当課に調べさせています。あと、トイレもそうなんですよ。新築というか建て直しするか、できるかは、再度これ県に問合せしますのでよろしくお願ひいたします。

あと、私PR全然していないみたいじゃないですか。だって、記念館の吉田富三さん、これ技術遺産に登録されたじゃないですか、未来技術遺産に。やっぱりこれPRがあったからでしょう、そうでしょう。あと、即身仏も今8月帰って来る予定ですけども、これは恐らく日本一であろうと、これ言われているんですよ。そして、みんな各県で貸してくれ、貸してくれ、いつ帰って来られるか分からないんですよ。だからそれだけ貴重なもの、福島に1体しかないものが浅川町にあるということは、これは大いに皆さんにPRするべきだと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、2番、兼子長一君、（1）コロナウイルス対策と今後の町政執行についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 私のほうからは、コロナウイルス対策と今後の町政執行ということで4点ほど質問をさせていただきます。

1点目ですけども、コロナ感染症対応を地方創生臨時交付金の第3次配分で取り組む予定の減収事業者への支援金及び町民を対象とした支援金の内容についてお伺いをいたします。対象業種、それから該当要件、金額等をお願いします。

それから、2点目ですけども、これは午前中からいろいろ議論されましたが、確かに国の情報がはっきりしない段階でこのコロナワクチンの接種体制、構築するのは大変なご苦労かと思えます。そういった点、4月以降の接種業務、これが担当部局の職員の方々に重い負担とならないように、職員のその業務分担やら配置、さらにはこの接種業務を支援していただくためにボランティアの募集などに配慮すべきと思いますが、その方針についてお伺いをいたします。

3点目ですけども、このコロナ対策によって国の財政負担、相当なものがあります。今後、国・県の各種補助金、これの縮小、それから所得の減による町県民税含めそういった税収が減ると想定されます。令和3年度以降の各種事業執行の方針、これもいろいろ考えなければならないのではないかなと思いますので、その辺についてもお伺いをいたします。

4点目ですけども、頻発する自然災害や感染症への対応ということと、国のデジタル庁設置が予定されております。それに伴って、役場の組織を見直すべきだと思います。これについては、令和2年3月議会においても、私一般質問でお伺いしましたが、再度お考えについてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、2つの支援策を予定しております。今回提案の補正予算に計上させていただいております。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の事業収入が前年より30%以上減少した事業者に対して支援金を交付するものです。農商工業など、全ての業種を対象に考えております。金額については、30%以上50%未満の減収に対して10万円、50%以上70%未満の減収に対して15万円、70%以上の減収に対して20万円を予定しております。

2つ目は、町内事業者で利用する商品券を全町民に配布するものです。1人当たり5,000円の商品券を配布する予定であります。

2つ目につきましては、ワクチン接種体制の一部を委託業務で予定するなど、通常業務に併せ過度な業務負担とならない体制を図ることとしております。

3点目につきましては、令和3年度において国からの地方交付税は、前年同額の配分がなされ、臨時財政対策債の発行額では増額等が図られております。また、町財政の対応といたしましては、辺地総合整備計画により財源確保を図るなど、例年の事業執行に直ちに影響することはないものと見込んでおります。

4点目につきましては、役場組織の機構改革については、昨今の状況を踏まえ事務事業の在り方を整理するなど、速やかに取り組むことといたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目については、今町長のほうから細かな制度といたしましうか、そういう説明がありまして、全業種を対象にすることなんです、ちょっとこれもう一回お聞きしたいんですが、個人事業主、それから法人も全て含む全事業ということではよろしいのか、その辺再度お聞きします。

あと、商品券ですね、町民1人当たり5,000円を配布するということなんです、その商品券の何といたしましうか中身ですけれども、前は何でしたか町内の大型店あるいはドラッグストアにこの商品券の利用が集中して、小さな小売店にはなんかあまり利用されなかったという、そういうことがあったようなので、その辺の使い分けというんですか、商品券でもこちらは半分は大型店、残りの半分は地元の町内の小売店で使ってくださいみたいな、そういう工夫というんでしょうか、それがいいのかどうか再度お聞きします。

それから、2点目は、外部委託で人の配置もするという、取りあえずはそういう体制で臨むということなんですけれども、これ4点目の私言っている組織の見直しもちょっと通じるところがあると思うんですが、今町長答弁で速やかにそういうものを、事務分担ですね、そういうのをやっていきたいということお答えなんですけれども、やはり先ほども午前中も議論ありましたが、本当に今までやったことないこのコロナワクチンの接種業務という大変な仕事です。なのできちっとその体制を今のうちにつくって、あとワクチン供給がいつ来てもいいような、その体制づくり、これがまず大事だと思うんですね。いろんな業務が出ると思います、幾らシミュレーションしたとしても、いざ始めればいろんな案件が出ると思うんです。そういったものを想定しながらその体制をつくる。やはりきちっと係をつくって、室、何々対策室でもいいでしょうけれど

も、きちんとその指揮系統を明確にしてやっていく。今現在は保健福祉課9名ですね、正職員。あと保健センターが6名、結局15名が、今主になってやっているんでしょうけれども、通常業務もあるわけですね、そのワクチン接種のとき。だからそういう点で、私前から言っているそのワーキングシェアといいましょうか他の部署の職員もお願いするということになるんでしょうけれども、そういうものを明確にして、このワクチン接種体制をつくるべきだと思うんです。だから4月1日をいい年度替わりですから、その段階できちんと職員を配置すると。そういうことをやっていかないと、そのワクチンがいつ頃くる、じゃ、よその職員手伝ってくれと言ってもなかなかうまく機能しないんじゃないかと思います。

その辺の考えを再度お聞きします。

それから、財政負担の問題、3点目です。

令和3年度は、何とか交付税とかそういうのが増額とかで手当されるでしょうけれども、その後ですよ。4年度、5年度、6年度、その先がどうなるか分からない。町の事業も抱えています、いろいろ。やっていかなくちやならないという面もありますので、そういう長期的なことも勘案して、事業執行、それから予算の組立てをやっていただきたいと思います。

再度、町長の考えをお聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この事業の補助は、個人も含むのか、法人も含むのかは、まずは担当課に答弁させていただきます。

あと、この商品券は、今商工会にいろいろ工夫するようにはお話をしておりますので、いい結果が出ると思っております。

また、事務分担とか今後の長期財政的なことは、またこれも担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

1点目の、事業者支援の県補助金につきましてですが、こちらは町内事業者、個人、法人を問わず全事業者、農、商、工業、全ての事業者に対して交付したいと考えております。

続きまして、商品券の件につきましては、1人当たり5,000円分ということで500円券を10枚と考えております。既に商工会のほうで、昨年も行いましたプレミアムつき振興券のほうでも枚数のうち何枚かだけは大型店でも使えるもので、それ以外は全て地元の小規模店のみという構成となっております。それを考えまして、500円券10枚のうち小規模店のみで使えるものが何枚か、大型店でも使えるものが何枚かということで考えてはおります。その枚数の割り振りににつきましては、今も商工会と協議はしておりますが、さらに商工会からの意見とこちら町からの意向もありますので、その話し合いを持って調整して大型店でも使えるものは何枚かだけということでしたと思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、2点目と4点目、関連している内容でしたので、一体的な回答になるかと思いますが、これは確定している内容ではございませんが、まず今回のワクチン接種に対する体制の整備、

確かに必要性は十分認識しているものというふうを考えております。これについては、限られた人員と財源もでございます。新たな人員の配置等、いろんな方法はあろうかと思いますが、今段階においては、先ほどのワクチン接種の関係で説明あったとおりで、可能な対応で図っていきたいというふうには考えております。

ただ、令和2年度においても、防災計画書の改正、見直しをしております。これは防災計画だけであって、こういった非常時における人員の体制、それについてどのように優先した業務を優先をして、そういった災害に備える職員をどういうふうに配分するかということで業務継続計画というものを作成する予定でおります。これは令和3年度の中において、非常時における職員の配置体制の計画書の作成ということを予定しているものでありまして、本当に限られた人員でどのように災害に対応するかというものについては、明確な計画書を作成した中において、初動態勢が取れる体制を構築していくということが必要なことは十分認識していますので、4月早々速やかにというふうにはまではいかない状況ではございますけれども、そういったきちんとした計画書を作成した上で、今後の災害等にも対応したいというふうには考えています。

コロナに対しては、本当に町長の発言にもありましたように、職員の負担とならないような、そういったことを配慮しつつ対応したいというふうには考えております。

また、令和4年度、5年度以降の事業執行等になりますけれども、本議会において提案しておりますように、事業執行に当たりましては、財源の確保ということでこれが非常に重要な位置づけになっているかと思っておりますので、今回提案しております辺地事業とか、そういったあらゆる財源の模索をしまして、4年度、5年度以降も継続的に財源確保に基づいて事業執行してまいりたいというふうに思います。辺地については、5年の事業スパン、期間を持っていますんで、その中において、先日説明しましたように、変更、追加等もありますので、そういった部分で財源確保を図るという方向で考えたいと思います。

また、いろいろと事業執行に当たりまして、財政上の財政計画、こういったものもきちんと事業の内容を踏まえつつ財政計画の必要性もあるのかなということで、今後はやっぱりそういった事業と財政と一体となった計画を持って、今後事業執行に当たりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目については、分かりました。それで、この支援金の事業、いろんな申請とか受付あると思うんですけども、おおむねいつ頃からやる予定で、例えば商品券はいつ頃町民に発送するかという、現段階でのスケジュール的なもの分かれば、再度お聞かせください。

それから、2点目のほうで、このコロナワクチンの接種体制のことを質問しましたが、このボランティア関係、こちらの募集するののかどうかちょっとその辺お伺いしたいんですが。ボランティアの方が、例えばその接種会場の町民体育館、そこの委託もするんでしょうけれども、警備員配置するかもしれないんですけども、例えば駐車場の誘導係とか、あるいはその受付のお手伝いというんでしょうか、そういうボランティアの方でもできる業務は幾つかあると思うんです。そういうものも工夫してやっていったらいいのかなと思いますんで、その辺ちょっと再度お聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、支援のこの商品券は、まずこの議会が通らなければ行うことはできません。ま

ず議会を通していただきたいと思います。

あと、ボランティアの募集は担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

ただいま町長のほうからもありましたとおり、今回の補正予算のほうに計上させていただいておりますので、補正予算のほう、議決いただきましたらすぐさま準備に入りたいと思います。

支援金のほうにつきましては、議決後速やかに要綱等整備しまして、できれば4月の早い段階から受付を開始したいなとは思っております。

商品券の発送につきましては、こちらは商工会のほうとは事前に協議は少しはしておりますが、正式にこういう形でやるということが決まりましたら印刷という段階になりますので、ちょっと印刷がある分、4月すぐというわけにはいきませんので、どんなに早くても4月後半から5月ぐらいにかかってしまうのかなとは思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） コロナワクチン接種に対しての、ボランティアの募集という件なんですけれども、ボランティアですと、ボランティア自体が集まるかどうかまず分からない点と、それから今回は災害と違って、非常に重要な役割がそれぞれあるので、駐車場とかそういった形のボランティア的なものは対応可能かと思うんですけれども、65歳以上の1回目の接種に当たっては、ボランティア活動は募集しない。ボランティアを募集して使うとなると、ボランティアを募集し、それを調整する正職が必要なので、今回については募集しないで、2度目の検査体制になったときにまた考えるということで行いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）消防団員の確保対策についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 消防団員の確保対策について質問させていただきます。

総務省消防庁は、全国的に消防団員が減少しているという対策としまして、処遇の改善を今検討しております。

浅川町も団員の確保は課題となっております。地域防災力の低下が心配されます。実情と対策について5点ほどお伺いをいたします。

1点目ですけれども、浅川町条例に定める消防団員の定数に対して、過去3年間の実団員数の推移をお知らせください。

2点目、消防団員経験者などで編成している各地区の消防団協力員の総数、令和2年度の数字をお知らせください。

それから、3点目ですが、団員確保対策として実施している事業、今後取り組む予定の事業はあるのかどうかお伺いします。

4点目、商工会と連携して消防団サポートプロジェクトと称して、団員の方が町内の飲食店、店舗、事業所

等利用した場合に、割引や特典をサービスする事業実施を検討してはどうかと思いますので、お伺いいたします。

5点目ですが、消防庁の処遇改善の検討結果が、報酬、手当の引上げは団員確保に有効だという結果が示された場合、町としてどう対応されるのかお伺いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、消防団員の条例定数は311名に対し、過去3年間では平成30年度が8名減、令和元年度が6名減、令和2年度が10名減であり、毎年減少している状況であります。

2点目につきましては、令和2年度における協力団員数は120名です。

3点目につきましては、団員確保のための事業として取り組んでいる事業は現在のところありませんが、減少傾向にあることを鑑み、消防団の幹部会議において分団長の任期を例年1年であったものを2年としております。また、新入団員の確保など対策を図ってまいります。

4点目につきましては、商工会及び消防団からの要望等を受けておりますので、内容を精査し検討してまいります。

5点目につきましては、処遇改善等の方針が示された場合は、近隣町村の状況を踏まえて対処をしたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） まず、1点目については、定数311ということで私ども承知はしております。3年間年々減って、ちょっとあれなんです、実団員、現在のですね、ちょっとこれ答弁漏れですかね、実団員は何名だったんですか、年ごとに減っている人数、今答弁あったんですが、再度実団員数を、今現在のお聞きします。

それから、消防団協力員120人ということで私もうびっくりしました。これだけの方が登録をして協力をしているという、非常にすばらしいことだと思います。実は、私も箕輪の消防団協力員として登録させていただいているんですが、こういったいろんな災害補償とか、保険とかには入っていますが、そういうある程度活動が制約される中で、こういう協力員の方の協力というのは大切だと思いますね。日中、消防団員、勤めやら仕事で地元にはない地区が多いので、協力員の方たちのお手伝いというのは大変有効な手段だと思いますので、今後こういった人たちへの確保をお願いします。

それから、3点目の消防団員確保対策としては、特段今実施していない。今後取り組む予定としては、消防団、これ本団自ら分団長の任期を1年から2年に延ばして、それで対策をしているという、すばらしいことですよ。団長指示の下に、分団長が2年任期やれよということでその確保に図っているという、自らそういう努力を消防団がしているということなので、これは町もその意を酌んでぜひもっとサポートをしていただきたいと思えます。

それから、4点目の商工会との連携になりますけれども、今、町長答弁のように、消防団のほうでも要請が来ているということなので、ぜひ実現するようにお願いしたいと思うんです。近隣の市町村でもこれ既に取り組んでいまして、例えば消防団員のカードを作る、それから協力店ののぼり旗やらステッカー、こういうもの

は町で予算を取っていただいて、そんなに多額な予算じゃないと思いますんで、あとはやる姿勢の問題だと思うんで、これは本当にすぐにでも実現できる事業だと思うんですね。商工会さんともよく調整していただいて、ぜひ実施をお願いしたいと思います。それについて、再度、方向性をお願いします。

それから、5点目については、これは浅川町だけ報酬手当を引き上げるわけにはいかないというのは、私も重々承知しています。なので、これはやはり国がそういう方針を示した後、石川地方、これ消防協会やら県の消防協会がありますが、そういうところと歩調を組んでやっていくのは当然です。ただ、町としてそういう国の情報を、動きを常に収集して、こういうものが決まったらすぐ動く。浅川町がリーダーシップ取って石川郡の消防協会に問題提起するぐらいの、そういう姿勢をしていただきたいと思います。ひとつその辺について、再度答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目、2点目は、担当課より説明させていただきます。

消防団の確保は、私も散歩しながら新しくうちができたところには、何軒か回って消防団に入っていただきたいというお話をしております。あと、この前、団長と副団長も来たときに、やはりそういう新しくできたところ、あるいはもう年齢制限は今はないですから、そういうある程度、年、年じゃないけれども年齢がいつても勧誘をできるように、消防団長と副団長にお願いをさせていただきました。

あと、商工会の要望、そのときも先月来ましてお話をさせていただきました。それで、今このコロナ禍の中で、飲み屋に行って飲んでくださいとは今ちょっと言いづらいもので、近々この話は前に進むと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目の現在の団員数でございますけれども、幹部を含めて254名の団員数となっております。

あとは、4点目の消防団員に向けた、今町長答弁もありましたように、そういった事業の取組ですね、これについては、商工会、消防団とも連絡を取っております、いろいろ具体的な取扱いについて事務的な打合せはさせてもらっております。ただ、これ年明けでの昨今の状況の要望等を受けていますんで、当初予算では計上とか、そこまでは至っておりませんが、今後、内容を協議をしまして、また、今町長答弁あるようにコロナ禍でございますので、そういったもろもろを加味して、調整をしてみたいというふうに考えております。

5点目の、国からの方針と、その消防団員の確保に向けた取組ということで、消防庁長官からもそういった関係する処遇改善ということでの文書等は周知を受けております。その中に、団員の年俸等についての改善等もございまして、また団員の確保に向けても、各種の施策を実施していただきたいということを受けておりますので、これらにつきましては、消防団幹部の方々と実施可能なものも含めて町も体制を取っていききたいというふうに考えていますんで、そのようなことで消防団と一致協力した中において処遇改善等を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目の、定数に対して254名ということで67人定数よりは少ないんですけども、足

利市のように大規模な山林火災等発生しますと、もう本当に人海戦術ということで消防団員の方々のあれは本当に必要になります。昨日の当初予算の説明の中でも、ジェットシューターを今度購入するというので、大変装備品についても今後充実させていただくということでよかったかなと思います。

それから、4点目の消防団員のサポートプロジェクトですけれども、コロナの関係でなかなか店に行けないの分かっていますが、その後、落ち着いた段階で飲食店やら商店のほうに、消防団員の方が家族も含めて、できれば家族も含めたその応援プロジェクトというんですか、そういうふうにしていただきたいんですけれども、やはりそういう人たちが何回も店に行くことによって、店のほうもコロナで売上げが減った分を多少なりとも回収できる、回復できるのかなと思います。そういう面も含めてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、11番、水野秀一君、（2）令和3年産米価は大きく下落が予想されるがについての質問を許します。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） 令和3年産米価は大きく下落が予想されるがについてお伺いいたします。

人口減少による需要が減少に加え、コロナ禍により急激な需要が喪失されております。このままでは、令和4年6月末で在庫は230万トンを超えてしまうと予想されております。米価の動きは、平成25年、平成26年産とよく似ていると予想されております。令和3年産は同じような動きがある可能性があると言われております。

そこで、県では昨年の主食米の作付面積の1割程度を飼料米の餌米やWCSなどの転換をお願いしているが、町の取組についてお伺いいたします。

ちなみに、25年産の一番安い時期で1俵60キロ当たり1万2,516円、26年が8月の時点で一番安くて1万890円の値段でございました。そのような状態になってきているということで町の取組についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

令和3年度米については、農林水産省から全国で36万トン、面積にして6万7,000ヘクタールの削減が必要だと言われております。福島県では、主食用米で約3,500ヘクタールの削減に取り組むとされており、方法については、国・県とも非食用米への転換を推進しています。浅川町におきましても、その方針に従い生産者の皆様に積極的な転換をお願いしているところであります。3月5日には、農事組合を通して、令和3年度産米の生産者手取額試算表をお送りしております。その中にも記載がありますが、非食用米への転換には国・県からの交付金、助成金があり、町においても上乘せがございまして、これにより、主食用米に比べ非常に有利となっておりますので、このことを周知、説明し、転換に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 農事組合を通して3月5日にその通知出したということで、その前に県のほうで担当課の打合せがあったと思うんです。そのようなときには担当課が出席しているのか、また、そして浅川町は農業、米づくりの農業を今まで中心として行ってきたわけでございます。他町村に比べますと、WCSや飼料米の面積が少ないわけでございます。そうしたときに、これいろいろ作付の面積、種もみなども皆準備している

状態に入った時点で、3月5日に通知を出したというようなことでちょっと対応が遅いのではないかと思うんですが、どのような通知を、回覧板でそれを回したような状況なんですか、その辺伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳しいことは、担当課より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

3月5日、本日ですね。本日、農事組合長宛てに、一式の資料と、その中に令和3年産米の生産者手取り額試算表として、金額、あくまでも参考価格となりますが、それが入ったものを郵送しております。

金額が入ったもの、本日の郵送となりましたが、これは先日の県の会議を受けまして、担当者のほうが出席しまして、そういったことを全て取りまとめた上で本日郵送となった次第であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 町独自で作っているんでなく、県のやつを直接回したような形で、こんな感じなんですか。

それはそれでいいと思うんです。やはり、こういうのはやっぱり国なり県が進める事業でございますので、ある程度協力する面で作付が迫ってからそのような対応では、ちょっと農業者も協力してくれといってもなかなか難しい点があると思うんです。やはりそういうことは、事前に早い時期に通知など、協力をお願いする文書なりを配布し、できるだけ早い対応をしていただきたいと思います。

それから、近年、ここ何年かに新規就農者が5名か6名、浅川町もいると思うんです。その新規就農者がこれからの農業を、いろいろな米に頼らない農業なども考えているようでございますので、そうした人との取組とか、そういう前向きな考えも必要ではないかと思うんですが、その新規就農者を育てていくという意味からも大変大事なことだと思うんですが、その辺はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初の件は、担当課より説明させていただきます。

おかげさまで、新規の就農者が浅川町が増えたということは、私もこの前の会議で大変喜んでおりますということをお伝えいたしました。それで、若者たちが担い手をするに当たり、町では全面的にバックアップしたいということをお話をさせていただきました。今後とも、若い人たちが就農できるように努力してまいります。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

本日、郵送いたしましたのは、あくまでも金額が入っている試算表のほうをお配りただけでありまして、国・県からチラシ等届いた際には、通知等はその都度差し上げております。今回は、国・県のほうである程度金額、まだ参考価格ですが、もちろん変更があるかもしれませんが、ある程度、食用米から加工用米に転換すればこの程度になりますよという金額が入ったものを、今回参考としてお送りしたまででございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（2）小中学校の教育環境全般についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 小中学校の教育環境全般ということで、現下の教育環境はあらゆる意味で大きな変動の中にあります。従来より小中学校の教育環境については、何問か質問させていただいておりますが、今回は児童生徒の安全・安心、学習環境の点から質問させていただきたいと思います。

まず、1点目、安全面からなんですが、県道276号線、浅川古殿線、通称横町通りのN T Tの電柱について移設可能かの質問を令和2年6月定例会でさせていただきました。民地に移動含めて検討可能との回答をいただいておりますけれども、1年弱経過した中で、どのような状況になっているか、まず伺いたいと思います。

それから、2点目に、安心という面から、コロナ禍の中で小中学校における感染予防対策を取られていると思うんですが、確認という意味で、項目別にこんな対策を打っていますというようなことをちょっとお知らせいただきたいと思います。

3点目に、学習環境の面から見れば、ここ何年間、前後していますけれども、何年間大きな変化があったというふうに思っています。町としては、どのような項目があったと認識しているか伺います。

それから、次に、2月12日議会全員協議会が開催されました。その際、浅川町学校施設整備についての説明がございました。同僚議員からも建築費を含めた多数の質問があったと承知していますが、基本的には支援機構にどの方向性がいいか委託して、関係部署と協議すること自体を否定するものではありませんが、公共施設等の改築であれ新築であれ、町としても一大プロジェクトの事業に当たって、大本となる基本的構想が何かあると思いますが、その中で具体的に言えば、浅川町の小学校、中学校の体制は小中一貫型か、それとも義務教育学校か、それとも現状どおりと考えているか、これを4点目として伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校教育関係なので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、県道泉崎塙線の横町付近を指しておられると思いますが、以前の一般質問でもおただしがあり、隣接となる住民の方や、道路を管理している県石川土木事務所の担当者と協議を行いました。N T Tの電柱につきましては、移設は可能ですが、その場合、民地へ移設することになります。先ほど申し上げました隣接住民の方の意見としましては、道路の抜本的な見直しが必要で、県道を拡幅してくれるならば民地への移設に協力はすると申されております。

今後、町と県中建設事務所との間で年に1度開かれております意見交換会の席上において、要望として拡幅をお願いしたいと思っております。

ご質問の2点目、コロナ関係につきましては、项目的には5項目述べさせていただきます。

まず、1項目めですが、基本的な感染症対策の実施ということで、感染源を断つ、感染経路を断つ、そして抵抗力を高める、この3点が内容となります。

2項目めです。集団感染のリスクへの対応ということで、換気の徹底、身体的距離の確保、マスクの着用が内容となります。

3項目めです。重症化の高い児童生徒への対応ということで、主治医の見解による登校、そして学校における感染症対策の理解促進による保護者の不安解消に努めることとなります。

4項目めです。出席停止等の取扱いとしまして、児童生徒の感染が判明、または濃厚接触に特定された場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を行います。

5項目めです。教職員の感染症対策として、児童生徒と同様、1項目めで申し上げました、基本的な感染症対策の実施に基づき、健康管理に努めることとしております。

以上が感染予防の項目的対策となります。

ご質問の3点目につきましては、国が打ち出した教育環境の変化点ということで、主なものを4点申し上げます。

1つ目です。2018年度から2022年度までの5か年計画で文科省が打ち出したICT環境の整備です。具体的な目標として学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分の整備、指導者用コンピューターを教師1人1台整備、大型提示装置、実物投影機を各教室に整備、超高速インターネット及び無線LANの整備、統合型校務支援システムの整備、ICT支援員の4校に1人配置を掲げております。

これらにつきましては、2022年度までに整備することになっていましたが、2019年12月5日の閣議決定によりまして、1人1台の端末を整備するというGIGAスクール構想が打ち出されました。これも当初は、2023年度までに完了予定でしたが、コロナ禍で前倒しされ、今年度中に整備を完了することになりました。なお、浅川町におきましては、1人1台の端末整備につきましては、この2月に完了しております。

変化点の2つ目です。今申し上げましたICTの整備とも関連しますが、これまで使用されてきた紙の教科書に代わって学習者用デジタル教科書を使用することができるという学校教育法等の一部を改正する法律が2019年4月1日に施行されました。現行におきましては、使用は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないことという条件付ではありますが、昨年12月、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議におきまして、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについてという検討結果が報告されました。先月2月22日には、デジタル教科書に関する文部科学省の有識者会議におきまして、2024年度の本格導入を目指すという中間まとめ案を了承したということです。

ただ、無償化するかどうかや、その時期については実証研究の成果や普及状況を踏まえながら検討するとしています。

3つ目です。小学校高学年の教科担任制度導入です。2021年1月26日、中央教育審議会が答申しました「令和の日本型学校教育の構築を目指して」において、2022年度をめどに小学校5、6年生で英語、理科、算数への教科担任制の導入が盛り込まれました。狙いは中学校で行っている教科担任制を見通して行うこと、また、この3教科は特に専門性が必要とされること。そして、過重労働が問題となっている教員の働き方改革につなげること、これが狙いとされています。

4つ目です。35人学級です。先月、2月2日、公立小学校1学級当たり上限35人という義務教育法改正案が閣議決定されました。現在、小学1年生は既に35人になっていますが、2025年、令和7年度には小学校の全学

年で35人となる予定です。

ご質問の、4点目につきましては、義務教育9年間を見通した教育を行うとき、小学校教員と中学校教員が絶えず連携し、情報交換を密にしながら子供の指導に当たることは、極めて大切なことと考えております。小学校教育と中学校教育が円滑につながることは、いわゆる中1ギャップの解消にもつながり、不登校やいじめの解消、学力の向上にもつながっていくものと思っております。

今年度は、第5次振興計画におきまして、学校施設整備事業の初年度として、小学校、中学校の整備について基本構想の策定を行いました。財政的な事情によりまして、総合的に検討して最も望ましいとされる小学校、中学校同一敷地内への建設は厳しいということですので、まずは中学校のみの建設を行うということはやむを得ないのではないかとこのように考えております。

おただしの施設整備の構想としましては、今述べましたように、小学校教員と中学校教員の連携の大切さを考えたときに、つまり、子供たちへの望ましい教育を第一に考えたときに、やはり小学校、中学校の教師が日常的に対面で情報交換のしやすい環境にあったほうがよいという考え方は、小中学校の施設の在り方として理想であると思っております。

今後、小学校建設につきましては、基本設計からは外れることとなりますが、将来の小中学校のあるべき姿を見据えて、中学校の建設計画を進めていければというふうに考えております。

プロセスとしましては、おおむね令和3年度・基本設計、令和4年度・実施設計、令和5年度・着工予定ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 横町通りについては、その年に1度会合があるということでお一層の働きかけをしていただいて、ご助力いただければというふうに思っています。

それから、感染の予防策について、いろいろ、るるありましたけれども、小中学校の感染予防策については文科省から学校の新しい生活様式等のマニュアルについては、何回も更新されながらつくっております。これは私、あるところの小学校の学校の感染対策のマニュアルです。これ学校そのものの対策のマニュアルです。これがつくられて、るとその今、教育長さんからお話あったことも含まれて、いわゆるいろんなことがこのマニュアルの中には入っています。これは文科省が出したものでもなく、学校独自でつくったマニュアルということですね。ですから、児童生徒に関わる教職員を介しての交差感染から児童生徒を守るという観点から、また感染の可能性のある児童生徒の感染病原体から感染を防ぐことが基本であり、標準的予防措置、例えば、1行動1手洗い、これは皆さんもう既にご存じだと思うんですが、マスクの着用や学校環境衛生の維持管理等が考えられます。また、先ほどもちょっとちらっと出ましたけれども、体調不良を訴える可能性のある児童生徒や教職員がいる場合、それぞれ対応できるような環境整備すること、これも必要だと思います。それから、学校内感染防止上、重要な対策となりますけれども、すなわちそのケース、発生した場合のゾーニングの行動区域ですね、こちらをちゃんと分離すると、これを視覚化する、目で見えるようにするというのも重要だと思っております。これは、それぞれの共通理解が必要ですし、また、そこまで想定することによって児童生徒や教職員を感染から守れるということができると思います。ぜひ洗い場だとか、それからトイレ等との感染症、

重要なゾーンがあると思うんですけども、その辺の対策を見直していただいて、病原体を持ち込まない、持ち出さない、広げないという、これ3原則だと思うんですけども、そちらを重点的にやっていただいて、効果的な対策をぜひお願いしたいということです。

それで、昨日、全議員による浅中を見学させていただきました。これは本当に個人的な意見で申し訳ないんですけども、それでこの質問の中にもあるんですけども、予防策をやっていますかというのが、いろいろ詳しく詳細を見た場合じゃないので、中でこういうふうなこと、ああいうこともやっていますよということあるんだと思うんですけども、ぱっと見た目、見た目で本当に予防策ができていのかということが疑問でちょっとありました。というのも、ちょうどそのときクラブ活動がありまして、テニス部がやっていました。1コートは我々のときは部員数も少なかったんで1コートにそれはもう4人ぐらいが入って、あとは1、2年生は後ろで球拾いだよみみたいな形になっていましたけれども、昨日見たら1面に10人入ってマスクなしでやっている。当然運動ですからマスクは非常に厳しいんだと思うんですけども、1コートに10人入っているという姿を見て、おおっと思ったんですけども、これ私だけでしょうか。

ですから、相当数の人数が4面あるコートの中に、全部で10人ですから40人近く入っていたということなんですけど、もろもろの感染対策をやった上で話でしょうから、見た目だけで基本のところがありますから、何ともいえないところもあるんですけど、ちょっと心配になりました。

それで、先ほど学習環境について私が思っていたのと2点ほど違ったものがあったので、それもそうだなという感覚はしたんですけども、まず私は学習指導要領の改訂が一番かなと思っていたんですけども、まずこれが1つ目です。それでこれは中学校においては20年間の3年間、それから小学校は2年間という中でやられることなんですけども、その中でも特に先ほどもちらっと出ましたけれども英語教育があります。今まで3、4年生は英語教育は一切ございませんでしたが、準備期間中は15こまですか、年間で15こまやるということ、それから20年度より35こまに増えます。それから5、6年生については、劇的に35から70項目に増えるということなので、この辺が非常に重要な点になるのかなというふうに考えています。

ですから、参考のためにちょっと言うんですけども、学習指導要領ってなぜつくるのというところをちょっと教えていただければ、私、素人なんでちょっと分からないところがありますんで、なぜ学習指導要領って必要なのというところをちょっと教えていただけますか。

それから、併せて、なぜ小学校から、3年から英語学習が必要なのか、これもちょっと参考までにお伺いしたいと思います。

それから、2つ目は、私は回答にもちょっとあったんですけども、小学校の教科担任制、これは22年度から実施されます。これは4項目めの中学校の新しい校舎にも関係すると思うんですけども、先ほど教育長さんのほうから、外国語、理科、それから算数が対象でしょうということがあったんですけども、STEAM教育ですか、これの充実ですよ。その中には、科学、技術、工学、芸術、数学ということの、教育を充実させるために教科担任が必要なんだよということがあろうかと思えます。これ特に重要だと思います。それから先ほどGIGA構想がありましたけれども、学校教育の情報化の推進、この法律も変わりました。これがあると思います。ですから、これは条文1を見ればすぐ分かるんですけども、ネットワーク社会で通信技術、これを活用することによって学校が今持っている課題だとか何か解決できるでしょうというふうに位置づけて

います。

それで、4つ目、これは先ほど回答にもありましたとおり、35人教室、これは先ほどの回答のとおり令和7年度までに段階的に運用を考えていると。簡単でいいので、その運用の方法ちょっと教えていただければというふうに思っています。

4項目め、学校施設整備の基本的構想なんですけれども、ということは、今回答を聞くと、小中一貫校か義務教育か、国家の方向性は出ていないということで理解でよろしいでしょうか。今は、多分小中連携学習ですよ、小中一貫校だろうが、教育学校だろうが、義務教育はまた別なんですけれども、小中一貫校でも施設は別々ですよと、これもありますよね。それから、施設を同じ土地の中に2つ造りますよと、これもあると思います。ということは、今は将来的にも、浅中がもし新築されても、小中一貫校では考えていなくて、学習連携と、今まで学習指導要領の中にある6年、3年生を別々の形で行うという認識でよろしいのでしょうか。そちらのほうもちょっとお知らせ願いたいと思います。

先ほどから出ていますように……

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田君、簡潔にお願いします。

○4番（木田治喜君） 分かりました。

そんな意味でも、ぜひともその辺の方向性を今の話の中で、見据えたところでちょっともう一度回答いただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 学習指導要領につきましては、小学校、中学校で、6年間、3年間の中で、最低限学習しなければならない内容ということで示されております。これが学習内容の法的根拠となります。それに伴いまして、教科書検定によりまして、学習指導要領の内容に即した教科書になっているかということで教材として教科書を使用することになります。

それから、英語ですね、英語の時数が増えまして、増えてきまして、なぜ3年からかということなんですけれども、もともと英語は中学校以上でやっていたんですが、英語科として、現在5、6年生までは下りてきております。これはやはりこの先、将来的に国際社会で通用する人間を育成しなければならない、グローバル化に伴って英語の使える人材育成を目指すということで小学校まで下りてきております。ただ、3年生、4年生となりますと、これは楽しく英語の楽しさを味わうというそういう狙いになってきますので、そうでないとそれこそぎっさりやっちゃいますと、英語嫌いが出てきますんで、それでは狙いが達成できませんので、英語活動ということで楽しい活動ができるように、浅川町でも、ALTの先生が、セーラ先生が楽しい授業を小学校でやったださっています。ただ、5、6年生は、これは中学校の授業に近い内容で、小学校を卒業したときに円滑に中学校の英語の授業に入れるような内容で行っております。

それから、教科担任制につきましては、狙いにつきましては先ほど申し上げたとおりです。ただ、現在の浅川小学校におきましては、英語、これは専科の先生が、英語だけ教える先生が指導しております。それから、理科の専門の先生がおりまして理科の授業を持っております。それから、社会の得意な先生がいて社会の授業を持っております。というふうに現在も一部教科担任制ということでやっております。これは教師の専門性を生かした授業になりますので、子供たちにとっても分かりやすい、そういう指導になるかと思えます。

あとは、35人学級ですね。これは、もう既に小学1年生は35人学級となっております。令和3年度から順次2年生、3年生、4年生、5年生、6年生というふうに、35人になっていきます。残念ながら中学校は40人学級なんです。ただ、これも文科省の標準法というんですけれども、文科省ではそういう仕組みになるわけですが、福島県では、県独自に小学1、2年生、中学1年生、これは30人学級を行っております。県独自に予算をつけて。小学校3年生以上は少人数学級ということで人数で言いますと33人学級、小学3年から6年までは33人。ですから、学年34人になれば2クラスになると。33人学級ということは最大が33人ということですので、30人学級というのは最大が30人ということ。ですから、34人いれば17人、17人というクラスになります。これは県独自で3年生から6年生まで行っております。

ただ、国としての標準法というんですけれども、35人になるということですね。それから、小中一貫校についてですけれども、これまでの議会におきまして、私は小中一貫校あるいは義務教育学校につきましては、選択肢の一つ、あるいは慎重に検討していく必要があるということをお述べさせていただきました。それは、メリット・デメリットがありますので十分に検討すべきであり、拙速に導入すべきではないという、そういう考えからです。これは私の考えです。

私は、当面は、小中一貫校あるいは義務教育学校のメリットの部分だけを取り入れながら、従来の6・3制教育を行っていくのがよいのではないかなというふうに思っております。言わば小中連携教育ですね、私はそこから入っていくのがいいのではないのかなというふうに考えております。小中一貫校にするのであれば、いつでもこれはできるんですね、制度上のことでありますので、教育の中身の問題になってきますので。ですから小中学校が離れていても、今の浅川小学校、浅川中学校がこういう距離関係にあっても、これは位置関係あっても、これは小中一貫校にすることはできるんですね、同一敷地でなくても。ただ、義務教育学校となりますとこれは校長1人になりますので、これはやはり同じ一体型の校舎が一番理想なんだろうけれども。

それで、6・3制ですけれども、これが小中一貫教育になりますと、5・4制とかという、そういう内容でやるようになるんですね。そうしますと、あとは中学1年という言い方もしません。7年生、8年生、9年生、小中一貫教育になると。ですから、今の6・3制による6年生、小学6年終わったときに小学校の卒業式をやる、これなくなる、そういうのをそれでいいのかどうかということですね、いろいろご意見はあるかと思いません。

ですから、私は将来的に、仮に小中学校同一敷地になった場合も、小中一貫校にするか、義務教育学校にするかというのは、私はそれは慎重に検討したほうがいいのではないかなというふうに考えております。小中連携教育ということで私はこれは非常に大事なことであるというふうに答弁の中で申し上げましたけれども、思っておりますので、中学校の先生が小学校に来て授業をやるとか、乗り入れ授業というんですけれども、あとは小中学校の先生が合同で授業研究をする、小学校の先生は中学校の授業を見る、中学校の先生は小学校の授業を見る、非常に大事なことだと思います。あとは、小学校、中学校の先生が日常的に対面で情報交換をするということも大事だと思います。ということで現在のところはそのような考えを持っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 学習指導要領、それから英語の必要性等々についてはそのとおりでと思うんですが、1

つ学習指導要領の作成の意味というのは、必要、いわゆる最低限のことをやるんじゃなくて一定の水準を持っていくという、ここが大事なんだと思うんですね。一定の水準を与える、これは国民の権利ですから。これが指導要領の作成の大本になっていると、最低限じゃないと。一定の水準の教育が受けられるように持っていくのが学習指導要領だというふうに、私は理解しているんですけども、それはそれでいいんだと思います。

それから、英語の必要性は先ほどの回答にありましてとおり、グローバル化に対応するためと。これはもう必要不可欠なものになってきているという流れもあろうかと思えます。

それから、今話ありました、小中一貫校か義務教育学校かについては、それぞれメリット・デメリットありますので、何とも一概には言えない、ただし、世の中の盛衰といいますか、小中一貫校が流れになってきているのは確かだろうと。義務教育学校にしているところはちょっとそんなには数は多くないと思うんですけども、小中一貫校は年々増えているというふうに聞き及んでいます。それで、今回回答のとおり、5・4年制だとか、それから4・3・2だとか、いろんなやり方が全国的にはあるということだと思います。

それで、小中一貫校なんかそれかというのは別として、その辺は連携の学習考えているということなので、それが今度の浅中云々の話には関係ないんだよということからスタートしているんだと思うんですけども、まず先ほど言いました、浅中の新しい学校の設立ということになったときに、私はこれは先ほどの廃校、それから統合、廃校の山小、里小のときもちょっと話させていただきましたけれども、基本はやっぱり協議会の設立じゃないかなと。ここからスタートしないと、それからあらゆる面のリスクを洗い出してどういうものに影響するかを全部洗い出して、それから持っていくというのが普通で、やった後に何かが残ったから、それを今から手当てしますよという話ではないと思っています。ここ、非常に重要なところだと思うんですけども、同じ過ちをもう2度と繰り返しませんよという考え方から行けば、まずはそこは協議会の設立なり、有識者会議を持って基本構想を決めて、もう既に設計段階に入ってきたら、もう進捗度から見たら4割ぐらい終わっているんじゃないでしょうか。私はそうじゃないと、個人的にはそう思います。それは、リスクと先ほど言いましたけれども、環境評価も含めて、5年、10年、20年を見据えた将来の財政、それから人口の推移、それから公共施設、これから後で同僚議員やと思うんですけども、公共施設の総合管理計画も含めて、もろもろ全部の情報を1回集めてテーブルに乗せて、それからやるのがスタートだと私は思っているんですが、ちょっと何か早いなという感じはします。

それから、全員協議会のとき、須藤議員からもちょっとあったんですけども、大学とのコラボも含めて大学の先生を座長にしてそれでやるんだとか、そういうものはいろいろ考えられると思うんですね。目の前の建物がもうすぐ壊れそうだから新しいものを造るんだと。早期にやらなきゃならないんだという話とは、また違うんだろうし、そうは思っていないと思っています。

最後に質問なんですけれども、浅中に関しての協議会等の発足は考えていますか。庁内じゃなですよ、有識者会議ですからね。その辺のところを考えていますかということと、役所内にプロジェクトチームか何かを発足させていますかというこの2点ですね。浅中に関しては、もう何も決定していない状況だと私は思うんですけども、切り貼りに実行して、協議会のときも出ましたですけども、福祉的な支援、こちらを後退させることがあっては決していけないんだということを踏まえて、ぜひともその辺の検討をお願いしたいというふうに思っています。

それで、最後に、今の2つの質問と、それからコロナ禍で視察も大変だと思うんですけども、あらゆる視察できる場所も今ありますので、そういったものを含めてやっていただいて、情報を全部集めていただいて、それで事を起こすと。町の予算にも匹敵する事業、最高でやれば匹敵する事業ですから、より慎重に進めていただきたいというふうに思っています。教育環境の変化が新たな事業である浅川中学校に全て必要な情報であると考えていますので、今までの情報が、今私が質問させていただいた全ての質問が、それには影響するんだというふうに思っていますので、最後に町長の見解もそこで聞きたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） ただいまご指摘をいただきました件も踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） よりよい教育のために、いろいろやらせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○4番（木田治喜君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） それでは、3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順7、3番、会田哲男君、（2）里白石島田地内排水路の改修についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 里白石島田地内排水路の改修についてお伺いします。

現地は、里白石宿裏の民家宅裏側を流れる排水路であります。大雨ごとに118号国道からの水と周辺道路からの水が集まるような場所でありまして、宅地前の排水路は前に改修されたんですが、宅地側裏を流れる排水路は上流部が広い側溝で下流部が狭いというような構造になっております。大雨のたびに流れが悪く、詰まり、家屋裏排水路は土砂が堆積する状況となっております。この結果として、宅地前町道の水路があふれ、路面の流水と合わされることにより度々床下浸水が起きるような状況が続いております。この家の方は、心配に絶えない状況が常日頃ある状況であります。

住民の安心・安全のために、水の流れをよくするための宅地の裏側から下流の排水路の改修を早急に実施すべきと考えております。上が広く、下が狭い、あと農道の横断する部分が詰まるというような状況がございます。ぜひ、これ、大雨降るたびでございますので、改修に向けてご検討いただきたいということでお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

この排水路については、全体的に勾配が緩いことと、周辺の道路から水が集まってしまうため、すぐに土砂が堆積してしまい、流れが悪くなってしまいう状況にあります。現在、2年から3年に一度、堆積土砂の撤去で対応しておりますが、今後、改修に向けての検討もしていきたいと思っております。

しかし、改修するとなれば、河川までの延長を全て改修することとなるため、町の単独事業で行うことは財政的に非常に厳しい状況です。活用できる補助事業などを探しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 補助事業等を活用して検討したいということでございます。ぜひお願いしたいと思っております。

それから、後ろの排水もさることながら、これは必要なんです、町道前のますがあるんですね、大きいます、前に、何年か前に改修してますを設置したんですが、そのますからじかに下に水路を流すというような方向も考えてみたらどうかと思います。補助事業、その部分であれば、補助事業に該当させなくてもできるような状況あるんでないか、取りあえずは。その後、上が広くて下が狭い詰まる状況があるものですから、その辺の道路の横断と暗渠排水を下の流れの水路分の改修を含めての考えをできればお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 雨の降るたびに大変困っていることは私も重々知っております。ぜひ、様々に検討して、実行できるように、ぜひ担当課と話を持っていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 分かりました。ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

このうちの人は、何年か前に役場から土のう袋、詰めたやつを頂いて、うちの脇に置いて、雨に備えているって言うんです。そのような状況がございます。そのような状況、ぜひ毎年のこれからも雨は降りますけれども、大雨のときもあると思うんですが、そういうようないつも心配しているような状況、土のうを用意して心配している状況でございます。ぜひその辺をご理解いただいて、ぜひ、なるだけ早めに、補助事業なり、単独でも取り組んでいただけるようお願い申し上げて終わりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

次に、（3）子供たちの遊び場となる新たな公園施設の整備についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 子供たちの遊び場となる新たな公園施設の整備についてお伺いしたいと思います。

第5次振興計画の基本計画に係るアンケート調査を見ますと、今後の町づくりに力を入れてほしいこととして、中学生では公園や遊び場、あるいはスポーツ、文化施設をつくってほしいが大きく占めております。また、一般市民のアンケートでも子育て、教育環境の充実が多いというような結果となっております。

市民の多くが公園や遊び場の設置を希望している状況があり、後期基本計画の公園・緑化の現状と課題にも新たな公園の整備について検討していく必要があるとしております。

現在町は、いろいろな子育て関係の助成事業等実施され、予算も計上されており、子育てはより充実してい

と思われるが、今後は多くの子供、町民が望む楽しく一定時間を過ごせる子供たちが肌で感じられるような規模の大きい施設、あるいは規模の大きい遊具がある等の施設、かつスポーツができるような公園施設の整備を進めることが必要かと思っております。

私もいろいろと歩いてみますと、やはり若い方、若い子育て世代の方、あるいは老人もそうなんですけれども、浅川町には何にもないなという声が多く聞かれます。できれば今申し上げましたように、子供と一緒に遊べるような施設、あればいいなというような意見が多く寄せられております。

今、中学校問題等ございますが、財政的な面の問題もあるかと思いますが、ぜひ子育てという意味で肌で感じられる、親御さんの経済負担のほうの軽減ばかりじゃなくて、じかに子供たちが肌で感じられるような施設も一つくらいは浅川町として必要なんじゃないかと、他町村と比べましても、思っております。ぜひその施設の整備に前向きで検討いたしたいと思ひまして、質問いたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ご質問のとおり、新たな公園の整備、スポーツ施設の整備につきましては、多くの町民が望んでいるところであり、町の第5次振興計画後期計画の中においても検討課題としております。

新たな施設の設置に対しては、多額な費用も必要なことから、町の財政状況を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうですね。財政が一番でございます。幾ら多くの町民が望んでも、先立つものは金でございますので、大変なことは承知しております。

今回、辺地事業、山白石は辺地でございます。この辺地のほうは5年の事業で見直しもできる、追加もできるというような状況かと思ひます。辺地事業の中に盛り込んでやっていくというようなことも考えられるかと思ひます。ぜひその辺のことも、辺地事業と絡めてはどうかということをもう一度お伺いしたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民のアンケートにも公園の遊び場、子育ての充実というのは私も重々承知しております。浅川町は何もないと言っていますが、ありますから。それで、ほかの町村も自分の町には何もないと言っているんですよ。ですから、今後、その辺地事業の中に盛り込んでいけるのか、それは担当課に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

辺地事業の可能性についてですが、さきの全員協議会でもご説明しておりましたが、辺地事業債が充当できる事業については限定的に列挙されているものがありまして、つまりメニューが決まっております。集会施設などについては該当するのですが、こういう公園施設が該当するかについては、直ちにはちょっと回答できない状況にあります。ただ、そういった可能性も含め、辺地債以外の先ほど来出ていますように財源を見つけてくることも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） まず、辺地事業にできればこれ、最高ですが、それでないときはそうですね、各町村こういう事業はやってございます。これは規模の大小によりますけれども。こういう部分につきましても国・県の補助は探せばあるかと思えます。ですからその辺をぜひ検討していただいて、金を持ってきていただいて、早めに町長の言うとおりに、町長も認識しているわけですから、ぜひその公園の実施について前向きに取組をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、6番、渡辺幸雄君、（1）浅川中学校新校舎建設についての質問を許します。

6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） 私のほうからは一応、浅川中学校新校舎建築について、3点ほど伺いたいと思います。

昭和53年に完成し、今年で43年が経過します。その間で耐震工事の話があったと思うが、工事ができなかった理由を説明願いたい。

2点目です。耐震工事が困難と分かったとき、何年後に新築などの計画は考えなかったのか。準備期間は十分あったと思うが、説明願いたい。

3点目です。生徒たちの安全を考えるならば、最優先にやらなければならなかったと思うのですが、考えを伺いたい。

よろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順11、10番、角田勝君、（6）浅中校舎の改築は設計前に多くの町民の声を聞き十分な検討をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

浅中校舎の改築については、協議会なんかでもいろいろ説明があったり、つい先日は現地、建物の視察なんかもやってまいりまして、ひび割れている状況なんかもじきじき見まして、これは本当に本町としては建て替える、そういう時期にきているんだなというふうにも感じまして、私はこの質問の中で特に、この浅中の校舎については、すぐにひっくり返るような、そういうものではないでしょうけれども、やはり、置けば置くほど、今度は雨がしみたり、トイレのほうが悪れたりとか、そういうものも含めて、安全を確保するという点でも補助がついて、建設できるというふうな時期にやるのが妥当だというふうに思っております。

先ほど、4番議員さんの、本当に専門的な知識も駆使しながらのそういう質問がありました。やはり、教育をめぐる大事なものでありまして、とりわけ浅中は今後の公共事業、小学校や屋体や中央公民館、そのほかを含めるとそういうこの公共施設の建設との関係からも財源的にも非常に大変厳しい、そういう状況だなというふうにもこの間の総務課長の説明で分かりました。小学校と両方やるには切り詰めて給食費を半分をゼロにするというようなそういう覚悟がなければできないんだという、そういうことも聞かされて、本当に財政上も大変な問題だなというふうに認識を改めたわけでありまして。

そこでお伺いしたいのは、今言いましたように、この建築様式という点ではもう、今の時点では、今の時点
というか、鉄筋コンクリートがもう当たり前なんだという、そういうものになっているんだというふうには思
います。しかし、近年やはり、日本のこの木造建築ということも非常に発達し、あるいは工法上も材料的にも
丈夫なものができるというそういうことを考えれば、木造で2階建てでというようなことなんかできないの
か、こういうことも含めて、十分なやっぱり検討をしてほしい。

私は行ってこようと思っていたんですけども、ちょっと行けなかったんですが、宮城県の東松島小学校は
町を挙げて、あるいは仙台なんかも宮城県も挙げて木造建設で校舎を造ったということがNHKの特集番組で
やられまして、その中には、外国の人も男性が入って、人間とやはり人と木造建築、自然のこの木造でやった
場合と、鉄筋コンクリートのそういうものとの何ていうんですか、自然になじめないようなそういうものも含
めてやっぱり、木造がいいんだということを科学的にいろいろ証明をしながら、本当に多くの人たちと町を挙
げて論議をして、そして木造建築の小学校を造った東松島小学校の例がテレビで報じられまして、私もぜひ行
きたいと思ったんですが、なかなか行けない状況で行ってはいませんが、そういうことも含めて、やは
り今、基本的な設計、構想は、おおよその構想が教育長、課長等の話を聞くと、いわゆる財政上からは両方は
一緒にはできないということで、中学校をまず建設するというので、やりたいと。しかも一貫校か、それか、
おのおの近くに建ててやるか、その辺はこれからの問題だということですが、教育長の先ほどの答弁で
も、できればやはり近くに2つの学校があつて、連携する、国の方針に基づく4年、5年、6年のこの専門化、
こういうふうなことも含めて連携してやっていく、そのためにはやはり小中一貫校ではなくて、それぞれ独立
して、校長先生も2人いると、こういう形で小学校の卒業式もやれるような、そういう建て方をすべきではな
いのかなと、答弁なんか聞きながら私は思った次第でありますので、日程上様々な問題が、補助金との関
係でも出てくると思うんでありますが、速やかにこの多くの人の、4番議員さんにもありましたけれども、第
三者を含めた、あるいは専門家なんかの方々の意見も聞きながら、大いに町ぐるみでいろいろ論議をしていく。
どういう学校がいいのか、あるいは一貫校の問題、将来の小学校との問題、こういうものも含めて長期的な視
野に立って大きなやっぱり論議をしていくことが、取りも直さず私は今度の中学校の建設に、今必要なことだ
なというふうにしみじみ考えましたので、通告した次第であります。

それで、具体的にはやはり、どういう形でそういう論議を進めていくのかと。例えば副町長さんなんか第
三者的な目できちっと見ることもできるであろうし、あるいは専門家の意見なんかきちんと取り入れる必要が
あるだろうし、時にはやはり、この学校を卒業した人、あるいは小学生、中学生、こういう素朴な意見なんか
もやっぱり聞く必要があるのではないのかなというふうにも考えますので、それらの具体的な取組を今後、ど
うやっていくのかについてお伺いしたいと思うわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校施設関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

まず6番、渡辺幸雄議員にお答えいたします。

1点目につきましては、平成18年度に耐震診断を実施しており、「耐震性はあり」との診断が出ております。したがって、工事の必要はありませんでした。

2点目につきましては、耐震工事そのものは不要でしたが、平成18年度の第4次振興計画に校舎の新築ではなく、大規模改造事業が挙げられました。しかしその後、財政上の理由によって先送りとなっております。

3点目につきましては、議会定例会、議会全員協議会の際にもご説明申し上げておりますが、校舎の耐力度調査の点数が低く、県より危険建物と指摘されております。渡辺議員さんご指摘のとおり、最優先でやらなければならないと考えておりますので、今後、町の振興計画に盛り込み、さきの議会全員協議会でもご協議いただきましたように、中学校の改築を早急に進めてまいりたいと考えております。

次に、10番、角田勝議員にお答えいたします。

1点目につきましては、過日の福島県沖地震におきましても、建物に数か所の損傷がありましたように、中学校校舎は老朽化が進んでおります。ご指摘のとおり、校舎改築は喫緊の課題であると考えております。

2点目につきましては、中学生全員と教職員を対象とした学校施設整備についてのアンケート調査を実施して、いろいろな意見、要望を聞いております。

3点目につきましては、さきの議会全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、町民生活に大きく影響が及ぶことのないような財政面にも配慮した計画を立ててまいりたいと考えております。

4点目につきましては、今後、中学生の保護者への説明と、意見を聴く場を設けたいと考えております。4月に予定されておりますPTA総会の席上で、説明や意見交換を実施するため、中学校と調整をしているところです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 実際、経年劣化が進んでいると思いますが、延命対策で一応、時間が取れると思います。それである程度町民が納得したような形の計画を組むべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、まずは子供たちが喜ぶ建物、そして、財政面ですから町民が納得できるような中学校校舎を造ればいいかなと思っております。それでも様々な検討が必要かと思っておりますので、前進前進していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 生徒たちが最優先だから、やっぱり、この辺は十分検討しながら前に進めてもらいたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田勝君） 私も前段というか、質問の中でいろいろ述べましたけれども、やはり、何ていうんですか、内輪というか、内々の例えば建設委員会とか、そういう定まったような形での検討ではなくて、大いに議論が沸騰するような、それぐらいの広く、いわゆる第三者というんですかね、もう子育ても終わった人もいる、あるいは子育て中だと、あるいはほかの町村から来たんだとか、あるいは様々なそういう方々も含めた大

いに議論をやっぱり起こす必要があるのではないかと。そして、本当に財政難の中でこういう大変な思いをして中学校が建設されると、こういうことにやはり意識をしていただくということが私は非常に大切ではないのかなというふうに思うんです。

そこで、そういう協議をするアンケートを取る、その中で職員と生徒のアンケートを取って聞いているということではありますが、そのことはどういうふうなアンケートの結果になったのかもご説明いただきたいと思うんですけれども、やっぱり、専門家とか第三者とか、ほかの町から来た人とか、非常に客観的に見ることのできるようなそういう委員会なり、協議会なり、検討会なり、そういうものを私はきちんと立ち上げながら大いに議論を起こす必要があると、こういうふうに思うのでありますが、町長、その点はどういうふうにお考えでありますか。また、アンケートについては教育長からお伺いしたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、今回は先送りのないように、皆さんと様々な検討あるいは研修などを行って、教育の衰退のないようにやっていきたいと思えます。そのためには、当然、町民の声も聞きながらやらせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） アンケート調査についてお答えします。

4項目ありまして、まずは校舎整備の仕方についてということですが、新築したほうがよいという答えが改修工事よりも上回っております。教職員、生徒とも上回っております。それから時期についてですけれども、できるだけ早い時期がよいという回答が、それほど急ぐ必要はないという回答よりも上回っております。それから、場所ですけれども、現在と同じ学校敷地内に建て替えたほうがよいという回答が、今とは別の場所に建てたほうがよいという回答を上回っております。あとはどのような校舎がよいと思えますかということですが、一番多かったのは、現在と同じ造り、鉄筋コンクリートですね、それからその次は内部のみ木造としたほうがよい、それから全体を木造にしたほうがよい、そのような順序になっております。

あとは、要望ですが、これはいろいろありますが、きれいな校舎にしてほしい、トイレを洋式にしてほしい、地震に強い校舎にしてほしい、ロッカーを大きくしてほしい、テニスコートを整備してほしい、雨漏りしない学校にしてほしい、図書室をきれいにしてほしい、隙間風をなくしてほしい、更衣室がほしいと、いろいろそのほかありますが、以上のような結果でした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 子供の意見は全く率直だと思うんですね。雨漏りのしない学校にしてほしい、本当にトイレが使えなかったり雨がしみたり、そういうことを経験している、生徒としてもやはりそういう考えが強いんだというふうに私は思っています。今聞きました。

最後に、やはり、教育長が言うように、私も小中一貫校ではなくて、これは確かに4番議員が言われるように、この全国的な流れの中では私も、学法石川が中高一貫を取り入れたその頃からもう感じているんですけれども、やはり小学校、昔はところによっては12歳の立志式をやって、今でもやっているところもあるというこ

とを聞きますけれども、やはり小学校でいろいろ専門的な英語とか理科とか数学とかが専門の先生が入ってきたり、そういう交流もあるでしょうけれども、これからは。でもやっぱり小学校の課程を終わって、6年の課程を終わって、卒業式をやって、そして心身ともに何ていうんですか、大人に近い、みっちりしたそういう体と心を持って中学生として気持ちも新たにするという、そういうことは私は非常に、今まで私が経験してきた80年の人生の中でもそういう区切り、そういうものは私は必要だというふうに痛感するんでありますが、その点、町長はどういうふうにお考えでありますか。

もうそういうこともきちっと決めておく時期に来ておりますし、と同時に、やはりグラウンドが、小学校も中学校も減っていくんだということを考えても、グラウンドがやっぱり両方、例えばすぐ近くに、例えば建てるということになれば、私は一定の不足は出てくると思います。山小とか里小のグラウンドの利用なんかいろいろ考えられるでしょうけれども、先ほど、昨日見た現地の窓から見た状況では、今ならばやっぱり西側にこの買収に応じてくれるようなそういう土地も畑としては使っていないようなところもありますし、そういう用地の確保も可能ではないのかなど。この財政的にはいろいろ大変だと思うんですけども、そういうことも視野に入れて、検討をしてほしいなど、こういうふうにするのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も一貫校でなくて、考えは角田議員と同じでございます。今の場所で中学校、そしてあるいは小学校が区切り区切りでできたらいいなと思っております。とにかく前進いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、6番、渡辺幸雄君、（2）農業担い手育成支援事業補助金についての質問を許します。

6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） 農業担い手育成支援事業補助金について、2点ほど伺います。

町でも農地の集積事業に取り組んでいますが、受入れする担い手も大型機械の購入、施設等の増築等をしなれば受入れが困難になってきています。補助金を増額できないかという話もありますので、一応、この辺、町長のほうでどういうふうを考えているか伺いたいと思います。

2点目です。

令和2年度はカメムシの異常発生により色彩選別機で選別しないと販売できない米が発生し、集荷業者が大変苦労したと聞いています。町としても良質米の安定した販売のため、既に購入している担い手、今後購入を考えている担い手へ別枠の補助金を考えてもらいたいと考えますが、伺いたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、現在も担い手の方に対し、100万円以上の農業用機械や施設整備等を購入する場合、対象経費の10分の1を補助金として交付しております。この補助金は、次年度以降も継続していく予定でございますが、町の財政も非常に厳しい状況となっておりますので、現段階では増額は難しいと言わざるを得ません。担い手の皆さんの状況を理解しておりますので、財政の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

2点目については、今年度のカメムシの異常発生につきましても、話は聞いております。色彩選別機が高価

であり、負担が大きいことも聞いておりますが、1点目でもお答えしましたとおり、町の財政が非常に厳しい状況となっておりますので、別枠での新たな補助について難しい状況です。1点目と合わせ、今後の財政の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 農家も高齢化が進んでいます。受委託関係も個人個人の契約がしている農家が多いです。その中で、担い手も高齢化しています。もう機械で対応している状況だと思います。これから、一応集落営農、法人化の方向で町でもできるだけその方向で進めるような対策というのが必要だと思います。本当に法人化されたほかの地区から、浅川の土地の借入れ等する形がかなり増えてきております。そういう対策の中で、地域の集落営農等をこれから浅川町もまだ、1か所は取り組んでいると思いますけれども、これをできるだけ多く進めるような形で、今後の農業発展のため、一応、対応していつてもらいたいと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担い手も今、高齢化しているのは私も十分承知しております。今後の対策かなと思っております。また、法人化等で進めるように関係者と話し合いを持って今後進めていきたいと思っております。もしいい情報があれば当然いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） あと、浅川町、一応、ブランド化されたものって何もないです。農家関係でも、これ、できるだけ産品の中で一品でも町のブランドになるような形の作物を見つけていただきたいと考えておりますので、その辺も町長のほう、よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、渡辺議員が言ったとおり、ブランド化されたものがないということではありますが、当然これも、関係者と今後の課題かなと思っておりますので、会議を持ちながら前進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順10、9番、上野信直君、（2）老朽化している公共施設の改修計画と財政見通しはの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 質問します。

昨年11月に発表された学校施設整備基本構想の中間報告では、中学校敷地に小学校、中学校を新築することが最もよいとされ、費用は四、五十億円ということでした。しかし、今年2月の最終報告は、財政面を検討した結果、両校同時に新築しようとするれば学校給食費の半額助成制度を廃止するなど、住民福祉や要望を相当犠牲にしなければならず、財政指標も県内でワーストのトップクラスになってしまうので、小学校の建設は先送りし、中学校の建設を先行させたいというものになりました。

この判断自体は全く適切だと思います。問題は、学校施設整備基本構想を策定の過程で突きつけられた浅川町には、中学校と併せて小学校まで一緒に造る財政力がないという事実です。今後、中学校の後に何とか小学校を建設しなければなりません、ほかにも公民館、町民体育館、役場庁舎など、老朽化している施設が続いております。それぞれ多額の費用がかかるこれらの施設整備をどう進めるのか、それを本気で検討することはもはや先送りできません。

地方自治体の使命である住民福祉を維持・向上させつつ、施設整備問題にどう対応していくのか、この観点から以下の4点について伺いたいと思います。

1点目です。浅川町は小中一緒に建設できない財政力だと明らかになりましたが、町長はこのことをどのように受け止めたのか、認識を伺いたいと思います。

2点目です。今年度1,300万円の予算を取って町内全ての公共施設の今後の在り方について、個別施設計画をつくったと思いますが、そこでは諸老朽施設についてどう対応するとなっているのか伺いたいと思います。

3点目です。今後、施設整備のために新たな基金を設置する考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

4点目です。近隣町村で学校や役場などの施設整備が進んでいるのは過疎債を使っているのだろうということでした。では、我が町で人口減少が今のまま推移すると、浅川町はいつ頃過疎債が発行できる町になるのか、見通しがあれば伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、厳しい財政状況ではありますが、財政確保を図り、計画的に整備すべきものと考えております。

2点目につきましては、個別施設計画は現在策定中です。今後、所管する課との調整を図る予定であり、報告できる状況にありませんので、それらの方向性を見いだした後に報告させていただきます。

3点目につきましては、耐用年数を踏まえ、計画的な公共施設の整備は必須ですので、公共施設の整備を計画的に実施するため、基金を設置する考えです。どのような基金とするかは検討いたします。

4点目につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 4点目につきまして説明を申し上げます。

過疎債の指定を受ける要件の概要でございますが、これの指定を受けるためには2つございまして、人口要件と財政力要件の2つが必要だというふうになっております。これら人口要件につきましては、国勢調査の人口で算定をするということになっております。この人口要件についても、長期と中期の要件がございまして、これについてはどちらかに該当すれば可能だということでございます。

まず、長期の要件でございますが、国勢調査の結果から、過去の推移を見ますと、45年間の人口減少率が国で言う32%以上減少していれば人口要件の長期要件に該当するということが、浅川町においては昭和45年の国勢調査の人口が7,832人でした。45年後の平成27年、直近の国勢調査、令和2年は別として、その前の国勢調査、このときが6,577人で、昭和45年と対比して8.2%ということ、長期要件の45年の中で32%以上には程遠いという状況でございます。これが長期要件でございます。

次に、もう一点の中期要件ということがございまして、25年間に於ける人口減少率が21%以上というふう

なります。これについては、本町においては平成2年の国勢調査においては6,023名でした。それに対して25年後の平成27年には6,577人ですので、率にして9.2%でございます。国で言う21%という数値には合致しておりません。現在の人口ですが、令和3年3月現在では6,250人ですので、急激な人口減少とはなっていないという状況で、これらの人口要件には長期と中期、両方とも該当はしないという状況でございます。

もう一点の財政力要件でございますけれども、財政力指数が3か年平均0.5以下ということで、浅川町における財政力指数は0.35ですので、財政力要件については該当するという事になっております。

結果としまして、財政力要件は満たしておりますけれども、人口要件で急激な人口減少とはなっていないということですので、過疎債については該当しないという今の現状でございます。

質問にあるとおり、今後いつ該当するのかということについては、人口減少の見通しですので、現在においては見込める状況ではないという状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目でお尋ねをしたのは、町長は、浅川町は小学校と中学校一緒に造る、ほかの町村では取り組んでいるんですけれども、浅川町はそういう力はないという事実がこれ、突きつけられました。私は正直言って大変ショックだったんですね。浅川町は今まで健全財政だ健全財政だというふうに言われていたんですけども、でも実際のところ、小中一緒に造る力はないんだと、こういうことがはっきりしまして、大変ショックだったと。町長は、この事実を知ってどのように感じたんですか。私は大変ショックだったんですけども、町長はどのように感じたのか。その点を1点目でお聞きをしたかったということでもありますので、お願いをしたいと思います。

2点目の個別施設計画、これについては、まとめた後に報告をしたいということですが、いつ頃になるのか伺いたいと思います。

3点目の質問については、基金を設置するという事で、一遍にやるお金がないので、少しずつ貯金をして、それに対応していくということですね。具体的には今後検討するという事で、これは当然だと思いますので、了解しました。

4点目。4点目ではっきりしたのは、浅川町は、過疎債が発行できるような状況になるのは程遠いと。考えないほうがいいということだと思います。つまり、浅川町がいつか過疎債が適用になって棚からぼたもちが落ちてくるような状況はないんだと。これはもう、はっきりしたのではないかというふうに思いますね、今の答弁で。そういう気構えでこれから財政運営をやっていく必要があるんだろうというふうに思うんですね。その点についての町長、認識を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目は、私も議員4期やらせていただきました。財政は豊かだなと思っておりましたが、今回の小中学校が一緒にできなかったというのは残念でなりません。本当に町が、本当にこの小中学校造るには、町民にかなりの負担がかかりますから、私は小中学校は断念いたしました。せめて子供たちが要望しているきれいな学校、雨漏りのしない学校を造ってあげたいなと思っておりますけれども、何とか皆さんのご意見、そして町民の声を聞いてやっていきたいと思っております。

2番については担当課より説明させていただきます。

最後、過疎債、私は過疎債は望んでおりません。我が町が自分たちで生活できるような、豊かな町をつくるには、私は人口を増やしていきたいと思っています。そのためには何をするのかというのは、今後検討して、町民が喜ぶように人口増、町の活性化を目指しております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 2点目の件でございますが、個別施設計画については、現在策定中ということで、委託業務で発注しておりますので、現地調査をした結果を踏まえて、現在、委託業者と内容について精査中でございます。それらを踏まえて、個別計画の中で今後公共施設の在り方を町としての考え方を整理する必要もある関係上、もうしばらく時間はかかるかと思えます。一つ一つの施設について町としての方向性、これを十分精査、考え方を入れまして、報告としたいと思えますので、いつの時期ということは明言できませんが、本日の一般質問の中においてもいろんな公共施設の整備等についての方向性を見いだす必要があるということがいろいろご質問されていますので、早い段階で方向性はお示ししたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 4点目で、町長から力強い発言がありました。私も浅川町が今目指しているのは、人口減少を抑制した町づくり、人口を減らさない、その取組だということでありますので、町長ぜひ、人口増を図るために一生懸命取り組んでいただきたい。

ただ、1点目の点で、もうちょっと明確にお答えいただきたいんですけども、財政は浅川町豊かだと思っていたと。今回のこの事態は残念ではないかと、こういう答弁がありました。こういう浅川町の財政状況であれば、今後の町政運営に当たっては経費の節減を徹底し、無駄をなくし、住民福祉を後退させることなく財源確保に常日頃努めていく、こういう姿勢が必要ではないかというふうに思うんですが、町長、その点について明確な答弁を伺いたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く9番と一緒に。経費の節減に努めながら、福祉の後退だけはしたくありませんので、前進してまいります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）社川と殿川の合流点より下流部の堆砂除去と河川改修計画はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 度々質問しておりますが、一昨年10月の台風19号による大水害で甚大な被害が発生し、今後も大きな洪水被害が特に心配される社川と殿川の合流点に関する河川の整備について、3点伺います。

1点目です。現在、殿川の堆砂除去と堤防改修が進められております。ありがたいことですが、水害対策としては社川と殿川の合流点より下流部に積もった土砂やそこに密生している草木を取り除くことが一番肝腎だと思います。そこで新年度、社川を管理する県において、この地点の堆砂除去を行う計画はあるのかどうか伺いたいと思えます。

2点目です。合流点より下流部へしばらく行くと、茱萸ヶ沢地内で流れは急に屈曲し、川幅も狭くなっています。この川の流れが大洪水をもたらした要因の一つではないかと思いますが、県において、この箇所の改修計画はあるのかどうか伺いたいと思います。

3点目です。以上2点について、町の県に対する働きかけはこれまでどうで、今後はどうするのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、令和元年台風第19号災害を受け、県の治水対策も強化されております。社川の堆砂除去も当然進められると考えております。ご質問の社川と殿川の合流点は、町といたしましても重要な箇所と位置づけておりますので、実施箇所の選定に当たって県に要望してまいりたいと考えております。

2点目の改修計画につきましては、現在のところ実施予定はないと伺っております。

3点目につきましては、堆砂除去の河川の改修については、これまでも県に対し要望いたしております。事業の実施、採択に向けて、引き続き要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、私がお聞きをしたのは、新年度、県はその合流点より下流部の堆砂除去をやる計画はあるのかどうかということをお聞きしたわけでありまして。要望してくれているということでありまして、県の計画はどのようなふうになっているのか伺いたい。それが1点目です。

2点目は、河川改修の計画は今のところないということでありました。それはそれで結構です。

3点目です。これまで、町はこの合流点より下流部の堆砂除去、それから河川の改修、こういうものを県に要望するなり働きかけをしたことはあるんですか。それから、今後、働きかけていくお考えなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目については担当課より説明させていただきます。

3番目は、堆砂除去の要望は土木事務所等に私、会うたびにお願いはしております。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 社川の合流地点の下流側の堆砂除去の関係でございますが、はっきりとやりますということまでの回答は受けてはおりません。県議会今開催中ですので、予算の関係等もありますので。ただ、間違いなく来年度も社川の堆砂除去の予算はつきますというふうな、つくだろうというふうな想定をしております。殿川の下流、弘法山の下付近の堆積土砂及び雑木等の撤去につきましては、土木事務所さんのほうに昨年の段階からお話はしておりますので、予算がつき次第、そこを初めに手をつけていただけないかなというふうにご検討しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 話を伺っていると、社川、その合流点より下流部の堆砂除去についてはこれまでも県に

対して要望して、県でも恐らく予算をつけてくれるだろうと。予算がついたらそこを優先的にやりたいと、こういうことであります。これはこれで了としますが、もう一点の河川の改修、このことは町としては要望しているんですか。それから、これから要望していくお考えはあるんですか。その点を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 補足説明は課長よりさせていただきますが、私は当然、一昨年台風19号の災害はもう二度と嫌でございます。二度と体験はしたくありません。そのためにも、私は、県の治水対策もさらに強化していただき、堆砂除去も強く今要望しております。当然、改修工事等も要望しておりますが、補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 令和2年度における県への要望でございますが、社川の河川改修は要望順位1ということで、県で町との意見交換会の際にも所長をはじめ、来ていただきましたが、その中におきましてもご説明を申し上げております。さらに、現場確認ということで、日渡橋付近から下流側、あの合流点地点ですけども、河川の改修の計画、それから堤防のかさ上げ、そういうものも含めて、県のほうに現地でお話をし、何とかお願いしたいというふうな要望をさせていただいております。

ご質問の箇所は茱萸ヶ沢辺りの屈曲した部分についてなんですけれども、現在、災害復旧工事がやっている箇所等につきましても、原形のまま復旧するというふうなことで、その上流側にも屈曲箇所一部あるかなと思いますが、今のところ改修予定はないんですけれども、町のほうとしても、併せて要望をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）公共工事の入札の最低制限価格はどうしても必要なかの質問を許します。9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） しばらく前から町発注の公共工事の入札に最低制限価格制度が導入されました。これにより最低制限価格より安い札を入れた業者は失格となり、落札できないことになりました。この制度について3点伺いたいと思います。

1点目ですが、最低制限価格が導入された理由について、改めてお伺いをしたいと思います。

2点目です。最低制限価格は、法的に絶対これはつけなくちゃならない、必要なものなのかどうか伺いたいと思います。

3点目です。最近では、昨年12月の防災備蓄倉庫の建設工事で、1,480万円の札を入れた業者が落札し、これより55万円安い1,425万円の札を入れた業者が、最低制限価格を下回って失格となっております。これについて町民からは、きちんと仕事をしてくれさえすれば安くやってもらって何が悪いのかという声が聞かれております。この事例で、もし最低制限価格がなければ、町は労せずして消費税を含め、60万5,000円の町民のために使える財源を得ることができました。今後厳しい財政運営が予想される下で、町民のための財源確保をするという面からも、法的に可能であれば最低制限価格の廃止を検討すべきではないでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、平成13年度に施行した公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、国の指針が定められております。その中におきまして、各発注者が取り組むべきものとして最低制限価格の活用が示され、多くの地方自治体で導入されております。この制度が進められている理由といたしましては、低価格による受注を防止し、工事の品質を確保すること、作業員の労働条件の悪化や安全管理の不徹底を防ぐことなどが挙げられております。町といたしましても、こうした国の適正化推進の要請を受け、県内や近隣の市町村の動向を見据えた上で、平成30年度から制度を導入しております。

2点目の法的な根拠でございますが、地方自治体施行令の中に、最低制限価格を設けることができるとされておりますが、必ず設けなければならないという規定とはなっておりません。

3点目につきましては、ご質問のとおり、町の財源確保の点からも、より安い価格で発注するのが原則であります。先ほど申し上げた理由により、国の基準に準拠し、今後もこの制度を適切に活用してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 建前は分かるんですね、工事の品質確保。あんまり安くやったら、粗末な仕事になってしまうんじゃないかと。あと、労働者の保護と、こういうことだというふうに思うんですけども、工事の品質確保という観点からすれば、じゃ、最低制限価格制度がなかった時代の工事って、安くやられたものはみんなお粗末な工事だったのかといえば、そんなことはない。そんなことはないんですよ。それは、例えば町が発注するわけですから、町も厳しく監視をするし、検査もするわけでしょ、終わった後に。そういうことをやっているわけですから、安いからお粗末な工事になるということは必ずしもならない。それから労働者の保護という観点ですけども、公共工事は一般の仕事と比べて格段に割高なわけですよ。ですから、これを多少下がったところで労働者が賃金もらえないとか、危険な目にさらされるとか、そういうことはなかなか考えにくいだろうということで、そういうことで恐らく設けなさいではなくて、設けることができるというふうになっているんだと思います。

今の実態を踏まえれば、私はこれはもうちょっと慎重に対応すべきではないかなというふうに思うんですね、今のやり方については。先ほども言ったように、何の努力もなく60万円ぐらいの財政経費の節減ができるわけですよ。

もう一つ、疑問なのは、この最低制限価格の算定の仕方ってどういうふうになっているんですか。予定価格というのは、設計のあれから出てくるんで分かるんですけども、最低制限価格の算出の仕方っていうのは、これは法律で決まっているんですか、それとも町のほうで任意に決められるもんなんですか。まずその後半の部分の質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、慎重に考えていきたいと思っております。

なお、最低制限の価格はどうなっているのか、担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 町長説明のとおり、平成13年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する

る法律が施行されております。その前の平成5年の頃から中央建設審議会のほうから建議ということで政府に意見が出され、この制度がスタートしたというか話されてきたというふうにされております。

根底にございますのは、ダンピング、品質の問題もありますが、近年の土木作業員の問題もあります。労働基準監督署の会議や、あるいは県と町でつくっている発注者協議会の中でも言われておりますが、近年土木作業員の高齢化が進んで、3Kと言われる職場で過酷な労働環境から建設事業に就労する若い人もどんどん少なくなっているのです。そういう対策も含めて週休2日制やフレックス工事、それから工事の平準化、そういった一環の中にこの工事の最低制限価格の中身なんかも盛り込まれているのかなというふうに、根底にはそういうところかなというふうに思っております。

平成元年に法律の改正が行われて、公共工事の品質確保、働き方改革の一層の推進に向けてということで、全国の統一指標ということが設けられております。その中においても地域の平準化率、施工時期の平準化、あるいは週休2日工事の実施状況、それから最低制限価格の設定状況などが数字の指標として示されております。福島県におきましては、平成30年度の最低制限価格の導入状況ですけれども、59市町村中47市町村で導入されております。石川郡内では5町村中4町村が採用されております。

工事の最低制限価格を採用している率ですけれども、県の工事も含めて80%の工事で採用されております。国の指標としては、令和5年度の福島県の目標値を90%の工事で最低制限価格の導入を採用してほしいというふうな目標値も設定をされております。そういう一環の中で、町のほうとしても他町村の動向を見ながら採用してきたというところでございます。

最低制限価格の率の問題ですけれども、中央建設審議会のほうで多分、国のほうの率の設定をされております。直接工事費掛けるあとは共通仮設費にパーセントを掛ける、それから一般管理費の中でまたパーセント掛けるとそれぞれの経費の中にパーセントを掛けて、最低制限価格を算出しております。浅川町におきましては、国の算出基礎と全く同率の算出をしております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 入札でダンピング的なものが横行している状況だったらこういうのもありなのかもしれないかもしれませんが、今は、そういう状況はないんじゃないか、浅川町においては。であれば、これはぜひ再度検討していただきたい。それで、最低制限価格の算出の仕方は国の基準を基にしてやっているんだということなんですけれども、必ずしもそれに従わなければならないというものでもなさそうでありますので、その辺も加味しながら、もし継続するのであれば、もうちょっと幅を持たせた最低制限価格を設ければ、町民の財源確保につながる可能性があるわけですから、町の財政がこれだけ容易でないという状況でありますので、いろいろと知恵を出して、取り組む一環としてこの問題についてもぜひ検討を重ねていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど答弁したとおり、今後、慎重に考えて進んでいきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）回覧板は古殿や平田のように月2回にして、町民の負担軽減をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 現在基本的に毎週出されている回覧板を回すという仕事は、足腰の弱った高齢者などには負担となっております。回覧の内容が町民にとって不要不急のものだったり、量が多いとなおさらであります。さらには班に入っていない人には区長さんが一軒一軒届けていますが、世帯数の多い区長さんの負担は大変なものだと伺っております。

そこで、町民の負担の軽減の観点を中心に、以下3点伺いたいと思います。

1点目です。古殿町や平田村では発行は月2回になったということです。緊急・重大な場合は別にしても、我が町も内容を厳選したり、広報あさかわを活用したり、早めに準備するなどして回数を原則月2回に減らすべきではないでしょうか。考えを伺いたいと思います。

2点目です。1戸1枚で配られるものの中に、多くの家で取られないものがあります。各戸に1枚ずつ配る必要があるかどうかを十分吟味し、必要性が乏しければ回覧方式や広報あさかわへの掲載などに改め、経費の節減に努めるべきではないでしょうか。

3点目です。最近、「すかつと」という月刊情報誌が回覧で配られるようになりました。これは須賀川市内の民間会社が発行しているものであります。これまでは回覧で配るのは公的なものに限られ、言わば私的な発行物は配られなかったと思います。ある意味、営利の私的な発行物を定期的に回覧で配るというのが妥当かどうか、認識を伺いたいと思います。また町は、発行会社から配布手数料をもらっているのかも伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、取扱いについて庁舎内で検討するとともに、区長会の意見を踏まえながら対処してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、町民への周知につきましては回覧版及び各戸配布など、周知事項により区分しておりますが、再度内容を精査し、取扱いを検証いたします。

3点目につきましては、月刊情報誌「すかつと」は、区長会の中で説明し、ご協力をいただき配布しておりますが、次年度からは発行所が取り扱うことで確認をしております。また、町の情報発信も兼ねていましたので、配布手数料はいただいております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今の毎週を週2回にするかどうか等を含めて庁舎内で検討した上で区長会でもいろいろ話をしてみたいと、こういうことですので、1点目は了解しました。

2点目については、これもいろいろと精査をして対応したいということですので分かりました。

3点目については、新年度からはこの発行会社が配布をするということで回覧で配るということはなくなるということですか。そういうふうに理解はしましたけれども、私的なものを、公的なものでないものを私的なものというふうに言えば、私的なものを回覧で配ることができるのかどうか。こういうことをやるにはやはりそれなりの基準、これが必要だと思うんですよ。町長が気に入ったものは、これは私的なものでも回覧で配りますなんて、こういうことはやはりできないと思うんで、やはり、そういう誰にでも平等に対応できるようにきちんとした基準をつくって対応していただきたいと。今回は新年度からは配られなくなるということ

でありますのでそれはそれで了解しましたが、今後は、そういう対応をぜひ検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 検討させて、9番議員さんが言ったとおり、町民が不信を持たないようにやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）スペースのあるごみ集積所には町がダストボックスの設置をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 以前にも伺いましたが、目に見える進展がないので、改めて2点伺います。

1点目として、ごみ収集に関する責任者は、町か、区長か、住民か、まず認識を伺います。

2点目です。カラスに荒らされてごみが散乱しているごみ集積所が後を絶ちません。美化指導員さんが幾ら気をつけても駄目です。この状況もあって、区長さんは集積所を管理する美化指導員さんを見つけるのに大変苦労されております。古殿町のような立派なものは求めませんが、せめて設置スペースのあるごみステーションにはダストボックスを町で設置すべきではないでしょうか。昨年の6月議会でも質問し、検討するということでしたので、検討の結果どうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目のご質問のごみの収集の責任者についてですが、住民はごみ処理に関して市町村の適正処理推進に協力されるよう、また市町村は適正なごみの処理を行うよう努めるとされていることから、住民と町がお互いに共同でごみの処理を推進していると認識しております。

次に、2点目のダストボックスの設置についてですが、6月議会以降もステーションの調査・検討を進めてまいりました。町内においては、ごみステーションが道路沿いにあたり、個人宅前だったり様々な土地の形態になっております。ダストボックスも折り畳み式や移動式、小屋タイプなどの検討も行いましたが、管理上の問題やごみ排出のルールの問題、公平性の面があることから、多くの市町村で実施しているごみステーションの整備費用の一部助成など、近隣町村の状況を調査しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですが、これ、住民と町が共同で責任を負うんですか。それ違うんじゃないですか。住民はあくまでも協力をするということであって、責任の主体はこの事業の主体は町にある、これは明々白々なことじゃないんでしょうか。1点目、再度伺いたいと思います。

それから、2点目、いろいろ検討してきたと。管理上の問題、あるいは公平性の問題、あと何とかの問題ということで、まだ引き続き検討したいということだったというふうに思うんですけれども、管理上の問題も公平性の問題も全てこれ、やる気になればクリアできる課題だというふうに思います。全ての集積所に設置することはこれは不可能です。場所がないところがたくさんありますから。ただ、設置するスペースがあるのに設

置をされないでいて、年がら年中カラスに荒らされてごみだらけになっている集積所が幾つもあると、この事実具体的にどう対応するんですか。私はそのことを聞いているんですね。何度も聞いているんですけども、毎回同じ話ではこれは全然進んでいないということだというふうに思うんですよ。可能などころに対してはやはり実施すべきだと。確かにそれ、場所がなくてつくられないところにはできないわけですから、不公平じゃないかという声は出てくるかもしれませんが、これはしょうがない、それは。ある意味しょうがない。遠くの小学生がバスに乗って近くの子供は乗れないのと同じ。これはやむを得ないことだというふうに思います。そういうところはきちんと割り切って、今のあまりにもひどいごみ集積所の在り方をやはり変えるために、一歩踏み出していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初の1点目、私はこう言ったんですよ。「町民と町がお互いに共同でごみの処理を推進していると認識しております」と申しました。最終的にはごみを収集する云々は当然、町が責任持ってきれいにしなくてはいけないと私は思っております。

あと、2点目、全然進んでいないということですが、当然、設置スペースのあるごみステーションには今後設置する方向で様々に検討してまいりたいと、担当者と検討していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 了解です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順11、10番、角田勝君、（2）コロナ感染に伴い介護サービス等の利用者の状況と高齢者等の暮らし改善を目指すべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） ただいま議長が読み上げたお題であります。私から繰り返す必要はないと思うんですが、この新しいコロナの問題で、とりわけ高齢者の方々は非常に大変な思いをしているのではないかと思います。高齢者は、一日中何もしゃべれなかったり、一人で例えば3日も4日も暮らすというようなことは、今までの経験を生かしてそれぞれ工夫して生きているんだと思うんですが、それにしてもやはり一番近所の友達やお隣の人とお茶を飲んだり、会話をしたり、そういうことがやはり生きがいに、ぼけを防止するというそういう面もありますし、健康で長生きするそういうものの障害になっていることも明らかだと思っております。

私がある独り暮らしのお年寄りのところに行きましたら、3日間誰も来なかったんだと、こういう話をされて、本当に言葉さえ忘れてしまうというような、こういうことさえ生じるんだと。だから、本当に一声かける、声かけ運動なんていうのもありますけれども、そういうこの日頃の交流なりそういうものが非常に大きな高齢者の命と暮らしを守っていく、そういうものにつながっていくのではないかというふうに痛感した次第であります。

そこで、今浅川町では65歳以上が2,200人というふうにコロナの問題での、ありましたけれども、この人たちの今の暮らしの状況、これは一体どういうふうになっているのかなというふうに心配すると同時に、その方々への介護サービスなどのいわゆるサービス事業、あるいは様々な福祉事業の利用の、あるいは在宅のサー

ビス、こういうものが今どういうふうになっているのかなというふうの一つは思います。その実態をぜひ明らかにしていただいて、問題はどうかと、今どういうところに努力をしていっているんだということも含めてお願いしたいと思うのであります。

2つ目として、いわゆる高齢者の独り暮らし、あるいは障害者などへの対策はこのコロナによっていろいろ障害が生まれていると思うわけでありますが、どういった巡回サービスや声かけや、様々なサービスや町の対策としてやられているのかどうか、この辺も特に独り暮らし、障害者、こういう方々への福祉の施策であります。

3番目には、この浅川町からこのコロナによってこういう状況の中で一人でも自殺者やこの手後れのお年寄りが出るなどということのないように、きちっと対応していただきたいというふうにも思っていますが、その点、町長どういったふうにお考えですか。お伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の新型コロナウイルス感染症に伴う介護事業の状況であります。居宅サービス、施設サービスともに十分な感染症対策を講じながら、通常どおりサービスを提供しております。ただし、地域支援事業である地域サロンにつきましては、福島県独自で実施した緊急対策期間においては積極的な活動とせず、各サロンの自主的活動としておりました。

2点目の独り暮らしの高齢者や障害者への対応につきましては、民生児童委員や社会福祉協議会の介護支援専門員、地域包括支援センターと連携し、電話での安否確認や自宅への訪問を行っております。

3点目につきましては、この新型コロナウイルス感染症の影響で、孤立化や疎外感などにより自殺者などが出ることはないよう、地域連携ネットワークの構築を強化してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 再質問いたします。

お伺いしたいんですけども、例えば、コロナのこういう状況になって、こういうところが改善している、特に留意をしているというようなことが私は先ほども言いましたけれども、声かけの問題を含めて改善された点はあるのでありましょうか。そのことが一つと、それから、独り暮らしの高齢者、非常に年とともに多くなっています。こういう方々への声かけやあるいはサービス、そういうものなどがコロナのこの状況になってどういったふうに変更され、どういった状況であるのか、数字も含めてお伺いしたいと思うのであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の介護サービスなどの状況はどうなっているのかということで、コロナ対策としましては、まず、介護事業所、さぎそう、それから社協に関しては、うちの感染状況を即座に伝えるような形でそこに感染者の関係者の濃厚接触者がいないかどうかの連絡を常に行っております。一時、濃厚接触者ではないんですけども、家族関係があったということで、即座にサービスを停止するような形で対処した回数も2回ほどあります。

それから、町として独り暮らしの障害者、高齢者についてどのような対応を行っているかということなんですけれども、数字的な内容はちょっと説明できないんですけれども、県が定めた緊急対策期間、2月14日までにつきましては、やはりこれ、個人的な訪問は難しいということで、自粛をしておりますが、民生委員さんの協力を得て、今週も独り暮らしの高齢者の自宅に訪問しているという経過があります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆるこういう形で改善されたというようなことなんです。例えば、今課長言われているように、やっぱり頻繁に訪問するなんていうことはこれ、できないというか、コロナの段階で感染の問題も含めて慎重を期す必要があると思うんでありますが、やはり、それ以上に私は、お年寄りには感染以上にそういう孤独感や何ていうんですかね、様々な状況が精神面にも体の健康という点でも私は不調を来すそういう原因になっているんだと思うんです。ですから例えば、電話で1か月に2回かその辺は行くことがままならないのであれば電話で消息を尋ねるとか、あるいは民生委員さんに頼んでそういう方がいないかどうか訪問してもらうということも私はきちっと感染を防止する対策を取ってやればできるのではないかなと思うんでありますが、そういうことはやられているんでありませうか。感染がこういう状況だから訪問できないという、そういうことは私は何ていうんですか、完全な感染予防をして、きちっと対処すれば、訪問することも私は可能だと思っておりますが、その点はどうなんでしょうか。もう少しやっぱり、改善をしていく必要があるんじゃないのかなと。そうでないと、ますます介護度が今まで要支援だったのが要介護になる、あるいは耳がどんどん聞こえなくなる、しゃべることができなくなる、あるいはぼけが入る、そういうものが進んでいくんだと私は思うんです。その点はどういう形で改善を進めていくかということも含めて、私はやっていく必要があるのではないかなというふうに思うんでありますが、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 新型コロナウイルス感染症のワクチン対策の中も追われ、こういった高齢者の対策もということで、なかなか職員が直接動くのはなかなか難しい状況にあるというのをご理解いただきたいと思います。

まず、国の保険、介護保険を適用受けている方につきましては、地域包括センター、それから各ケアマネ担当が連絡をして、電話での対応、この間の地震のときも電話での対応を行って安否確認とともに、コロナで変わった状況がないのかというような安否の確認は行っております。

それから、民生委員に関しましては、先ほども申しましたように今週、身分を明らかにした上で、各高齢者の自宅に訪問しております。会えなかったところにはこういう形で私が訪問しましたというような形で置き手紙と一緒に簡単な消毒のぬれティッシュですか、それを配りながら確認していただくような形で事業を実施いたしております。

○議長（円谷忠吉君） ここでお諮りします。本日の会議、時間内に終了するのは難しくなりました。延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、延長することに決定しました。

それでは、続けます。

(3) 生きがいデイサービスの改善はなされたのかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番(角田 勝君) 前の議会にもこの問題、取り上げて、善処方を要望しておいたわけではありますが、どういうふうになったのか。いわゆるデイサービスを受ける人々が前と違って、北側の日の当たらないいわゆる何というんですか、曇のない、そういう部屋に終日なくてはならない。と同時に、お昼休みは机に顔を伏せて休まなければならないという、そういう切実な声何人かから寄せられましたので、私はそれを、そういうことを改善してほしいということを願ったのでありますが、どういうふうになったのか、経過をお伺いしたいと思います。改善されたのかどうかということでもあります。

2つ目は、この生きがいデイサービス、これは町が本当に県下でも誇るお年寄りの施策として非常に喜ばれた施策であって、子どもは誇りに思っていたのでありますが、介護保険が施行されると同時に様々な状況が変わってきたということも分かります。しかし、そういうことがよい方向に行っているのではなくて、むしろ反対の方向に行っているのではないのかなというふうに、過去の論議から思うわけでもあります。やっぱり福祉はもうけを追求するものでないのは、これは誰もご存じのとおりであります。むしろ、福祉事業をやって、赤字になるのはある意味ではもう、やむを得ないぐらいの、そういう覚悟が私は必要だと思います。ただやはり、赤字がだあとと続いて、存続さえも危ういということになれば、これはいろいろ改善しなくてはならないと思うのでありますが、そういうことを考えて、ぜひこの事業をもっと広げて、例えば募集なんかもやってないんだということではありますが、今の介護保険の中でのデイサービスとは違うわけですから募集やそういうことなんかも利用条件なんかも含めて、費用なんかも含めて、明らかにしながら、むしろ広げていく、こういうことをやるべきであろうと思うのでありますが、その点であります。

3つ目には、これ、福祉センターのそういう今までのこと考えますと、浅川町ではほかの町村と違って温泉も出ないということもあったんでしょうけれども、入浴できる、町民ができる施設というのはあの福祉センターだけだったんですね。前は男性と女性の風呂がちゃんとあって、入浴できる、そういう状況だったんですが、それがやっぱり施設の手狭な問題から1つの入浴施設になる。そして時間がだんだん制限されて、介護保険のデイサービスを実施するようになったからだと私は思うんですけども、そういうことに伴って今度は、入浴の時間も本当にごく限られた時間になって、今はいつ町民が行って入浴できるのか、私も分かりませんが、本当にこの浅川町はそういうお風呂に入ることもほかの町村と違ってそういう施設が一つもないという、むしろ、そういう意味では後退しているのではないかなと言わざるを得ない側面が私はあると思うんです。そのことについてもどういうふうになっておるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長(円谷忠吉君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) このご質問に関しましては、9月議会、12月議会においてもお答えしたとおりであります。生きがいデイサービスが介護事業の地域支援事業の一つとなっていることから、事業運営の内容に関することですので、できる限り利用者の要望に応えられるように、また、利用者に喜ばれるようなサービス内容を

つくり出せるよう、事業主体の社会福祉協議会と今後様々な検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私、3つのこと今言ったんですけども。

○町長（江田文男君） ですから、様々な検討をさせていただきたいと思います。12月に9番議員にも言ったとおり、もう少しの間お待ちくださいと言ったとおりでございます。もう少しお待ちください。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これ、1から3までありますけれども、全てもう少しお待ちくださいという、そういうことでありますか。それはもう、私は言わば、半年にわたってそういうことを繰り返してきているんですよね。私が質問を通告したときに、こだま新聞を見て、この利用者の方が、いや、本当に、実情はそうなんです。以前のような形に改善してほしい、そしてサービスも改善してほしい、こういうふうなことを直接お年寄りの方が電話でよこしてくれたんですね。そういうものになぜ答えられないんですか。もう少し待ってください、もう少し待ってください、そんなことできないことではないでしょう。やっぱり内部を、社会福祉協議会でやっているんだというふうに言っても、町長は社会福祉協議会の会長でしょ。そして1,000万円を超える補助金も出しているわけでしょう。今度は敬老会とか様々な仕事が今度は、社協は委託してやらない、そういうふうには予算上はなっているようでもありますけれども、仕事は減らして、福祉も後退させて、もう少し待ってほしい、もう少し待ってほしい、そんなことは私は許されるべきではないと思うんです。もう少し待ってほしいというのは、4月になれば年度替わりだから、そういうことがきちっと改善できるんだと、こういう確約なんですか。そのことから伺いたい。

そして、私が指摘しているように、あの福祉センターをめぐって、いわゆる福祉の、町民に対する入浴の問題もどういうふうになっているんですか。私の質問に答えられないんですけども、そういうことなんかも含めて後退しているんじゃないでしょうか、どんどん。いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 福祉の後退はしておりません。それで、たしか、9月、もっと前に、私が町長に就任したとき、インフルエンザが大流行でありました。これ、2年間続いております。日本全国死亡者も出ておりました。その中で一般町民の方が入浴に来ておりました。私は唖然としました。私そのとき、所長に言いましたよ、なんで入浴しているんだと。感染者が一番怖い時期になぜ入浴しているんですか。洗剤を使って。そして、感染する率が多くなるじゃないですか。私はそのときに所長に言ったのは、とにかく今の時期インフルエンザ、必ず命を取られるから、高齢者の方は、私はその場で明日からやめさせるように言いました。どっちが大事なんですか。一般町民の健康な方と入所している方の命。私はそういう関係でインフルエンザで2年連続死亡者が出ておりましたからやめさせました。

〔「そんなことは聞いていない」の声あり〕

○町長（江田文男君） それで、今、インフルエンザが収まったなと思ったら、今度コロナですよ。コロナで町民が風呂に入れますか。入れないんですよ。ですから私は、苦渋の決断をして、入浴を今現在やめさせております。今後も恐らく町民が入浴することはしばらくの間はありません。

あと、生きがいサービスも、お話は聞いております。私もお話は聞いておりますよ。それは議員さんも聞いて

ているでしょう。今、もう少し、しばらく待ってくださいと言ったのは、今、椅子で座って、生きがいサービスやっております。今、職員同士が検討をしております。あるいは、来週中にも畳に戻る可能性があります。ですからまだ決まっておられませんから、もう少し待ってくださいと言ったのはそのことです。どんなことあっても福祉センターが衰退するということは高齢者が大変、サービスがなくなるということですから、どんなことあっても衰退させることはありません。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長ね、インフルエンザのこと、私聞いていないんです。ただ、そういうコロナのような状況だから入浴については確かに、一般の町民の入浴は今のところは断わるというか、できないんだと、それならそのようにきちんと回覧板で回して、どういう状況なのかというようなことも含めて、今はやめているんですと。あるいはこのいわゆるこのお年寄りの生きがいデイサービスの問題は、今、様々な状況があるのでどうしても改善することができないんだと。でも、私はもう半年も過ぎて同じことが解決できないような首長であれば、私はちょっと首をかしげたくになりますね。と同時に、社会福祉協議会の会長でしょ、いろいろ問題ありますよ。それは、所長の問題とか、様々な問題も議会で論議がありましたけれども、しかしそれを解決して、きちっと軌道に乗せるのは、やはり町長、社会福祉協議会会長、あるいは担当の職員の方々と力を合わせてやっていくというのが当然ではないのでしょうか。

ですから、ちょっと待ってくださいと言って半年も引き延ばすようなことであってはならない。それは今聞きましたのは、来週中にも決まりますと、こういうふうな答弁でありますから、それはそのように決まるんだというふうに了解しますけれども、もっとやはり、長として積極的な姿勢を取る必要があるんだと思うんです。それは何も外部の人たちとけんかやれとか、争いをしろなんてそんなことを言っているのではないんです。やっぱり利用するお年寄りが喜ぶように元に戻してほしいという、そういう切なる思いでしょ。それができないような福祉がありますと、私はそんなことはとても問題にならないなというふうに思うんです。

ぜひ、来週中には……。

○町長（江田文男君） 来週中って、来週にできる可能性と言った。ちゃんと聞いてそれを……。

○10番（角田 勝君） いや、俺も来週決まりますと、こういうふうに聞いたんですけども、努力するということを言ったということですか。可能性があると。

○議長（円谷忠吉君） 町長、今、10番議員、質問してください。質問してください、そのまま。

○10番（角田 勝君） そういう私の聞き間違いだということでもありますけれども、近く、そういうことをやっぱりしていきたいと、そういうことだということで、それは確約していただきたいと思うんです。それは決まりますというよりも、決めますということで私はつながるんだと思うんです。いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、決定するのは私であります、やるのは職員でございます。職員がやりやすい職場をつくるのが福祉向上になると思っております。私が頭からこれやれあれやれでは、士気が下がります。

〔「そんなこと言っていない」の声あり〕

○町長（江田文男君） 話聞いてくださいね。

それで、その生きがいサービス、私もいろんな話を聞いております。そういう中で、やっぱりまず職員の話

を私は聞きました。それで、まずはお金もかかるいろいろな面であるから、まず最初こっちからやろうという一つの選択だったのではないのでしょうか。職員としての話合いで。それでそれでもやはり苦情が出たということで、私はお話をさせていただきました。そうしたら、あれやるのは職員ですから、職員が話をして、それじゃあもしできるだけであれば、4月からじゃなくて、一日でも早くできるように今話をしているところであります。早ければ来週にできる可能性があります。やはり、時間をかけていただければ、4月からできると思っております。なお、そういう利用者の意見を聞きながらやっていきますので、ぜひ、私の言い分も聞いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）放射能対策の塩化カリ配布と利用についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） その表題については、予算書を見て、今年からやめるということが明らかになっておりましたので、ああ、そういうことになったのかということで、私が考えていたそういう方向に至っているんだなというふうに思いました。ただ、この塩化カリの配布と使用については、なぜやらなければならなかったというのは、放射能が吸収しやすい、する、そういうものとして原発の放射能を米に含有しないようなそういうことに役に立つのだということで使ったわけでありまして。やはり、一番目の無駄使いではないのかなというふうに指摘しているのは、もうほかの町村では石川管内でも浅川町だけなんだというふうに聞いているんですけれども、そういう状況をやっぱり米の何ていうんですか、全袋検査、こういうことを抽出検査にしたら、こういうふうなことと同時に、いち早く科学的なデータを捉えてやめるべきものはやめる、そして散布料なんかも以前は東電からきちんと農協の口座に入っていたんですけれども、今は私も口座を見ただけなんですけれども、それらしいものは入っていないんでありますが、そういうことについても、町は、いわゆるこの給付をするだけであって、賠償まではそういう意味では考えていない。特に配布の賠償なんていうのは、農協で取り扱っていたと私思うんでありますが、そういう点を考えても、もうやはりやめたのはよかったなと、こういうふうに思うんであります。

ただ、やめるにも回覧物の一通で、今年から、これからでもいいと思うんですけれども、塩化カリのものについては放射能との科学的なデータ、こういうものでこれこれこういうふうなので、配布をやめますというようにそういうお知らせみたいなものが当然あってよいのではないかというふうに思うんですが、そういうものも何もなくて、いつの間にか消えてなくなったというふうなことであってはならない。やはりそういうことが私は非常に大事ではないかと思うんでありますが、どうでありますか。

それから、このこれらの塩化カリの配布については、町では賠償金をきちっと、去年までの配布についての賠償金はもらっているんでありますか。その点もお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

この塩化カリ配布については、放射性セシウムの吸収抑制のため、県からの指示により各農家へ配布したものです。その購入費については、全て県からの補助金となっております。

1点目の土壌検査については、米の全量全袋検査において、一度でも基準値を超えるものが出なかった場合、各市町村が行うこととなっております。しかし、数ある中には、実際には超えていなくても、機械の反射などの関係で基準値を超える数値が出るものもあり、土壌検査の段階まで進めませんでした。

今年度から、避難指示が出た12市町村以外の市町村がモニタリング検査に移行したことに伴い、今年度に各市町村で土壌と米の汚染状況などの検査が行われ、浅川町では土壌、米とも汚染されていないことが確認されましたので、今年から塩化カリの散布対象地域から外れました。よって、今年からは農家への塩化カリ配布は行いません。

2点目については、各市町村での塩化カリ購入費は全て県からの補助となっております。今年から対象地域を外れているため、今後は塩化カリの配布、県からの補助金とともに予定はございません。

3点目について、町においては、決められた量を配布するようお願いし、周知してきたところであります。散布していない農家への県からの指導などは特にありませんでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これは散布をしないということになったんですから、私もよいと思うんですけども、何ていうんですか、なぜ配布をやめるんだということについて、やっぱり回覧板を回すとか、そういう周知は私は必要だと思うんです。そして、塩化カリを多用すると米がまずくなるとか、様々な弊害が出るんだというようなこともあったんでしょうけれども、本当にこの浅川町の農家を見に行くと、塩化カリを納屋の前にかんと積んだり、袋が破れてね、出ていたり、いろいろそういうことが本当にあって、見るにも、まさにこれね、税金の無駄使いだなと、こういうふうにしたものでありますから、質問したわけでありまして。いわゆる今やめるということはこういうことなんだという、回覧板の一通もぜひ回していただきたい。散布しろ散布しろって言っても、そういうときにはこれこれこういうふうだからということ言うんだけど、やめるとき何の話もないというのもこれは道理の通らないことであると思うのでありますので、それはお願いしたいと。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

質問にございました塩化カリの配布についてですが、町長答弁にもありましたとおり、県のほうからの指示により、塩化カリの購入費は県のほうで出すので、農家のほうに配布してほしいということで、今まで、昨年まで配布しておりました。

県の指示のとおり、面積に応じて、この程度の含有量のを配布してくださいということで、それに従ってやっていたものでありまして、その購入費は全て県からの補助金で町のほうでは一銭も出しておりません。

質問の2番目にあります散布経費の賠償金からというお話ですが、そちらは農協のほうで取りまとめたようなので、町のほうを通していませんので、町のほうではちょっと承知してはおりません。

塩化カリ、予算上は配布する、購入するという点からも補助金が来るということで、予算のほうは計上させ

ていただいておりますが、つい最近、土壌検査の結果、福島県において、浅川町は塩化カリの散布対象地域から外れたということで決まりましたので、今年度はもう配布はしない、補助金も来ないということで補正予算のほうでどちらも落とさせていただきます。

この対象地域から外れたということもつい最近の正式な通知ですので、ちょっと配布しない、例年だと今頃配布していましたが、ちょっと遅れてはいますが、通知はしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（５）タクシー利用券の配布は遠いところの人には多くして喜ばれるような改善をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 1つは、配布の状況、利用の状況、こういうものがどういうふうになっておるのか、あるいはどういう問題点があるのかお伺いします。

2つ目には、やはり実情に合ったように、町から遠い方々にはやはりこの、利用券の配布の量を多くするというのが実情に合ったそういう改善ではないのかなど、こういうふうに思います。

それから、3つ目には、随伴者の無料乗車、これは私も確認していなかったんですけども、これはどういうふうになっているんですか、その辺も含めてお伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、本年2月25日現在の交付者数は453名、月平均使用件数は約450件で、利用額としては毎月約22万円の利用状況となっております。

2点目につきましては、本年度からの事業取組ですので、利用状況を踏まえ、交通弱者対策としての目的に合致することとなるよう、有効活用を検証及び精査してまいります。

3点目につきましては、同乗者の料金は発生しないものと理解しております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、2番目の問題で、利用状況が、これからよく精査しながら、実情に合ったような、そういう形に交付のあれを考えていきたいというふうな、そういう旨の答弁だったと思います。これは、例えばどういうことなんでしょうか。発行はしたんだけど利用しないで時効になってしまうというようがかなりあるということなんでしょうか。だとすれば、そういう状況なんかも含めながら、やはり遠い方々には多くしていくということは可能ではないでしょうか。そういう運用を改善していくことによってできるんじゃないかと、私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今年度から始めたすばらしい、私、制度だと思いますよ。これ本当に、高齢者は買物弱者として有効に使っていると思います。私はこれ、福祉後退じゃなくて、前進ですよ、これは。そう思っています。

それで、遠い方には多くやるというのは、これは今後の課題です。これは間違いなく。やはり、税金は私は

皆平等に使うと思っておりますので、遠い近いはね、ちょっと今後の課題にさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 利用する人は、非常にこれ、喜んでいます。確かに今町長言われたように。私はこれ、福祉後退しただなんていうことは一言も言っていませんから、それは前進だというふうに私も思います。ただやっぱり全ての方に平等にといいふうな、それは原則だと思うんですが、実情というのはやっぱり遠い方は多くなければ、何ていうんですか、住んでいるところから、たちまち使ってなくなってしまふというものになるんだと思うんです。ですからそれは、実情に合った形でやっていくということは、平等にやっていくということに決して反するものではないんだと。そこところはやっぱり町長もね、考えていってほしいと。

これから、十分検討する課題だと、こういうふうに町長も言われておりますので、ぜひその課題を解決して、そういう方向に持って行ってほしいと、重ねて要請するんでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） このタクシー券、遠いところから来ている方に私からも電話いただいております。すぐなくなってしまったと。仕方ないんですよ、遠い人は。確かに病院に行ったり、買物行ったりいろいろ確かに利用していたのは間違いありません。そしてわざと電話いただきました。本当にこういう制度つくっていただいてありがとうございましたということでした。

それで、近くの方は使っていないです。ただ、もらえるから、もらったという方もいるんですよ。ですから、10番議員、今後の課題とさせていただきます。前進いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 5時18分